総務省独立行政法人評価委員会

郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会（第２５回）

日　時：平成２５年８月２日（金）　１０：００～

場　所：第一会議室（総務省１０階）

議　事　次　第（案）

１．開　会

２．議　事

（１）独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の平成２４事業年度財務諸表に関する意見聴取

（２）独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の平成２４事業年度業務実績評価の決定

（３）その他

３．閉　会

総務省独立行政法人評価委員会
郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会（第２５回）

配布資料目次

資料１　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の平成２４事業年度財務諸表に係る承認申請書

資料２－１　平成２４事業年度項目別評価調書（案）

資料２－２　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の平成２４年度の業務実績に関する項目別評価総括表（案）

資料２－３　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の平成 24 年度の業務実績に関する全体的評価表（案）

＜参考＞

参考１　平成２４事業年度業務実績評価のスケジュール

参考２　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の業務の実績に関する評価基準等及び分担表

参考３　総務省独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会における評価の考え方

参考４　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構第 2 期中期目標

参考５　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構第 2 期中期計画

参考６　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構平成 24 事業年度計画

参考７　参照条文

参考８　総務省独立行政法人評価委員会議事規則

参考９　分科会委員名簿

平成２４事業年度

財　務　諸　表

第６期

自　平成24年4月 1日

至　平成25年3月31日

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

目　　次

【法人単位】 2
貸借対照表 3
損益計算書 4
キャッシュ・フロー計算書 5
行政サービス実施コスト計算書 6
注記事項 7
附属明細書 11
【郵便貯金勘定】 20
貸借対照表 21
損益計算書 22
キャッシュ・フロー計算書 23
利益の処分に関する書類（案） 24
行政サービス実施コスト計算書 25
注記事項 26
附属明細書 29
【簡易生命保険勘定】 32
貸借対照表 33
損益計算書 34
キャッシュ・フロー計算書 35
利益の処分に関する書類（案） 36
行政サービス実施コスト計算書 37
注記事項 38
附属明細書 42

【 法 人 単 位 】

貸 借 対 照 表

平成25年 3月31日

(法人単位)　　(単位：円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預金	29,959,589,269,364	郵便貯金	29,958,707,577,102
預金	29,959,589,269,364	通常郵便貯金	4,458,775,750,582
預託金	78,877,076,944	定額郵便貯金	25,497,067,317,870
有価証券	12,245,405,593	住宅積立郵便貯金	1,910,000
国債	12,245,405,593	教育積立郵便貯金	2,862,598,650
貸付金	14,178,141,562,956	保険契約準備金	45,995,977,295
預金者貸付	45,353,360,982	支払備金	45,995,977,295
保険契約者貸付	891,296,707,279	借入金	14,178,141,562,956
公庫公団等貸付	10,156,000,000	長期借入金	14,178,141,562,956
地方公共団体貸付	13,231,335,494,695	その他負債	622,727,696,185
その他資産	623,724,740,557	未払費用	586,685,110,069
前払費用	4,506,242	その他の負債	36,042,586,116
未収収益	586,662,293,387	賞与引当金	21,843,103
その他の資産	37,057,940,928	役員賞与引当金	3,676,783
有形固定資産	41,369,863	退職給付引当金	5,358,700
建物	10,432,500	時効保険金等払戻引当金	7,812,663,488
減価償却累計額	△3,829,631	負債の部合計	44,813,416,355,612
その他の有形固定資産	51,839,130	(純資産の部)	
減価償却累計額	△17,072,136	設立時資産・負債差額	7,000,000,000
無形固定資産	30,517,949	利益剰余金	32,233,587,614
ソフトウェア	30,517,949	前中期目標期間繰越積立金	23,319,439,128
		当期未処分利益	8,914,148,486
		(うち当期総利益)	8,914,148,486
		利益剰余金合計	32,233,587,614
		純資産の部合計	39,233,587,614
資産の部合計	44,852,649,943,226	負債及び純資産の部合計	44,852,649,943,226

損 益 計 算 書

平成24年4月 1日から　　平成25年 3月31日まで

(法人単位)　　(単位：円)

科目	金額
経常収益	13,275,453,748,664
保険料等収入	12,852,323,086,180
保険料	2,685,009,537,030
再保険収入	10,167,313,549,150
資産運用収益	398,530,585,631
預金利息	74,096,586,306
有価証券利息	19,841,374
貸付金利息	324,414,157,951
役務取引等収益	16,973,285
その他の役務収益	16,973,285
その他経常収益	24,583,103,568
支払備金戻入	16,826,170,781
その他の経常収益	7,756,932,787
経常費用	13,266,539,600,178
保険金等支払金	12,866,374,716,793
保険金	7,413,119,909,728
年金	1,401,103,025,060
特約保険金	346,781,995,364
解約還付金	865,707,311,129
その他支払金	153,982,237,535
再保険料	2,685,680,237,977
資金調達費用	398,510,744,257
郵便貯金利子	74,096,586,306
借入金利息	324,414,157,951
役務取引等費用	16,973,285
その他の役務費用	16,973,285
事業費	706,309,356
人件費	242,345,267
物件費	442,996,383
減価償却費	13,126,860
租税公課	7,840,846
一般管理費	242,874,061
人件費	176,513,899
物件費	57,505,996
減価償却費	6,052,962
租税公課	2,801,204
その他経常費用	687,982,426
時効保険金等払戻引当金繰入額	534,697,087
その他の経常費用	153,285,339
経常利益	8,914,148,486
当期純利益	8,914,148,486
当期総利益	8,914,148,486

キャッシュ・フロー計算書

平成24年4月 1日から　平成25年 3月31日まで

(法人単位)　(単位：円)

科目	金額
Ⅰ業務活動によるキャッシュ・フロー	
人件費支出	△437,434,141
その他の業務支出	△614,331,648
保険料等収入	566,709,223
その他の業務収入	7,868,200,169
小計	7,383,143,603
利息の受取額	56,723,370
国庫納付金の支払額	△49,048,227,432
消費税等の納付による支出	△13,054,900
業務活動によるキャッシュ・フロー	△41,621,415,359
Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー	
預託金の払戻による収入	10,804,409,200
有価証券の取得による支出	△22,407,172,010
有価証券の償還による収入	15,430,000,000
有形固定資産の取得による支出	△33,061,466
無形固定資産の取得による支出	△33,477,087
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,760,698,637
Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	－
Ⅳ資金減少額	△37,860,716,722
Ⅴ資金期首残高	38,742,408,984
Ⅵ資金期末残高	881,692,262

行政サービス実施コスト計算書

平成24年4月 1日から　平成25年 3月31日まで

(法人単位)　(単位：円)

科目	金額		
Ⅰ業務費用			
（1）損益計算書上の費用			
保険金等支払金	12,866,374,716,793		
資金調達費用	398,510,744,257		
役務取引等費用	16,973,285		
事業費	706,309,356		
一般管理費	242,874,061		
その他経常費用	687,982,426	13,266,539,600,178	
（2）（控除）自己収入等			
保険料等収入	△12,852,323,086,180		
資産運用収益	△ 398,530,585,631		
役務取引等収益	△ 16,973,285		
その他経常収益	△ 24,583,103,568	△ 13,275,453,748,664	
業務費用合計			△8,914,148,486
Ⅱ引当外退職給付増加見積額			7,622,463
Ⅲ機会費用			
政府出資等の機会費用			39,200,000
Ⅳ行政サービス実施コスト			△8,867,326,023

注　記　事　項

I.　重要な会計方針

1.　減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　15年

その他の有形固定資産　4～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

2.　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、期末における要支給額の全額を計上しております。

なお、出向職員に係る退職給付については、出向元において退職金が支給されるため計上しておりません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額については、国からの出向役職員に係る自己都合による期末退職手当所要額と期首退職手当所要額の差額を計上しております。

3.　引当金の計上基準

(1) 賞与引当金及び役員賞与引当金

役職員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 時効保険金等払戻引当金

時効処理を行った保険金等について契約者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てております。

4.　有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

5.　行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成25年3月末利回りを参考に0.560%で計算しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

7. 支払備金の計上根拠及び計上基準

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）第24条の規定に基づき、支払義務が発生した保険金等のうち、まだ支出していない金額を計上しております。

ただし、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第28条第2項の規定に基づき、再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金は、積み立てておりません。

II. 貸借対照表関係

1. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

旧日本郵政公社から承継した貸付金、郵便貯金については、法令等に基づく契約により、当該金融商品に係る業務委託先である株式会社ゆうちょ銀行又は株式会社かんぽ生命保険との間で同額・同一取引条件の借入金又は特別貯金が計上されていることから、当法人はこれらの金融商品に係る金利変動等のリスクを実質的には負っておりません。

また、自己資金に係る資産運用については短期的な預金並びに安全性の高い国債、地方債及び政府保証債に限定しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	29,959,589,269,364	30,139,458,723,278	179,869,453,914
② 有価証券			
満期保有目的の債券	12,245,405,593	12,245,340,000	△65,593
③ 貸付金	14,178,141,562,956	15,292,831,103,311	1,114,689,540,355
④ 郵便貯金	(29,958,707,577,102)	(30,138,577,031,016)	(179,869,453,914)
⑤ 長期借入金	(14,178,141,562,956)	(15,292,831,103,311)	(1,114,689,540,355)

(注) 負債に計上されているものは、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金

現金及び預金のうち、特別貯金は株式会社ゆうちょ銀行への預金であり、対応する郵便貯金と同一取引条件であることから、郵便貯金の時価と同額としております。

また、特別貯金以外の現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

② 有価証券

債券については、日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値によっております。

③ 貸付金

貸付金のうち、預金者貸付及び保険契約者貸付については、当該貸付けを担保となる郵便貯金の元利金の一定割合又は解約還付金の範囲内に限るなどの特性、平均貸付期間が短期であること及び金利条件から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額によっております。

また、貸付金のうち、公庫公団等貸付及び地方公共団体貸付については、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

④ 郵便貯金

通常郵便貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

定額郵便貯金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フロー発生見込額を割り引いて現在価値を算定し、過去の実績から算定された期限前解約率を将来のキャッシュ・フロー発生見込額に反映しております。割引率は、同様な商品を提供している株式会社ゆうちょ銀行が新規に貯金を受け入れる際に適用する利率を用いております。

⑤ 長期借入金

株式会社ゆうちょ銀行又は株式会社かんぽ生命保険からの借入れであり、対応する貸付金と同一取引条件であることから、貸付金の時価と同額としております。

（注2）預託金（貸借対照表計上額　78,877百万円）は、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、金融商品の時価開示の対象とはしておりません。

2. 再保険契約に係る注記事項

(1) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第26条第7項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金の額：

66,443,183,695,646円

(2) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第28条第2項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金の額：

936,056,513,588円

(3) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第29条第3項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金の額：

2,335,674,629,185円

なお、再保険契約に基づき、再保険先が再保険配当について積み立てている契約者配当準備金のうち、上記準備金相当額への未割当額は1,550,526,471円です。

III. 損益計算書関係

再保険契約に係る注記事項

1. 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第26条第7項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金の戻入額：

6,945,635,889,424円

2. 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第28条第2項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金の戻入額：

54,758,698,074円

3. 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第29条第3項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金の繰入額：

278,473,312,528円

IV. キャッシュ・フロー計算書関係

1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	29,959,589,269,364円
（特別貯金）	△29,958,707,577,102円
資金期末残高	881,692,262円

2. 委託会社との主な相殺取引に係る説明事項

預金者との郵便貯金の預入、払戻し及び貸付金等に係る取引について、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）及び郵政民営化法（平成17年法律第97号）の規定に基づく貯金に関する契約並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）の規定に基づく借入金に関する契約により、株式会社ゆうちょ銀行との間で同額の債権債務及び収益費用が発生し、互いに相殺される仕組みとなっております。

また、契約者等との保険料収入、保険金支払及び貸付金等に係る取引について、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）第16条に規定する再保険契約及び同法の規定に基づく借入金に関する契約により、株式会社かんぽ生命保険との間で同額の債権債務及び収益費用が発生し、互いに相殺される仕組みとなっております。

このため、上記の取引については、キャッシュ・フローは生じません。

V. 行政サービス実施コスト計算書関係

引当外退職給付増加見積額は、国からの出向役職員に係るものであります。

VI. 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

VII. 重要な後発事象

該当事項はありません。

附　属　明　細　書

1.　固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細　　(単位：円)

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		差引当期末残高	摘要
							当期償却額		
有形固定資産	建物	10,432,500	0	0	10,432,500	3,829,631	698,977	6,602,869	
	その他の有形固定資産	37,030,644	34,426,466	19,617,980	51,839,130	17,072,136	7,665,106	34,766,994	
	計	47,463,144	34,426,466	19,617,980	62,271,630	20,901,767	8,364,083	41,369,863	
無形固定資産	ソフトウェア	69,167,819	32,870,187	63,048,419	38,989,587	8,471,638	10,815,739	30,517,949	
	計	69,167,819	32,870,187	63,048,419	38,989,587	8,471,638	10,815,739	30,517,949	

(注) その他の有形固定資産の内訳は、工具・器具及び備品であります。

2.　有価証券の明細　　(単位：円)

	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた評価差額	摘要
満期保有目的債券	国債					
	国庫短期証券第339回	499,983,500	500,000,000	499,989,000	—	
	国庫短期証券第345回	299,941,500	300,000,000	299,958,510	—	
	国庫短期証券第352回	11,445,316,950	11,450,000,000	11,445,458,083	—	
	計	12,245,241,950	12,250,000,000	12,245,405,593	—	
貸借対照表計上額合計				12,245,405,593		

3.　貸付金の明細　　(単位：円)

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			回収額	償却額		
預金者貸付	57,505,973,413	236,174,534,962	248,327,147,393	0	45,353,360,982	
保険契約者貸付	1,033,613,686,416	1,651,162,775,069	1,793,479,754,206	0	891,296,707,279	
公庫公団等貸付	16,560,000,000	0	6,404,000,000	0	10,156,000,000	
地方公共団体貸付	14,729,191,626,516	0	1,497,856,131,821	0	13,231,335,494,695	
計	15,836,871,286,345	1,887,337,310,031	3,546,067,033,420	0	14,178,141,562,956	

(注) 回収額は、任意返済、期日返済及び繰上返済によるものであります。

4.　長期借入金の明細　　(単位：円)

区　分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	摘要
ゆうちょ銀行	2,507,427,357,448	236,174,534,962	544,297,793,902	2,199,304,098,508	(注2)
かんぽ生命保険	13,329,443,928,897	1,651,162,775,069	3,001,769,239,518	11,978,837,464,448	(注3)
計	15,836,871,286,345	1,887,337,310,031	3,546,067,033,420	14,178,141,562,956	

(注1) 当該借入金は貸付金に対応するものであり、借入年月日、借入金額、借入期間、利率、利息の計算方法並びに補償金、違約金及び延滞利息の算定方法並びに借入金、利息、補償金、違約金及び遅延利息の返済方法が貸付金と同一の条件になっているものであります。

(注2) 期中の借入平均利回りは1.26%（単位未満四捨五入）、最長の返済期限は平成46年9月30日となっております。

(注3) 期中の借入平均利回りは2.40%（単位未満四捨五入）、最長の返済期限は平成50年3月31日となっております。

5. 引当金の明細

(単位：円)

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
賞与引当金	21,869,028	21,843,103	21,869,028	0	21,843,103	
役員賞与引当金	3,766,842	3,676,783	3,766,842	0	3,676,783	
時効保険金等払戻引当金	7,277,966,401	4,290,744,614	3,756,047,527	0	7,812,663,488	
計	7,303,602,271	4,316,264,500	3,781,683,397	0	7,838,183,374	

6. 退職給付引当金の明細

(単位：円)

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
退職給付債務合計額	2,331,050	3,027,650	0	5,358,700	
退職一時金に係る債務	2,331,050	3,027,650	0	5,358,700	
退職給付引当金	2,331,050	3,027,650	0	5,358,700	

7. 設立時資産・負債差額及び資本剰余金の明細

(単位：円)

区　分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
設立時資産・負債差額	政府出資金	7,000,000,000	0	0	7,000,000,000	
	計	7,000,000,000	0	0	7,000,000,000	

8. 積立金の明細

(単位：円)

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
通則法第44条第1項積立金	60,716,921,641	11,650,744,919	72,367,666,560	0	(注)
前中期目標期間繰越積立金	0	23,319,439,128	0	23,319,439,128	積立金からの振替額

(注) 前中期目標期間最終年度の積立金の期末残高は60,716,921,641円であり、これに前中期目標期間の最終年度の未処分利益11,650,744,919円を加えると、積立金は72,367,666,560円となります。

この積立金、72,367,666,560円のうち、今中期目標期間に繰越の承認を受けた額は23,319,439,128円であり、差し引き49,048,227,432円については国庫に納付しております。

9. 役員及び職員の給与の明細

(単位：千円、人)

区　分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役　員	(1,732) 45,300	(　1) 3	(－) －	(－) －
職　員	(－) 292,873	(－) 40	(－) －	(－) －
合　計	(1,732) 338,173	(　1) 43	(－) －	(－) －

(注1) 役員に対する報酬等の支給基準の概要

「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構役員報酬規程」及び「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構役員退職手当規程」に基づき支給しております。

(注2) 職員に対する給与及び退職手当の支給基準の概要

「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構職員給与規程」に基づき支給しております。

(注3) 役職員における（ ）は非常勤役職員であり、外数で記載しております。

(注4) 千円未満の端数は切り捨てて記載しております。

(注5) 役職員に対する給与の支給人員数は、年間平均支給人数で記載しております。

10. 上記以外の主な資産及び負債の明細

(1) 資産の部

① 現金及び預金 (単位：円)

種　別	期末残高	摘要
預　金		
特別貯金	29,958,707,577,102	(注)
普通預金	23,355,720	
振替貯金口座	858,336,542	
計	29,959,589,269,364	

(注) 特別貯金は、旧日本郵政公社から承継した郵便貯金に係る債権であり、株式会社ゆうちょ銀行への預金としているものであります。当該貯金は、預入年月日、預入金額、据置期間又は預入期間、利率、利子の計算方法及び利子の支払方法が郵便貯金と同一の条件になっているものであります。

② 預託金 (単位：円)

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
預 託 金	104,224,181,468	0	25,347,104,524	78,877,076,944	
計	104,224,181,468	0	25,347,104,524	78,877,076,944	

(注) 株式会社かんぽ生命保険との簡易生命保険管理業務の委託契約に基づき、支払備金等に相当する金額を預託しているものであります。

(2) 負債の部

① 通常郵便貯金及び定額郵便貯金 (単位：円)

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
通常郵便貯金	5,335,463,550,767	0	876,687,800,185	4,458,775,750,582	
定額郵便貯金	29,799,818,524,250	0	4,302,751,206,380	25,497,067,317,870	
計	35,135,282,075,017	0	5,179,439,006,565	29,955,843,068,452	

(注) 増加額及び減少額を純額により「当期増加額」又は「当期減少額」に記載しております。

② 支払備金 (単位：円)

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
支払備金	62,822,148,076	0	16,826,170,781	45,995,977,295	
計	62,822,148,076	0	16,826,170,781	45,995,977,295	

(注) 計上根拠となった法令及び計上基準につきましては、注記事項の「Ⅰ　重要な会計方針」に記載しております。

11. 区分経理に関する書類

(1) 各勘定の経理の対象と勘定相互間の関係を明らかにする書類

＜各勘定の経理の対象＞

郵便貯金勘定

郵便貯金勘定は、以下に掲げる業務を経理の対象としております。

ア　郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号。以下「整備法」という。）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和22年法律第144号。以下「旧郵便貯金法」という。）の規定、整備

法附則第5条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成17年法律第78号）附則第7条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第6条の規定による改正前の旧郵便貯金法の規定及び整備法附則第6条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の規定に基づく郵便貯金の業務

イ　株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）附則第39条第1項に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務

ウ　沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて、整備法附則第100条第1項に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務

エ　整備法附則第20条から第22条までの規定及び整備法附則第23条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成2年法律第72号）の規定による寄附金の処理に関する業務

オ　整備法附則第6条第2項の規定による旧日本郵政公社から承継した地方公共団体に対する貸付けに係る債権の保有のための運用に関する業務

カ　上記ア、イ、ウ、エの業務に附帯する業務

簡易生命保険勘定

簡易生命保険勘定は、以下に掲げる業務を経理の対象としております。

ア　整備法附則第16条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和24年法律第68号。以下「旧簡易生命保険法」という。）の規定、整備法附則第17条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項各号に定める法律の規定及び整備法附則第18条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定に基づく簡易生命保険の業務

イ　整備法附則第18条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による旧簡易生命保険法第88条の規定による地方公共団体に対する貸付けに係る業務及び整備法附則第18条第2項の規定による旧日本郵政公社から承継した地方公共団体に対する貸付けに係る債権の保有のための運用に関する業務

ウ　整備法附則第47条の規定による旧日本郵政公社から承継した郵便貯金法等の一部を改正する法律（平成12年法律第98号）第5条の規定による改正前の簡易生命保険の積立金の運用に関する法律第3条第1項第5号及び同条同項第10号に掲げる貸付けに係る債権の保有のための運用に関する業務

エ　上記アの業務に附帯する業務

＜勘定相互間の関係＞

郵便貯金勘定及び簡易生命保険勘定は、各々固有の業務を行っているため、勘定相互間の取引はありません。

(2) 法人単位財務諸表と各勘定別財務諸表の関係を明らかにする書類

① 貸借対照表 (単位：円)

科目	郵便貯金勘定	簡易生命保険勘定	調整	法人単位
(資産の部)				
現金及び預金	29,959,352,787,540	236,481,824		29,959,589,269,364
預金	29,959,352,787,540	236,481,824		29,959,589,269,364
預託金	0	78,877,076,944		78,877,076,944
有価証券	11,945,447,083	299,958,510		12,245,405,593
国債	11,945,447,083	299,958,510		12,245,405,593
貸付金	2,199,304,098,508	11,978,837,464,448		14,178,141,562,956
預金者貸付	45,353,360,982	0		45,353,360,982
保険契約者貸付	0	891,296,707,279		891,296,707,279
公庫公団等貸付	0	10,156,000,000		10,156,000,000
地方公共団体貸付	2,153,950,737,526	11,077,384,757,169		13,231,335,494,695
その他資産	480,950,705,896	142,774,034,661		623,724,740,557
前払費用	2,169,754	2,336,488		4,506,242
未収収益	444,661,618,264	142,000,675,123		586,662,293,387
その他の資産	36,286,917,878	771,023,050		37,057,940,928
有形固定資産	20,119,615	21,250,248		41,369,863
建物	5,216,250	5,216,250		10,432,500
減価償却累計額	△1,914,814	△1,914,817		△3,829,631
その他の有形固定資産	24,840,466	26,998,664		51,839,130
減価償却累計額	△8,022,287	△9,049,849		△17,072,136
無形固定資産	15,179,070	15,338,879		30,517,949
ソフトウェア	15,179,070	15,338,879		30,517,949
資産の部合計	32,651,588,337,712	12,201,061,605,514		44,852,649,943,226

科目	郵便貯金勘定	簡易生命保険勘定	調整	法人単位
(負債の部)				
郵便貯金	29,958,707,577,102	0		29,958,707,577,102
通常郵便貯金	4,458,775,750,582	0		4,458,775,750,582
定額郵便貯金	25,497,067,317,870	0		25,497,067,317,870
住宅積立郵便貯金	1,910,000	0		1,910,000
教育積立郵便貯金	2,862,598,650	0		2,862,598,650
保険契約準備金	0	45,995,977,295		45,995,977,295
支払備金	0	45,995,977,295		45,995,977,295
借入金	2,199,304,098,508	11,978,837,464,448		14,178,141,562,956
長期借入金	2,199,304,098,508	11,978,837,464,448		14,178,141,562,956
その他負債	480,097,888,433	142,629,807,752		622,727,696,185
未払費用	444,672,919,263	142,012,190,806		586,685,110,069
その他の負債	35,424,969,170	617,616,946		36,042,586,116
賞与引当金	10,850,842	10,992,261		21,843,103
役員賞与引当金	1,770,371	1,906,412		3,676,783
退職給付引当金	2,582,744	2,775,956		5,358,700
時効保険金等払戻引当金	0	7,812,663,488		7,812,663,488
負債の部合計	32,638,124,768,000	12,175,291,587,612		44,813,416,355,612
(純資産の部)				
設立時資産・負債差額	6,300,000,000	700,000,000		7,000,000,000
利益剰余金	7,163,569,712	25,070,017,902		32,233,587,614
前中期目標期間繰越積立金	0	23,319,439,128		23,319,439,128
当期未処分利益	7,163,569,712	1,750,578,774		8,914,148,486
(うち当期総利益)	7,163,569,712	1,750,578,774		8,914,148,486
利益剰余金合計	7,163,569,712	25,070,017,902		32,233,587,614
純資産の部合計	13,463,569,712	25,770,017,902		39,233,587,614
負債及び純資産の部合計	32,651,588,337,712	12,201,061,605,514		44,852,649,943,226

② 損益計算書 （単位：円）

科目	郵便貯金勘定	簡易生命保険勘定	調整	法人単位
経常収益	110,443,226,291	13,165,010,522,373		13,275,453,748,664
保険料等収入	0	12,852,323,086,180		12,852,323,086,180
保険料	0	2,685,009,537,030		2,685,009,537,030
再保険収入	0	10,167,313,549,150		10,167,313,549,150
資産運用収益	102,820,999,586	295,709,586,045		398,530,585,631
預金利息	74,096,586,306	0		74,096,586,306
有価証券利息	19,593,064	248,310		19,841,374
貸付金利息	28,704,820,216	295,709,337,735		324,414,157,951
役務取引等収益	16,973,285	0		16,973,285
その他の役務収益	16,973,285	0		16,973,285
その他経常収益	7,605,253,420	16,977,850,148		24,583,103,568
支払備金戻入	0	16,826,170,781		16,826,170,781
その他の経常収益	7,605,253,420	151,679,367		7,756,932,787
経常費用	103,279,656,579	13,163,259,943,599		13,266,539,600,178
保険金等支払金	0	12,866,374,716,793		12,866,374,716,793
保険金	0	7,413,119,909,728		7,413,119,909,728
年金	0	1,401,103,025,060		1,401,103,025,060
特約保険金	0	346,781,995,364		346,781,995,364
解約還付金	0	865,707,311,129		865,707,311,129
その他支払金	0	153,982,237,535		153,982,237,535
再保険料	0	2,685,680,237,977		2,685,680,237,977
資金調達費用	102,801,406,522	295,709,337,735		398,510,744,257
郵便貯金利子	74,096,586,306	0		74,096,586,306
借入金利息	28,704,820,216	295,709,337,735		324,414,157,951
役務取引等費用	16,973,285	0		16,973,285
その他の役務費用	16,973,285	0		16,973,285
事業費	343,864,461	362,444,895		706,309,356
人件費	119,430,064	122,915,203		242,345,267
物件費	217,378,483	225,617,900		442,996,383
減価償却費	7,027,868	6,098,992		13,126,860
租税公課	28,046	7,812,800		7,840,846
一般管理費	115,794,150	127,079,911		242,874,061
人件費	84,992,142	91,521,757		176,513,899
物件費	27,799,659	29,706,337		57,505,996
減価償却費	2,984,968	3,067,994		6,052,962
租税公課	17,381	2,783,823		2,801,204
その他経常費用	1,618,161	686,364,265		687,982,426
時効保険金等払戻引当金繰入	0	534,697,087		534,697,087
その他の経常費用	1,618,161	151,667,178		153,285,339
経常利益	7,163,569,712	1,750,578,774		8,914,148,486
当期純利益	7,163,569,712	1,750,578,774		8,914,148,486
当期総利益	7,163,569,712	1,750,578,774		8,914,148,486

③　キャッシュ・フロー計算書　　（単位：円）

科目	郵便貯金勘定	簡易生命保険勘定	調整	法人単位
Ⅰ業務活動によるキャッシュ・フロー				
人件費支出	△209,879,543	△227,554,598		△437,434,141
その他の業務支出	△354,843,240	△259,488,408		△614,331,648
保険料等収入	0	566,709,223		566,709,223
その他の業務収入	7,865,637,980	2,562,189		7,868,200,169
小計	7,300,915,197	82,228,406		7,383,143,603
利息の受取額	56,723,370	0		56,723,370
国庫納付金の支払額	△38,220,284,448	△10,827,942,984		△49,048,227,432
消費税等の納付による支出	0	△13,054,900		△13,054,900
業務活動によるキャッシュ・フロー	△30,862,645,881	△10,758,769,478		△41,621,415,359
Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー				
預託金の払戻による収入	0	10,804,409,200		10,804,409,200
有価証券の取得による支出	△21,207,461,810	△1,199,710,200		△22,407,172,010
有価証券の償還による収入	14,530,000,000	900,000,000		15,430,000,000
有形固定資産の取得による支出	△15,930,701	△17,130,765		△33,061,466
無形固定資産の取得による支出	△16,433,887	△17,043,200		△33,477,087
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,709,826,398	10,470,525,035		3,760,698,637
Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー				
財務活動によるキャッシュ・フロー	－	－		－
Ⅳ資金減少額	△37,572,472,279	△288,244,443		△37,860,716,722
Ⅴ資金期首残高	38,217,682,717	524,726,267		38,742,408,984
Ⅵ資金期末残高	645,210,438	236,481,824		881,692,262

④ 行政サービス実施コスト計算書　　（単位：円）

科目	郵便貯金勘定	簡易生命保険勘定	調整	法人単位
Ⅰ業務費用				
（1）損益計算書上の費用	103,279,656,579	13,163,259,943,599		13,266,539,600,178
保険金等支払金	0	12,866,374,716,793		12,866,374,716,793
資金調達費用	102,801,406,522	295,709,337,735		398,510,744,257
役務取引等費用	16,973,285	0		16,973,285
事業費	343,864,461	362,444,895		706,309,356
一般管理費	115,794,150	127,079,911		242,874,061
その他経常費用	1,618,161	686,364,265		687,982,426
（2）（控除）自己収入等	△110,443,226,291	△13,165,010,522,373		△13,275,453,748,664
保険料等収入	0	△12,852,323,086,180		△12,852,323,086,180
資産運用収益	△102,820,999,586	△295,709,586,045		△398,530,585,631
役務取引等収益	△16,973,285	0		△16,973,285
その他経常収益	△7,605,253,420	△16,977,850,148		△24,583,103,568
業務費用合計	△7,163,569,712	△1,750,578,774		△8,914,148,486
Ⅱ引当外退職給付増加見積額	4,157,850	3,464,613		7,622,463
Ⅲ機会費用				
政府出資等の機会費用	35,280,000	3,920,000		39,200,000
Ⅳ行政サービス実施コスト	△7,124,131,862	△1,743,194,161		△8,867,326,023

⑤　利益の処分に関する書類　　(単位:円)

	郵便貯金勘定	簡易生命保険勘定	合計
Ⅰ当期未処分利益	7,163,569,712	1,750,578,774	8,914,148,486
当期総利益	7,163,569,712	1,750,578,774	8,914,148,486
Ⅱ利益処分額	7,163,569,712	1,750,578,774	8,914,148,486
積立金	7,163,569,712	1,750,578,774	8,914,148,486

【 郵 便 貯 金 勘 定 】

貸 借 対 照 表

平成25年 3月31日

(郵便貯金勘定)　　(単位：円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預金	29,959,352,787,540	郵便貯金	29,958,707,577,102
預金	29,959,352,787,540	通常郵便貯金	4,458,775,750,582
有価証券	11,945,447,083	定額郵便貯金	25,497,067,317,870
国債	11,945,447,083	住宅積立郵便貯金	1,910,000
貸付金	2,199,304,098,508	教育積立郵便貯金	2,862,598,650
預金者貸付	45,353,360,982	借入金	2,199,304,098,508
地方公共団体貸付	2,153,950,737,526	長期借入金	2,199,304,098,508
その他資産	480,950,705,896	その他負債	480,097,888,433
前払費用	2,169,754	未払費用	444,672,919,263
未収収益	444,661,618,264	その他の負債	35,424,969,170
その他の資産	36,286,917,878	賞与引当金	10,850,842
有形固定資産	20,119,615	役員賞与引当金	1,770,371
建物	5,216,250	退職給付引当金	2,582,744
減価償却累計額	△1,914,814	負債の部合計	32,638,124,768,000
その他の有形固定資産	24,840,466	(純資産の部)	
減価償却累計額	△8,022,287	設立時資産・負債差額	6,300,000,000
無形固定資産	15,179,070	利益剰余金	7,163,569,712
ソフトウェア	15,179,070	当期未処分利益	7,163,569,712
		(うち当期総利益)	7,163,569,712
		利益剰余金合計	7,163,569,712
		純資産の部合計	13,463,569,712
資産の部合計	32,651,588,337,712	負債及び純資産の部合計	32,651,588,337,712

損 益 計 算 書

平成24年4月 1日から　平成25年 3月31日まで

(郵便貯金勘定)　(単位：円)

科目	金額
経常収益	110,443,226,291
資産運用収益	102,820,999,586
預金利息	74,096,586,306
有価証券利息	19,593,064
貸付金利息	28,704,820,216
役務取引等収益	16,973,285
その他の役務収益	16,973,285
その他経常収益	7,605,253,420
その他の経常収益	7,605,253,420
経常費用	103,279,656,579
資金調達費用	102,801,406,522
郵便貯金利子	74,096,586,306
借入金利息	28,704,820,216
役務取引等費用	16,973,285
その他の役務費用	16,973,285
事業費	343,864,461
人件費	119,430,064
物件費	217,378,483
減価償却費	7,027,868
租税公課	28,046
一般管理費	115,794,150
人件費	84,992,142
物件費	27,799,659
減価償却費	2,984,968
租税公課	17,381
その他経常費用	1,618,161
経常利益	7,163,569,712
当期純利益	7,163,569,712
当期総利益	7,163,569,712

キャッシュ・フロー計算書

平成24年 4月 1日から　平成25年3月31日まで

(郵便貯金勘定)　(単位：円)

科目	金額
Ⅰ業務活動によるキャッシュ・フロー	
人件費支出	△209,879,543
その他の業務支出	△354,843,240
その他の業務収入	7,865,637,980
小計	7,300,915,197
利息の受取額	56,723,370
国庫納付金の支払額	△38,220,284,448
業務活動によるキャッシュ・フロー	△30,862,645,881
Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△21,207,461,810
有価証券の償還による収入	14,530,000,000
有形固定資産の取得による支出	△15,930,701
無形固定資産の取得による支出	△16,433,887
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,709,826,398
Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	－
Ⅳ資金減少額	△37,572,472,279
Ⅴ資金期首残高	38,217,682,717
Ⅵ資金期末残高	645,210,438

利益の処分に関する書類（案）

（郵便貯金勘定）　　（単位：円）

Ⅰ当期未処分利益		7,163,569,712
当期総利益	7,163,569,712	
Ⅱ利益処分額		7,163,569,712
積立金	7,163,569,712	

行政サービス実施コスト計算書

平成24年4月 1日から　平成25年 3月31日まで

(郵便貯金勘定)　(単位：円)

科目	金額		
Ⅰ業務費用			
（1）損益計算書上の費用			
資金調達費用	102,801,406,522		
役務取引等費用	16,973,285		
事業費	343,864,461		
一般管理費	115,794,150		
その他経常費用	1,618,161	103,279,656,579	
（2）(控除) 自己収入等			
資産運用収益	△102,820,999,586		
役務取引等収益	△16,973,285		
その他経常収益	△7,605,253,420	△110,443,226,291	
業務費用合計			△7,163,569,712
Ⅱ引当外退職給付増加見積額			4,157,850
Ⅲ機会費用			
政府出資等の機会費用			35,280,000
Ⅳ行政サービス実施コスト			△7,124,131,862

注　記　事　項

I.　重要な会計方針

1.　減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　15年

その他の有形固定資産　4～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

2.　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、期末における要支給額の全額を計上しております。

なお、出向職員に係る退職給付については、出向元において退職金が支給されるため計上しておりません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額については、国からの出向役職員に係る自己都合による期末退職手当所要額と期首退職手当所要額の差額を計上しております。

3.　引当金の計上基準

賞与引当金及び役員賞与引当金

役職員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

4.　有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

5.　行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成25年3月末利回りを参考に0.560%で計算しております。

6.　消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

II.　貸借対照表関係

金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

旧日本郵政公社から承継した貸付金、郵便貯金については、法令等に基づく契約により、当該金融商品に係る業務委託先である株式会社ゆうちょ銀行との間で同額・同一取引条件の借入金及び特別貯金が計上されていることから、当法人はこれらの金融商品に係る金利変動等のリスクを実質的には負っておりません。

また、自己資金に係る資産運用については短期的な預金並びに安全性の高い国債、地方債及び政府保証債に限定しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	29,959,352,787,540	30,139,222,241,454	179,869,453,914
② 有価証券			
満期保有目的の債券	11,945,447,083	11,945,370,000	△77,083
③ 貸付金	2,199,304,098,508	2,293,948,931,595	94,644,833,087
④ 郵便貯金	(29,958,707,577,102)	(30,138,577,031,016)	(179,869,453,914)
⑤ 長期借入金	(2,199,304,098,508)	(2,293,948,931,595)	(94,644,833,087)

(注) 負債に計上されているものは、( )で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金

現金及び預金のうち、特別貯金は株式会社ゆうちょ銀行への預金であり、対応する郵便貯金と同一取引条件であることから、郵便貯金の時価と同額としております。

また、特別貯金以外の現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

② 有価証券

債券については、日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値によっております。

③ 貸付金

貸付金のうち、預金者貸付については、当該貸付けを担保となる郵便貯金の元利金の一定割合の範囲内に限るなどの特性、平均貸付期間が短期であること及び金利条件から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額によっております。

また、貸付金のうち、地方公共団体貸付については、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

④ 郵便貯金

通常郵便貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

定額郵便貯金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フロー発生見込額を割り引いて現在価値を算定し、過去の実績から算定された期限前解約率を将来のキャッシュ・フロー発生見込額に反映しております。割引率は、同様な商品を提供している株式会社ゆうちょ銀行が新規に貯金を受け入れる際に適用する利率を用いております。

⑤ 長期借入金

株式会社ゆうちょ銀行からの借入れであり、対応する貸付金と同一取引条件であることから、貸付金の時価と同額としております。

III. 損益計算書関係

該当事項はありません。

IV. キャッシュ・フロー計算書関係

1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	29,959,352,787,540円
(特別貯金)	△29,958,707,577,102円
資金期末残高	645,210,438円

2. 委託会社との主な相殺取引に係る説明事項

預金者との郵便貯金の預入、払戻し及び貸付金等に係る取引について、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）及び郵政民営化法（平成17年法律第97号）の規定に基づく貯金に関する契約並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）の規定に基づく借入金に関する契約により、株式会社ゆうちょ銀行との間で同額の債権債務及び収益費用が発生し、互いに相殺される仕組みとなっております。

このため、上記の取引については、キャッシュ・フローは生じません。

V. 行政サービス実施コスト計算書関係

引当外退職給付増加見積額は、国からの出向役職員に係るものであります。

VI. 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

VII. 重要な後発事象

該当事項はありません。

附　属　明　細　書

1.　固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

（単位：円）

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		差引当期末残高	摘要
							当期償却額		
有形固定資産	建物	5,216,250	0	0	5,216,250	1,914,814	349,488	3,301,436	
	その他の有形固定資産	18,061,508	16,587,948	9,808,990	24,840,466	8,022,287	3,704,350	16,818,179	
	計	23,277,758	16,587,948	9,808,990	30,056,716	9,937,101	4,053,838	20,119,615	
無形固定資産	ソフトウェア	37,643,610	15,826,987	31,524,210	21,946,387	6,767,317	5,958,998	15,179,070	
	計	37,643,610	15,826,987	31,524,210	21,946,387	6,767,317	5,958,998	15,179,070	

（注）その他の有形固定資産の内訳は、工具・器具及び備品であります。

2.　有価証券の明細

（単位：円）

	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた評価差額	摘要
満期保有目的債券	国債					
	国庫短期証券第339回	499,983,500	500,000,000	499,989,000	—	
	国庫短期証券第352回	11,445,316,950	11,450,000,000	11,445,458,083	—	
	計	11,945,300,450	11,950,000,000	11,945,447,083	—	
貸借対照表計上額合計				11,945,447,083		

3.　貸付金の明細

（単位：円）

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			回収額	償却額		
預金者貸付	57,505,973,413	236,174,534,962	248,327,147,393	0	45,353,360,982	
地方公共団体貸付	2,449,921,384,035	0	295,970,646,509	0	2,153,950,737,526	
計	2,507,427,357,448	236,174,534,962	544,297,793,902	0	2,199,304,098,508	

（注）回収額は、任意返済、期日返済及び繰上返済によるものであります。

4.　長期借入金の明細

（単位：円）

区　分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	摘要
ゆうちょ銀行	2,507,427,357,448	236,174,534,962	544,297,793,902	2,199,304,098,508	（注2）
計	2,507,427,357,448	236,174,534,962	544,297,793,902	2,199,304,098,508	

（注1）当該借入金は貸付金に対応するものであり、借入年月日、借入金額、借入期間、利率、利息の計算方法並びに補償金、違約金及び延滞利息の算定方法並びに借入金、利息、補償金、違約金及び遅延利息の返済方法が貸付金と同一の条件になっているものであります。

（注2）期中の借入平均利回りは1.26%（単位未満四捨五入）、最長の返済期限は平成46年9月30日となっております。

5. 引当金の明細 (単位:円)

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
賞与引当金	10,911,977	10,850,842	10,911,977	0	10,850,842	
役員賞与引当金	1,813,734	1,770,371	1,813,734	0	1,770,371	
計	12,725,711	12,621,213	12,792,711	0	12,621,213	

6. 退職給付引当金の明細 (単位：円)

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
退職給付債務合計額	1,124,932	1,457,812	0	2,582,744	
退職一時金に係る債務	1,124,932	1,457,812	0	2,582,744	
退職給付引当金	1,124,932	1,457,812	0	2,582,744	

7. 設立時資産・負債差額及び資本剰余金の明細 (単位：円)

区　分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
設立時資産・負債差額	政府出資金	6,300,000,000	0	0	6,300,000,000	
	計	6,300,000,000	0	0	6,300,000,000	

8. 積立金の明細 (単位：円)

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
通則法第44条第1項積立金	29,521,909,138	8,698,375,310	38,220,284,448	0	(注)

(注) 前中期目標期間最終年度の積立金の期末残高は29,521,909,138円であり、これに前中期目標期間の最終年度の未処分利益8,698,375,310円を加えると、積立金は38,220,284,448円となります。

この積立金38,220,284,448円については国庫に納付しております。

9. 役員及び職員の給与の明細 (単位：千円、人)

区　分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役　員	(834) 21,812	(－) －	(－) －	(－) －
職　員	(－) 143,957	(－) －	(－) －	(－) －
合　計	(834) 165,769	(－) －	(－) －	(－) －

(注1) 役員に対する報酬等の支給基準の概要

「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構役員報酬規程」及び「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構役員退職手当規程」に基づき支給しております。

(注2) 職員に対する給与及び退職手当の支給基準の概要

「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構職員給与規程」に基づき支給しております。

(注3) 役職員における（ ）は非常勤役職員であり、外数で記載しております。

(注4) 千円未満の端数は切り捨てて記載しております。

(注5) 人件費のうち、役員支給額、総務部職員給与等の一般管理費部分については、各勘定（郵便貯金勘定及び簡易生命保険勘定）における業務に直接従事している職員の人数比で按分を行っており、勘定ごとに支給人員を区分して記載することが困難なため、支給人員を記載しておりません。

10. 上記以外の主な資産及び負債の明細

(1) 資産の部

現金及び預金 (単位：円)

種　別	期末残高	摘要
預　金		
特別貯金	29,958,707,577,102	(注)
普通預金	15,042,398	
振替貯金口座	630,168,040	
計	29,959,352,787,540	

(注) 特別貯金は、旧日本郵政公社から承継した郵便貯金に係る債権であり、株式会社ゆうちょ銀行への預金としているものであります。当該貯金は、預入年月日、預入金額、据置期間又は預入期間、利率、利子の計算方法及び利子の支払方法が郵便貯金と同一の条件になっているものであります。

(2) 負債の部

通常郵便貯金及び定額郵便貯金 (単位：円)

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
通常郵便貯金	5,335,463,550,767	0	876,687,800,185	4,458,775,750,582	
定額郵便貯金	29,799,818,524,250	0	4,302,751,206,380	25,497,067,317,870	
計	35,135,282,075,017	0	5,179,439,006,565	29,955,843,068,452	

(注) 増加額及び減少額を純額により「当期増加額」又は「当期減少額」に記載しております。

【 簡 易 生 命 保 険 勘 定 】

貸 借 対 照 表

平成25年 3月31日

(簡易生命保険勘定)　　(単位：円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預金	236,481,824	保険契約準備金	45,995,977,295
預金	236,481,824	支払備金	45,995,977,295
預託金	78,877,076,944	借入金	11,978,837,464,448
有価証券	299,958,510	長期借入金	11,978,837,464,448
国債	299,958,510	その他負債	142,629,807,752
貸付金	11,978,837,464,448	未払費用	142,012,190,806
保険契約者貸付	891,296,707,279	その他の負債	617,616,946
公庫公団等貸付	10,156,000,000	賞与引当金	10,992,261
地方公共団体貸付	11,077,384,757,169	役員賞与引当金	1,906,412
その他資産	142,774,034,661	退職給付引当金	2,775,956
前払費用	2,336,488	時効保険金等払戻引当金	7,812,663,488
未収収益	142,000,675,123	負債の部合計	12,175,291,587,612
その他の資産	771,023,050	(純資産の部)	
有形固定資産	21,250,248	設立時資産・負債差額	700,000,000
建物	5,216,250	利益剰余金	25,070,017,902
減価償却累計額	△1,914,817	前中期目標期間繰越積立金	23,319,439,128
その他の有形固定資産	26,998,664	当期未処分利益	1,750,578,774
減価償却累計額	△9,049,849	(うち当期総利益)	1,750,578,774
無形固定資産	15,338,879	利益剰余金合計	25,070,017,902
ソフトウェア	15,338,879	純資産の部合計	25,770,017,902
資産の部合計	12,201,061,605,514	負債及び純資産の部合計	12,201,061,605,514

損 益 計 算 書

平成24年4月 1日から　平成25年 3月31日まで

(簡易生命保険勘定)　(単位：円)

科目	金額
経常収益	13,165,010,522,373
保険料等収入	12,852,323,086,180
保険料	2,685,009,537,030
再保険収入	10,167,313,549,150
資産運用収益	295,709,586,045
有価証券利息	248,310
貸付金利息	295,709,337,735
その他経常収益	16,977,850,148
支払備金戻入	16,826,170,781
その他の経常収益	151,679,367
経常費用	13,163,259,943,599
保険金等支払金	12,866,374,716,793
保険金	7,413,119,909,728
年金	1,401,103,025,060
特約保険金	346,781,995,364
解約還付金	865,707,311,129
その他支払金	153,982,237,535
再保険料	2,685,680,237,977
資金調達費用	295,709,337,735
借入金利息	295,709,337,735
事業費	362,444,895
人件費	122,915,203
物件費	225,617,900
減価償却費	6,098,992
租税公課	7,812,800
一般管理費	127,079,911
人件費	91,521,757
物件費	29,706,337
減価償却費	3,067,994
租税公課	2,783,823
その他経常費用	686,364,265
時効保険金等払戻引当金繰入額	534,697,087
その他の経常費用	151,667,178
経常利益	1,750,578,774
当期純利益	1,750,578,774
当期総利益	1,750,578,774

キャッシュ・フロー計算書

平成24年4月 1日から　平成25年 3月31日まで

(簡易生命保険勘定)　(単位：円)

科目	金額
Ⅰ業務活動によるキャッシュ・フロー	
人件費支出	△227,554,598
その他の業務支出	△259,488,408
保険料等収入	566,709,223
その他の業務収入	2,562,189
小計	82,228,406
国庫納付金の支払額	△10,827,942,984
消費税等の納付による支出	△13,054,900
業務活動によるキャッシュ・フロー	△10,758,769,478
Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー	
預託金の払戻による収入	10,804,409,200
有価証券の取得による支出	△1,199,710,200
有価証券の償還による収入	900,000,000
有形固定資産の取得による支出	△17,130,765
無形固定資産の取得による支出	△17,043,200
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,470,525,035
Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	－
Ⅳ資金減少額	△288,244,443
Ⅴ資金期首残高	524,726,267
Ⅵ資金期末残高	236,481,824

利益の処分に関する書類（案）

（簡易生命保険勘定）　　（単位：円）

Ⅰ当期未処分利益		1,750,578,774
当期総利益	1,750,578,774	
Ⅱ利益処分額		1,750,578,774
積立金	1,750,578,774	

行政サービス実施コスト計算書

平成24年4月 1日から　平成25年 3月31日まで

(簡易生命保険勘定)　(単位：円)

科目	金額		
Ⅰ業務費用			
（1）損益計算書上の費用			
保険金等支払金	12,866,374,716,793		
資金調達費用	295,709,337,735		
事業費	362,444,895		
一般管理費	127,079,911		
その他経常費用	686,364,265	13,163,259,943,599	
（2）(控除) 自己収入等			
保険料等収入	△12,852,323,086,180		
資産運用収益	△295,709,586,045		
その他経常収益	△16,977,850,148	△13,165,010,522,373	
業務費用合計			△1,750,578,774
Ⅱ引当外退職給付増加見積額			3,464,613
Ⅲ機会費用			
政府出資等の機会費用			3,920,000
Ⅳ行政サービス実施コスト			△1,743,194,161

注　記　事　項

I.　重要な会計方針

1.　減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　15年

その他の有形固定資産　4～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

2.　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、期末における要支給額の全額を計上しております。

なお、出向職員に係る退職給付については、出向元において退職金が支給されるため計上しておりません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額については、国からの出向役職員に係る自己都合による期末退職手当所要額と期首退職手当所要額の差額を計上しております。

3.　引当金の計上基準

(1) 賞与引当金及び役員賞与引当金

役職員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 時効保険金等払戻引当金

時効処理を行った保険金等について契約者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てております。

4.　有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

5.　行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成25年3月末利回りを参考に0.560%で計算しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

7. 支払備金の計上根拠及び計上基準

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）第24条の規定に基づき、支払義務が発生した保険金等のうち、まだ支出していない金額を計上しております。

ただし、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第28条第2項の規定に基づき、再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金は、積み立てておりません。

II. 貸借対照表関係

1. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

旧日本郵政公社から承継した貸付金については、法令等に基づく契約により、貸付金に係る業務委託先である株式会社かんぽ生命保険との間で同額・同一取引条件の借入金が計上されていることから、当法人はこれらの金融商品に係る金利変動等のリスクを実質的には負っておりません。

また、自己資金に係る資産運用については短期的な預金並びに安全性の高い国債、地方債及び政府保証債に限定しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	236,481,824	236,481,824	－
② 有価証券			
満期保有目的の債券	299,958,510	299,970,000	11,490
③ 貸付金	11,978,837,464,448	12,998,882,171,716	1,020,044,707,268
④ 長期借入金	(11,978,837,464,448)	(12,998,882,171,716)	(1,020,044,707,268)

(注) 負債に計上されているものは、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

② 有価証券

債券については、日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値によっております。

③ 貸付金

貸付金のうち、保険契約者貸付については、当該貸付けを解約還付金の範囲内に限るなどの特性、平均貸付期間が短期であること及び金利条件から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額によっております。

また、貸付金のうち、公庫公団等貸付及び地方公共団体貸付については、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

④ 長期借入金

株式会社かんぽ生命保険からの借入れであり、対応する貸付金と同一取引条件であることから、貸付金の時価と同額としております。

(注2) 預託金（貸借対照表計上額 78,877百万円）は、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、金融商品の時価開示の対象とはしておりません。

2. 再保険契約に係る注記事項

(1) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第26条第7項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金の額：

66,443,183,695,646円

(2) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第28条第2項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金の額：

936,056,513,588円

(3) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第29条第3項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金の額：

2,335,674,629,185円

なお、再保険契約に基づき、再保険先が再保険配当について積み立てている契約者配当準備金のうち、上記準備金相当額への未割当額は1,550,526,471円です。

III. 損益計算書関係

再保険契約に係る注記事項

1. 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第26条第7項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金の戻入額：

6,945,635,889,424円

2. 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第28条第2項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金の戻入額：

54,758,698,074円

3. 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第29条第3項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金の繰入額：

278,473,312,528円

IV. キャッシュ・フロー計算書関係

1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	236,481,824円
資金期末残高	236,481,824円

2. 委託会社との主な相殺取引に係る説明事項

契約者等との保険料収入、保険金支払及び貸付金等に係る取引について、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）第16条に規定する再保険契約及び同法の規定に基づく借入金に関する契約により、株式会社かんぽ生命保険との間で同額の債権債務及び収益費用が発生し、互いに相殺される仕組みとなっております。

このため、上記の取引については、キャッシュ・フローは生じません。

V. 行政サービス実施コスト計算書関係

引当外退職給付増加見積額は、国からの出向役職員に係るものであります。

VI. 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

VII. 重要な後発事象

該当事項はありません。

附　属　明　細　書

1.　固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細　　（単位：円）

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		差引当期末残高	摘要
							当期償却額		
有形固定資産	建物	5,216,250	0	0	5,216,250	1,914,817	349,489	3,301,433	
	その他の有形固定資産	18,969,136	17,838,518	9,808,990	26,998,664	9,049,849	3,960,756	17,948,815	
	計	24,185,386	17,838,518	9,808,990	32,214,914	10,964,666	4,310,245	21,250,248	
無形固定資産	ソフトウェア	31,524,209	17,043,200	31,524,209	17,043,200	1,704,321	4,856,741	15,338,879	
	計	31,524,209	17,043,200	31,524,209	17,043,200	1,704,321	4,856,741	15,338,879	

（注）その他の有形固定資産の内訳は、工具・器具及び備品であります。

2.　有価証券の明細　　（単位：円）

	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた評価差額	摘要
満期保有目的債券	国債					
	国庫短期証券第345回	299,941,500	300,000,000	299,958,510	—	
	計	299,941,500	300,000,000	299,958,510	—	
貸借対照表計上額合計				299,958,510		

3.　貸付金の明細　　（単位：円）

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			回収額	償却額		
保険契約者貸付	1,033,613,686,416	1,651,162,775,069	1,793,479,754,206	0	891,296,707,279	
公庫公団等貸付	16,560,000,000	0	6,404,000,000	0	10,156,000,000	
地方公共団体貸付	12,279,270,242,481	0	1,201,885,485,312	0	11,077,384,757,169	
計	13,329,443,928,897	1,651,162,775,069	3,001,769,239,518	0	11,978,837,464,448	

（注）回収額は、任意返済、期日返済及び繰上返済によるものであります。

4.　長期借入金の明細　　（単位：円）

区　分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	摘要
かんぽ生命保険	13,329,443,928,897	1,651,162,775,069	3,001,769,239,518	11,978,837,464,448	（注2）
計	13,329,443,928,897	1,651,162,775,069	3,001,769,239,518	11,978,837,464,448	

（注1）当該借入金は貸付金に対応するものであり、借入年月日、借入金額、借入期間、利率、利息の計算方法並びに補償金、違約金及び延滞利息の算定方法並びに借入金、利息、補償金、違約金及び遅延利息の返済方法が貸付金と同一の条件になっているものであります。

（注2）期中の借入平均利回りは2.40%（単位未満四捨五入）、最長の返済期限は平成50年3月31日となっております。

5. 引当金の明細

(単位：円)

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
賞与引当金	10,957,051	10,992,261	10,957,051	0	10,992,261	
役員賞与引当金	1,953,108	1,906,412	1,953,108	0	1,906,412	
時効保険金等払戻引当金	7,277,966,401	4,290,744,614	3,756,047,527	0	7,812,663,488	
計	7,290,876,560	4,303,643,287	3,768,957,686	0	7,825,562,161	

6. 退職給付引当金の明細

(単位：円)

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
退職給付債務合計額	1,206,118	1,569,838	0	2,775,956	
退職一時金に係る債務	1,206,118	1,569,838	0	2,775,956	
退職給付引当金	1,206,118	1,569,838	0	2,775,956	

7. 設立時資産・負債差額及び資本剰余金の明細

(単位：円)

区　分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
設立時資産・負債差額	政府出資金	700,000,000	0	0	700,000,000	
	計	700,000,000	0	0	700,000,000	

8. 積立金の明細

(単位：円)

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
通則法第44条第1項積立金	31,195,012,503	2,952,369,609	34,147,382,112	0	(注)
前中期目標期間繰越積立金	0	23,319,439,128	0	23,319,439,128	積立金からの振替額

(注) 前中期目標期間最終年度の積立金の期末残高は31,195,012,503円であり、これに前中期目標期間の最終年度の未処分利益2,952,369,609円を加えると、積立金は34,147,382,112円となります。

この積立金、34,147,382,112円のうち、今中期目標期間に繰越の承認を受けた額は23,319,439,128円であり、差し引き10,827,942,984円については国庫に納付しております。

9. 役員及び職員の給与の明細

(単位：千円、人)

区　分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役　員	(898) 23,488	(　－　) －	(　－　) －	(　－　) －
職　員	(　－　) 148,915	(　－　) －	(　－　) －	(　－　) －
合　計	(898) 172,404	(　－　) －	(　－　) －	(　－　) －

(注1) 役員に対する報酬等の支給基準の概要

「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構役員報酬規程」及び「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構役員退職手当規程」に基づき支給しております。

(注2) 職員に対する給与及び退職手当の支給基準の概要

「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構職員給与規程」に基づき支給しております。

(注3) 役職員における（　）は非常勤役職員であり、外数で記載しております。

(注4) 千円未満の端数は切り捨てて記載しております。

(注5) 人件費のうち、役員支給額、総務部職員給与等の一般管理費部分については、各勘定（郵便貯金勘定及び簡易生命保険勘定）における業務に直接従事している職員の人数比で按分を行っており、勘定ごとに支給人員を区分して記載することが困難なため、支給人員を記載しておりません。

10. 上記以外の主な資産及び負債の明細

(1) 資産の部

① 現金及び預金 （単位：円）

種　別	期末残高	摘要
預　金		
普通預金	8,313,322	
振替貯金口座	228,168,502	
計	236,481,824	

② 預託金 （単位：円）

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
預託金	104,224,181,468	0	25,347,104,524	78,877,076,944	
計	104,224,181,468	0	25,347,104,524	78,877,076,944	

(注) 株式会社かんぽ生命保険との簡易生命保険管理業務の委託契約に基づき、支払備金等に相当する金額を預託しているものであります。

(2) 負債の部

支払備金 （単位：円）

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
支払備金	62,822,148,076	0	16,826,170,781	45,995,977,295	
計	62,822,148,076	0	16,826,170,781	45,995,977,295	

(注) 計上根拠となった法令及び計上基準につきましては、注記事項の「Ⅰ　重要な会計方針」に記載しております。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

平成２４事業年度　事業報告書

（平成２４年４月１日～平成２５年３月３１日）

1　国民の皆様へ

平成１９年１０月１日に郵政事業が民営化されました。明治８年に郵便貯金、大正５年に簡易生命保険が開始され、逓信省、郵政省、郵政事業庁、日本郵政公社と組織の名称は変わりましたが、郵便貯金及び簡易生命保険は関係法令に基づき継続されてきました。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」といいます。）は、旧日本郵政公社（以下「旧公社」といいます。）において平成１９年９月３０日までに預入された定額郵便貯金等の郵便貯金及び同日までに契約された簡易生命保険の契約を承継し、これらの郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理するとともに、これらに係る債務を確実に履行することによって、郵政民営化に資することを目的として設立されました。

機構では、郵便貯金管理業務のうち貯金の払戻し等の業務を株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」といいます。）に、また、簡易生命保険管理業務のうち保険金の支払等の業務を株式会社かんぽ生命保険（以下「かんぽ生命」といいます。）に委託しており、それぞれ、両社との間で業務委託契約を締結しております。また、両社は、日本郵便株式会社を再委託先として業務委託契約を締結しております。

機構は、これらの委託先及び再委託先（以下「委託先等」といいます。）に行わせている業務のほか、委託先等における委託業務の実施状況等を監査・監督する等の業務を実施しております。

平成２４年度も前年度までと同様に、委託先等に業務の実施状況について報告を求めるとともに、実地監査計画に基づき、委託先等に対する実地監査を実施しました。また、利用者の意見や業務の実施状況について実態を把握するための調査・分析を行うとともに、郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務を確実に履行するため、新聞広告、ラジオ広告、郵便局への周知用チラシの備置き等により、預入期間を経過した郵便貯金、受取未済の保険金等の早期受取りについて利用者への周知を実施しました。

また、温室効果ガスの排出の抑制等に努めるとともに、調達物品等についても可能な限り環境へ配慮したものとするなど、環境に配慮しております。

平成２５年度も引き続き、機構の目的及び中期目標を達成できるよう、年度計画等に基づき、各種施策を一層充実させてまいります。

2　基本情報

（１）法人の概要

①　目的

機構は、旧公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的としています（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成１７年法律第１０１号。以下「機構法」といいます。）第３条）。

② 業務内容

機構は、①の目的を達成するため、次の業務を行います。

＜郵便貯金に関する業務＞

ア　郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第１０２号。以下「整備法」といいます。）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第２条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和２２年法律第１４４号。以下「旧郵便貯金法」といいます。）の規定、整備法附則第５条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成１７年法律第７８号）附則第７条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第６条の規定による改正前の旧郵便貯金法の規定及び整備法附則第６条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の規定により郵便貯金の業務を行うこと。

イ　株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて、株式会社日本政策金融公庫法（平成１９年法律第５７号）附則第３９条第１項に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務を行うこと。

ウ　沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて、整備法附則第１００条第１項に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務を行うこと。

エ　整備法附則第２０条から第２２条までの規定及び整備法附則第２３条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第２条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成２年法律第７２号）の規定により寄附金の処理に関する業務を行うこと。

オ　整備法附則第６条第２項の規定による旧公社から承継した地方公共団体に対する貸付けに係る債権の保有のための運用に関する業務を行うこと。

カ　上記ア、イ、ウ及びエの業務に附帯する業務を行うこと。

＜簡易生命保険に関する業務＞

ア　整備法附則第１６条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第２条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和２４年法律第６８号。以下「旧簡易生命保険法」といいます。）の規定、整備法附則第１７条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項各号に定める法律の規定及び整備法附則第１８条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定により簡易生命保険の業務を行うこと。

イ　整備法附則第１８条第２項の規定による旧公社から承継した地方公共団体に対する貸付けに係る債権の保有のための運用に関する業務を行うこと。

ウ　整備法附則第４７条の規定による旧公社から承継した郵便貯金法等の一部を改正する法律（平成１２年法律第９８号）第５条の規定による改正前の簡易生命保険の積立金の運用に関する法律（昭和２７年法律第２１０号）第３条第１項第５号及び第１０号に掲げる貸付けに係る債権の保有のための運用に関する業務を行うこと。

エ　上記アの業務に附帯する業務を行うこと。

③ 沿革

年　月　日	事　　項
平成１９年（２００７年） １０月１日	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構設立 日本郵政公社解散（民営・分社化） （日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の５社並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に移行）

④ 設立根拠法

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成１７年法律第１０１号）
独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）

⑤ 主務大臣

総務大臣（総務省 情報流通行政局 郵政行政部 貯金保険課）

⑥ 組織図

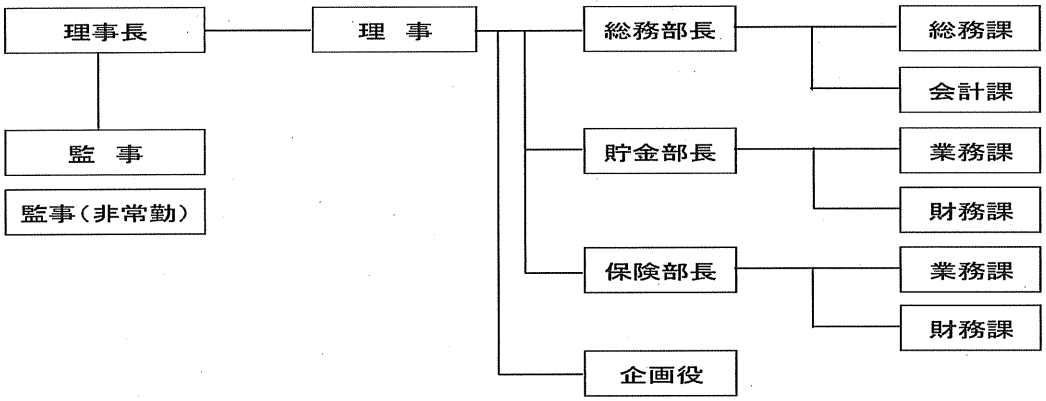

（２）住所

東京都港区虎ノ門四丁目１番８号　虎ノ門四丁目ＭＴビル５階

（３）資本金の状況（平成２５年３月３１日現在）

（単位：百万円）

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	７，０００	－	－	７，０００

（４）役員の状況（役職、氏名、任期、経歴）

役 職	氏 名	就任年月日	任 期	経　　歴
理事長	浦野　道郎	平成２３年１０月１日	４年	昭和５１年　４月　大和証券株式会社入社 平成１６年　６月　大和ペンション・コンサルティング株式会社代表取締役社長 平成１７年　４月　大和証券エスエムビーシー株式会社金融・公共担当役員付部長 平成２０年　６月　大和プロパティ株式会社常勤監査役 兼 大和インベスター・リレーションズ株式会社監査役 平成２３年１０月　現職
理事	武内　信博	平成２２年７月２７日（再任） 平成２３年１０月１日	２年	昭和５３年　４月　郵政省入省 平成１８年　７月　総務省近畿総合通信局長 平成１９年　７月　総務省総合通信基盤局電気通信事業部長 平成２１年　７月　総務省関東総合通信局長 平成２２年　７月　現職　【役員出向】
監事	関　　考人	平成２３年１０月１日	２年	昭和４９年　４月　住友信託銀行株式会社入社 平成１５年　１月　住友信託銀行株式会社監査役室長 平成１８年　６月　住信リース株式会社常勤監査役 平成２２年　４月　住信・パナソニックフィナンシャルサービス株式会社常勤監査役 平成２３年１０月　現職
監事（非常勤）	小池　敏雄	平成２３年１０月１日	２年	昭和５９年　４月　石川島播磨重工業株式会社入社 平成　３年　８月　投資銀行ソロモン・ブラザーズ証券会社東京支店内部監査部ディレクター 平成１２年　５月　新日本有限責任監査法人金融サービス部リスク管理グループパートナー（社員）公認会計士 平成２１年　１月　小池公認会計士事務所代表・公認会計士 兼 独立行政法人農業者年金基金監事（非常勤） 平成２３年１０月　現職

（５）常勤職員の状況（平成２５年１月１日現在）

常勤職員数	前年１月１日からの増減	平均年齢	出向者数	
			国	民間
３９人	△１人	４３歳	９人	２９人

3　簡潔に要約された財務諸表

（1）貸借対照表

（単位：百万円）

資産の部	金　額	負債の部	金・額
現金及び預金	29,959,589	郵便貯金	29,958,708
預託金	78,877	保険契約準備金	45,996
有価証券	12,245	借入金	14,178,142
貸付金	14,178,142	その他負債	622,728
その他資産	623,725	時効保険金等払戻引当金	7,813
有形固定資産	41	その他	31
無形固定資産	31		
		負債の部合計	44,813,416
		純資産の部	
		設立時資産・負債差額	7,000
		利益剰余金	32,234
		純資産の部合計	39,234
資産の部合計	44,852,650	負債及び純資産の部合計	44,852,650

（2）損益計算書

（単位：百万円）

科　目	金　額
経常収益（A）	13,275,454
保険料等収入	12,852,323
資産運用収益	398,531
役務取引等収益	17
その他経常収益	24,583
経常費用（B）	13,266,540
保険金等支払金	12,866,375
資金調達費用	398,511
役務取引等費用	17
事業費	706
一般管理費	243
その他経常費用	688
当期総利益（A－B）	8,914

（３）キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
Ⅰ 業務活動によるキャッシュ・フロー（A）	△ 41,621
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー（B）	3,761
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー（C）	—
Ⅳ 資金減少額（D=A+B+C）	△ 37,861
Ⅴ 資金期首残高（E）	38,742
Ⅵ 資金期末残高（F=D+E）	882

（４）行政サービス実施コスト計算書

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
Ⅰ 業務費用	△ 8,914
損益計算書上の費用	13,266,540
（控除）自己収入等	△ 13,275,454
Ⅱ 引当外退職給付増加見積額	8
Ⅲ 機会費用	39
Ⅳ 行政サービス実施コスト	△ 8,867

■ 財務諸表の科目

① 貸借対照表

（資　産）

現金及び預金　：　金融機関への預貯金
預託金　：　かんぽ生命への預託金
有価証券　：　国債
貸付金　：　預金者貸付、保険契約者貸付、地方公共団体貸付、公庫公団等貸付
その他資産　：　前払費用、未収収益など
有形固定資産　：　建物付属設備、備品
無形固定資産　：　ソフトウェア

（負　債）

郵便貯金　：　郵便貯金の預り金
保険契約準備金　：　支払備金：保険金等の支払事由が発生し、未だその支払がなされていない保険金等の額
借入金　：　貸付金の原資に充てるためのゆうちょ銀行及びかんぽ生命からの借入金
その他負債　：　未払費用、預り金など
時効保険金等払戻引当金　：　時効処理を行った保険金等についての過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額

（純資産）

設立時資産・負債差額　：　政府出資金
利益剰余金　：　損益取引により生じた剰余金

② 損益計算書

（経常収益）

保険料等収入	：	保険料、再保険収入など
資産運用収益	：	預金利息、有価証券利息、貸付金利息
役務取引等収益	：	残高証明書発行手数料など
その他経常収益	：	支払備金戻入額、権利消滅金など

（経常費用）

保険金等支払金	：	保険金、年金等の支払額など
資金調達費用	：	郵便貯金利子、借入金利子
役務取引等費用	：	残高証明書発行委託手数料など
事業費、一般管理費	：	人件費、物件費、減価償却費、租税公課
その他経常費用	：	借入金補償金、時効保険金等払戻引当金繰入額

③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー ： 業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出など

投資活動によるキャッシュ・フロー ： 将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、有価証券の取得・償還、固定資産の取得等による収入・支出など

④ 行政サービス実施コスト計算書

業務費用	：損益計算書の費用から自己収入等を控除したもの
引当外退職給付増加見積額	：国からの出向役職員に係る退職給付引当金増加の見積額
機会費用	：政府出資金に一定利率を乗じて算出したもの

4　財務情報

（１）財務諸表の概況

①　経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの分析（内容）

（経常費用）

平成２４年度の経常費用は１３兆２，６６５億４０百万円となりました。

主な内訳は、保険金等支払金１２兆８，６６３億７５百万円、資金調達費用３，９８５億１１百万円となっております。

勘定別内訳は、郵便貯金勘定１，０３２億８０百万円、簡易生命保険勘定１３兆１，６３２億６０百万円となっております。

（経常収益）

平成２４年度の経常収益は１３兆２，７５４億５４百万円となりました。

主な内訳は、保険料等収入１２兆８，５２３億２３百万円、資産運用収益３，９８５億３１百万円、その他経常収益２４５億８３百万円となっております。

勘定別内訳は、郵便貯金勘定１，１０４億４３百万円、簡易生命保険勘定１３兆１，６５０億１１百万円となっております。

（当期総損益）

平成２４年度の当期総利益は８９億１４百万円となり、勘定別では、郵便貯金勘定は７１億６４百万円、簡易生命保険勘定は１７億５１百万円の当期総利益となりました。

（資産）

平成２４年度末現在の資産合計は４４兆８，５２６億５０百万円と昨年度より６兆８，８６７億５２百万円減少しました。これは、特別貯金が５兆１，８０４億４９百万円、貸付金が１兆６，５８７億３０百万円減少したことによるものです。

平成２４年度末の資産の主な内訳は、現金及び預金２９兆９，５９５億８９百万円、貸付金１４兆１，７８１億４２百万円となっております。

勘定別内訳は、郵便貯金勘定３２兆６，５１５億８８百万円、簡易生命保険勘定１２兆２，０１０億６２百万円となっております。

（負債）

平成２４年度末現在の負債合計は４４兆８，１３４億１６百万円と昨年度より６兆８，４６６億１８百万円減少しました。これは、郵便貯金が５兆１，８０４億４９百万円、借入金が１兆６，５８７億３０百万円減少したことによるものです。

平成２４年度末の負債の主な内訳は、郵便貯金２９兆９，５８７億８百万円、借入金１４兆１，７８１億４２百万円となっております。

勘定別内訳は、郵便貯金勘定３２兆６，３８１億２５百万円、簡易生命保険勘定１２兆１，７５２億９２百万円となっております。

（業務活動によるキャッシュ・フロー）

平成２４年度の業務活動によるキャッシュ・フローは△４１６億２１百万円となりました。

これは、その他の業務収入が７８億６８百万円、国庫納付金の支払額が△４９０億４８百万円となったことが主な要因です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

平成２４年度の投資活動によるキャッシュ・フローは３７億６１百万円となりました。

これは、預託金の払戻による収入が１０８億４百万円、有価証券の取得による支出が△２２４億７百万円、有価証券の償還による収入が１５４億３０百万円となったことが主な要因です。

表　主要な財務データの経年比較

（単位：百万円）

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
経常費用	20,466,186	18,940,029	16,579,137	14,741,401	13,266,540
経常収益	20,491,986	18,947,283	16,606,165	14,753,052	13,275,454
特別損失	—	9,601	—	—	—
当期総利益又は当期総損失	25,800	△ 2,348	27,029	11,651	8,914
資産	99,326,078	81,157,624	62,470,601	51,739,402	44,852,650
負債	99,283,042	81,116,935	62,402,884	51,660,034	44,813,416
利益剰余金	36,036	33,688	60,717	72,368	32,234
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,985	3,120	22,169	8,842	△ 41,621
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,149	△ 3,154	△ 22,175	29,372	3,761
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	—	—
資金期末残高	569	535	528	38,742	882

表　事業損益の経年比較

（単位：百万円）

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
郵便貯金勘定	2,381	2,999	22,932	8,698	7,164
簡易生命保険勘定	23,419	△ 5,346	4,097	2,952	1,751
合　　計	25,800	△ 2,348	27,029	11,651	8,914

表　総資産の経年比較

（単位：百万円）

区分	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
郵便貯金勘定	80,847,016	65,059,754	48,249,200	38,142,732	32,651,588
簡易生命保険勘定	18,479,062	16,097,870	14,221,401	13,596,670	12,201,062
合　　計	99,326,078	81,157,624	62,470,601	51,739,402	44,852,650

②　行政サービス実施コスト計算書の分析（内容）

平成２４年度の行政サービス実施コストは△８８億６７百万円となりました。

これは、業務費用合計が△８９億１４百万円となったことが主な要因です。

表　行政サービス実施コストの経年比較

（単位：百万円）

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
業務費用	△ 25,800	2,348	△ 27,029	△ 11,651	△ 8,914
うち損益計算書上の費用	20,466,186	18,949,630	16,579,137	14,741,401	13,266,540
うち自己収入等	△ 20,491,986	△ 18,947,283	△ 16,606,165	△ 14,753,052	△ 13,275,454
引当外退職給付増加見積額	8	7	7	6	8
機会費用	94	98	88	69	39
行政サービス実施コスト	△ 25,698	2,452	△ 26,934	△ 11,575	△ 8,867

（２）施設等投資の状況（重要なもの）

①　当事業年度に完成した施設等及び当年度継続中の施設等の新設・拡充

該当ありません。

②　当該事業年度に処分した施設等

該当ありません。

（３）予算・決算の概況

（単位：百万円）

区分	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	差額理由
収入											
業務収入	20,945,759	20,492,057	19,021,422	18,973,921	16,959,843	16,627,810	15,188,277	14,739,853	13,499,964	13,278,756	
保険料等収入	19,871,807	19,492,767	18,381,988	18,144,602	16,397,548	16,007,887	14,732,026	14,270,932	13,099,688	12,852,323	見込みより再保険収入が減少したため
運用収入	741,917	729,348	615,891	664,881	553,387	551,088	449,894	437,454	388,663	401,588	見込みより特別貯金利息が増加したため
手数料収入	33	31	36	26	31	24	19	21	20	17	
その他の業務収入	332,002	269,912	23,507	164,411	8,876	68,811	6,338	31,446	11,593	24,829	
借入金償還原資	4,989,768	5,723,846	4,909,057	5,666,150	4,811,141	4,800,106	3,407,933	3,122,959	3,564,200	3,546,067	見込みより貸付金の額が減少したため
計	25,935,528	26,215,903	23,930,479	24,640,071	21,770,984	21,427,916	18,596,209	17,862,812	17,064,164	16,824,823	
支出											
業務経費	20,944,932	20,465,608	19,019,772	18,967,935	16,959,235	16,601,721	15,185,800	14,725,887	13,499,455	13,268,555	
保険金等支払金	20,202,330	19,735,439	18,402,616	18,301,769	16,405,062	16,050,086	14,735,555	14,288,038	13,109,805	12,866,375	見込みより保険金等支払金が減少したため
支払利子	741,882	729,291	615,826	664,763	553,311	550,816	449,537	436,955	388,655	401,531	見込みより郵便貯金支払利子が増加したため
その他の業務支出	720	878	1,331	1,403	862	819	708	893	996	650	
一般管理費	116	65	118	59	68	59	61	55	83	79	
人件費	574	496	564	452	501	441	500	459	450	434	
施設整備費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
借入金償還	4,989,768	5,723,846	4,909,057	5,666,150	4,811,141	4,800,106	3,407,933	3,122,959	3,564,200	3,546,067	見込みより貸付金の額が減少したため
計	25,935,392	26,190,014	23,929,511	24,634,597	21,770,945	21,402,327	18,594,295	17,849,360	17,064,188	16,815,135	

（４）業務経費等の削減

機構においては、第２期中期計画において、中期目標期間の最終年度である平成２８年度の一般管理費及び業務経費の合計（業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費及び人件費を除く。）が平成２３年度の当該経費の９５％以下とすることとしています。

このため、支出の厳格な見直し、契約状況の点検・見直しに努めたほか、機構内で定期的に打合せを設けて、各部門の経費使用状況を毎月の支払等を通じて確認しつつ、経費の効率的使用を図った結果、平成２４年度の当該経費から情報システム更改経費を除いた額は３億１１百万円となり、平成２３年度の当該経費相当額に対して１％／年を基準として削減した額３億６１百万円を下回りました。

５　事業の説明

（１）財源構造

経常収益は１３兆２，７５４億５４百万円で、その内訳は、保険料等収入１２兆８，５２３億２３百万円、資産運用収益３，９８５億３１百万円、その他経常収益２４５億８３百万円、役務取引等収益１７百万円となっています。

これを業務別に区分すると、郵便貯金管理業務では、資産運用収益１，０２８億２１百万円、その他経常収益７６億５百万円、役務取引等収益１７百万円となっています。

簡易生命保険管理業務では、保険料等収入１２兆８，５２３億２３百万円、資産運

用収益２，９５７億１０百万円、その他経常収益１６９億７８百万円となっています。

なお、預金者との郵便貯金の預入、払戻し及び貸付金等に係る取引について、機構法及び郵政民営化法（平成１７年法律第９７号）の規定に基づく貯金に関する契約並びに機構法の規定に基づく借入金に関する契約により、ゆうちょ銀行との間で同額の債権債務及び収益費用が発生しています。

また、契約者等との保険料収入、保険金支払及び貸付金等に係る取引について、機構法第１６条に規定する再保険契約及び同法の規定に基づく借入金に関する契約により、かんぽ生命との間で同額の債権債務及び収益費用が発生しています。

（２）財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

①　郵便貯金に関する管理業務

旧公社から承継した郵便貯金を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行するための業務です。

業務の財源は、権利消滅金による収入７５億９８百万円及び政府から出資された６３億円等となっています。

業務に要する費用は、一般管理費（事務費）１億１６百万円、事業費３億４４百万円となっています。

②　簡易生命保険に関する管理業務

旧公社から承継した簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行するための業務です。

業務の財源は、再保険手数料収入４億９１百万円及び政府から出資された７億円となっています。

業務に要する費用は、一般管理費（事務費）１億２７百万円、事業費３億６２百万円となっています。

表　一般管理費、事業費の経年比較

（単位：百万円）

区　分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
一般管理費	278	261	260	255	243
事業費	1,034	938	883	831	706
合　　計	1,312	1,199	1,143	1,086	949

平成２４事業年度

決　算　報　告　書

第６期

自　平成 24 年 4 月 1 日
至　平成 25 年 3 月 31 日

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

決算報告書

（法人単位）　　（単位：百万円）

区分	予算額（A）	決算額（B）	差額（B－A）	備考
収入				
業務収入	13,499,964	13,278,756	△ 221,208	
保険料等収入	13,099,688	12,852,323	△ 247,365	
運用収入	388,663	401,588	12,925	
手数料収入	20	17	△ 4	
その他の業務収入	11,593	24,829	13,236	
借入金償還原資	3,564,200	3,546,067	△ 18,133	
計	17,064,164	16,824,823	△ 239,341	
支出				
業務経費	13,499,455	13,268,555	△ 230,900	
保険金等支払金	13,109,805	12,866,375	△ 243,430	
支払利子	388,655	401,531	12,876	
その他の業務支出	996	650	△ 346	
一般管理費	83	79	△ 5	
人件費	450	434	△ 16	
施設整備費	－	－	－	
借入金償還	3,564,200	3,546,067	△ 18,133	
計	17,064,188	16,815,135	△ 249,053	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

決算報告書

（郵便貯金勘定）　　（単位：百万円）

区分	予算額（A）	決算額（B）	差額（B－A）	備考
収入				
業務収入	85,320	113,746	28,426	
運用収入	84,704	105,878	21,174	
手数料収入	20	17	△ 4	
その他の業務収入	595	7,851	7,256	
借入金償還原資	535,935	544,298	8,363	
計	621,255	658,044	36,789	
支出				
業務経費	85,088	106,073	20,985	
支払利子	84,697	105,821	21,125	
その他の業務支出	392	252	△ 140	
一般管理費	38	37	△ 1	
人件費	218	209	△ 9	
施設整備費	－	－	－	
借入金償還	535,935	544,298	8,363	
計	621,279	650,617	29,337	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

決算報告書

（簡易生命保険勘定）　　（単位：百万円）

区分	予算額（A）	決算額（B）	差額（B－A）	備考
収入				
業務収入	13,414,645	13,165,011	△ 249,634	
保険料等収入	13,099,688	12,852,323	△ 247,365	
運用収入	303,959	295,710	△ 8,249	
その他の業務収入	10,998	16,978	5,980	
借入金償還原資	3,028,265	3,001,769	△ 26,496	
計	16,442,909	16,166,780	△ 276,130	
支出				
業務経費	13,414,367	13,162,483	△ 251,885	
保険金等支払金	13,109,805	12,866,375	△ 243,430	
支払利子	303,958	295,709	△ 8,249	
その他の業務支出	604	398	△ 206	
一般管理費	45	42	△ 3	
人件費	231	225	△ 7	
施設整備費	－	－	－	
借入金償還	3,028,265	3,001,769	△ 26,496	
計	16,442,909	16,164,519	△ 278,390	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第２項の規定に基づく
平成24事業年度財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書 兼 監査報告書

私ども監事は、独立行政法人通則法第19条第４項及び第38条第２項の規定並びに当機構の監事監査規程及び会計規程等に基づき、平成24年４月１日から平成25年３月31日までの平成24事業年度の当機構の業務を監査するとともに、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類及び附属明細書（以下「財務諸表」という。）及び決算報告書並びに事業報告書を監査いたしました。その方法及び結果につき、監事全員の一致した意見として本意見書兼報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１　監査の方法及びその内容

各監事は、理事長・理事（以下「理事長等」という。）、内部監査部門、その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員懇談会、契約監視委員会その他重要な会議に出席するほか、理事長等及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、重要な決裁文書等を閲覧し、当機構において業務及び財産の状況を調査するほか、他の監事の監査の実施状況及び結果について報告を受けました。理事長等の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他当機構の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項（内部統制）に係る取組みについては、理事長等及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証いたしました。また、主要な業務委託先及び再委託先については、業務報告書類を閲覧するとともに、その本社及び事業所を訪問して業務の状況を調査し、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人からその職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、平成24事業年度の当機構の業務を監査するとともに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書並びに事業報告書について検討いたしました。

２　監査の結果

(1) 財務諸表及び決算報告書に関する意見

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認められます。

当機構全体並びに郵便貯金勘定及び簡易生命保険勘定の財務諸表は、一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して作成され、当機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認められます。

決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認められます。

(2) 業務執行の監査結果

当機構の業務の執行は、法令等に従い適正に運営されているものと認められます。

事業報告書は、当機構の運営状況及び財政状態を適正に表示しているものと認められます。

理事長等の職務の執行に関する不正の行為、又は法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実は認められません。

内部統制に係る理事長等の職務の執行についても、指摘すべき重要な事項は認められません。

平成25年６月25日

独立行政法人 郵便貯金･簡易生命保険管理機構

常勤監事　関　考人

監　事　小山敏雄

独立監査人の監査報告書

平成25年6月25日

独立行政法人　郵便貯金・簡易生命保険管理機構

理事長　浦野　道郎　殿

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　熊木幸雄

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小林篤史

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第6期事業年度のすべての勘定に係る勘定別利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、すなわち、すべての勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書からなる勘定別財務諸表並びに法人単位貸借対照表、法人単位損益計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、法人単位行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書からなる法人単位財務諸表について監査を行った。

財務諸表に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表（すべての勘定に係る勘定別利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画される。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査意見

当監査法人は、上記の郵便貯金勘定、簡易生命保険勘定に係る各勘定別財務諸表並びに法人単位財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の各勘定及び法人単位の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜通則法が要求する利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する意見＞

当監査法人は、通則法第 39 条の規定に基づき、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の平成 24 年４月１日から平成 25 年３月 31 日までの第６期事業年度の各勘定に係る利益の処分に関する書類（案）、各勘定に係る勘定別決算報告書及び法人単位決算報告書について監査を行った。

利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること及び予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか及び決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から意見を表明することにある。

通則法が要求する利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する監査意見

当監査法人の監査意見は次のとおりである。

(1) 各勘定に係る利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。

(2) 各勘定に係る勘定別決算報告書及び法人単位決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

＜事業報告書に対する報告＞

当監査法人は、通則法第 39 条の規定に基づき、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の平成 24 年４月１日から平成 25 年３月 31 日までの第６期事業年度の事業報告書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

事業報告書に対する報告

当監査法人は、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の項目別評価調書（案）

中期計画の該当項目	第１　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 １　組織運営の効率化

■　中期計画の記載事項

各部門の業務分担、業務遂行のプロセス等を分析し、管理部門の簡素化、アウトソーシングの検討等、効率的な運営体制を確保することにより業務運営コストの縮減を図ることとし、機構に課せられた業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、業務及び組織体制について継続的に点検を行うとともに、必要に応じて人員配置の見直しを行う。

なお、中期目標期間内の国際ボランティア貯金の寄附金の配分完了に向けて、公募、監査等の進行管理や必要に応じた配分方法の見直しを行うとともに、配分が完了した際には、業務の縮小に応じた人員削減等の業務体制の見直しを図る。

■　各事業年度における小項目ごとの実施結果

小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
	業務内容に対応した柔軟かつ機動的な人員配置を行うことにより、組織の活性化を図り、効率的な運営体制を確保することとする。 効率的な運営体制の確保に当たっては、業務の実施体制について、管理部門の簡素化、アウトソーシングの可否等を含め、全般的な検証を行い、業務の効率化を図ることとする。 なお、中期目標期間内の国際ボランティア貯金の寄附金の配分完了に向けて、公募、監査等の進行管理を行う。	組織運営の効率化については、従前から効率的な運営に努めているところであるが、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、機構について、「業務の実施体制について全般的な検証を行い、業務を効率化する」こととされたことを受けて、平成 22 年度に理事を長とする「業務実施体制の検証・効率化プロジェクト」を設置し、検証を行っている。 平成 24 年度においても、各課の業務量及び職員・派遣職員の配置状況について詳細な検証を行い、その結果を踏まえて、平成 25 年４月から貯金部の派遣職員を 0.5 名削減している。 国際ボランティア貯金の寄附金の配分に関する業務について、平成 24 年度においては、 ・　平成 22 年度末に配分決定し、平成 23 年度に実施された 33 事業について、配分団体から提出された完了報告書等に基づき監査を実施。 ・　平成 23 年度末に配分決定した 22 事業について、配分団体から提出された実施計画書及び中間報告書に基づき配分金を交付。

		・　新規配分事業の公募を行い、平成 24 年度末に 27 事業に対し、１億 2,068 万円の配分を決定。 平成 25 年度監査等の業務量の減少が見込まれるため、平成 25 年４月から、上記のとおり貯金部の派遣職員を 0.5 名削減している。	
当該業務に係る事業経費	－千円	**当該業務に従事する職員数**	７名
■　当該項目の評価 **（AA～D）**	A		

■　評価結果の説明

業務の実施体制については、平成 22 年度に理事を長とする「業務実施体制の検証・効率化プロジェクト」を設置し、検証している。平成 24 年度についても引き続き、当該プロジェクトが業務の実施体制の検証を行った。その検証方法は、業務の必要性・投入労働力の適正性の観点から、各業務の（1）作業実施時期及び（2）投入労働力の実績について検証するものである。今年度も、その検証結果を踏まえて、派遣職員の 0.5 名の削減を 25 年度から行うこととし、当該業務を有効かつ効率的に実施したものと評価した。

国際ボランティア貯金寄附金配分事業については、平成 22 年度に配分決定した 33 事業について、その完了報告書の監査を行い、平成 23 年度に配分決定した 22 事業について、実施計画書・中間報告書に基づき配分金を交付した。あわせて、新規の配分事業の公募を行い、配分を決定した。国際ボランティア貯金寄付金配分事業については、公募、寄付金配分、監査が適切に実施され、進行管理は有効であったと評価した。当該事業は継続的に適切かつ有効な方法で実施されていたと評価した。また、当該事業は中期目標期間中に配分を完了することから、今後、事業を縮小することが見込まれている。上記に示した派遣職員の 0.5 名の削減は、この事業縮小に伴うものであり、業務量に応じた組織・人員の合理化を図り、継続的な見直しを図っていることを確認した。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の項目別評価調書（案）

中期計画の該当項目	第１　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 ２　業務経費等の削減

■　中期計画の記載事項

機構が日本郵政公社（以下「公社」という。）から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行できるよう配意しつつ、職員の意識改革、業務運営の効率化を進め、特に、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、必要に応じて適切な見直しを行うこととし、一般管理費及び業務経費の合計（業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費及び人件費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において、平成 23 年度の当該経費の 95%以下とする。

また、一般管理費及び業務経費の削減及び効率的使用に当たっては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づく「随意契約等見直し計画（平成 22 年４月）」に掲げる次の事項を引き続き着実に実施し、契約の適正化及び透明性の確保を図る。

①　随意契約の見直し
②　一者応札・一者応募の見直し
③　契約監視委員会による点検

なお、少額随意契約についても、複数業者から見積りを徴することを徹底する。

人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、削減目標を設定し、国家公務員に準じた人件費改革に取り組むこととする。

役職員の給与に関しては、国家公務員の給与の見直しの動向を踏まえ、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方を検証し、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果及び取組状況を公表する。

なお、目標の設定に当たっては、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成 24 年法律第２号）に基づく、国家公務員の給与削減の取組を踏まえた目標を設定するものとする。

また、適切かつ効率的に業務を実施するため、定期的に業務量の変化を検証し、その結果を踏まえ、組織・人員の合理化等を図ることとし、その際、部の統合についても検討する。

■　各事業年度における小項目ごとの実施結果

小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
	機構が日本郵政公社（以下「公社」という。）から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これら	１　経費の効率的使用 （１）業務経費の効率的な使用に当たっては、第１期中期目標期間に行った、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて（平成 22 年５月 18 日行政刷新会議

	に係る債務を確実に履行できるよう配意しつつ、職員の意識改革を図るとともに、各業務への適切な資源配分を行うため、各部門における業務の進捗状況と経費の使用状況を的確に把握し、特に、一般管理費については、必要最小限の使用に努めるべく、必要に応じ、見直しを適時適切に行うこととし、一般管理費及び業務経費の合計（業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費及び人件費を除く。）が、中期目標期間の最終年度である平成 28 年度において平成 23 年度の当該経費の 95%以下とすることを目標として、経費削減を推進する。 また、一般管理費及び業務経費の削減及び効率的使用に当たっては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づく「随意契約等見直し計画（平成 22 年４月）」に掲げる次の事項を引き続き着実に実施し、契約の適正化及び透明性の確保を図る。 ①　随意契約の見直し ②　一者応札・一者応募の見直し ③　契約監視委員会による点検	決定）」及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月７日閣議決定）」における、コスト縮減を念頭とした予算の執行管理、法人経営全般にわたる管理運営の適正化についての見直しに留意して、実施したところである。 （２）機構が日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行できるように配意しつつ、理事長の訓示等を通じて、職員への意識付けとともに、総務部、貯金部及び保険部における業務態勢の整備を図り、委託先等の監査、訴訟・差押、周知・広報等の業務実施に当たって、一般管理費及び業務経費の効率的な使用に努めた。 また、支出の厳格な見直し、契約状況の点検・見直しに努めたほか、機構内で定期的に打合せを設けて、各部門の経費使用状況を毎月の支払等を通じて確認しつつ、経費の効率的使用を図った。 （３）平成 24 年度においては、職員が施策の費用対効果を常に意識するように改革を図り、各施策を第２期中期目標期間における位置付けを踏まえて実施するとともに、監査業務支援等の施策について実施内容を効率面から精査を行い、当初は平成 24 年度に実施を予定していた周知・広報施策の一部施策について翌年度以降に延期する等の経費の効率的使用を行った。 （４）このように業務運営コストの一層の削減に努めた結果、平成 24 年度の一般管理費及び業務経費の合計（業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費及び人件費を除く。）から情報システム更改経費を除いた額は 311,253 千円となり、平成 23 年度の当該経費相当額に対して、１%/年を基準として削減した額（360,994 千円）を下回っている。 ２　契約の点検・見直しの実施 （１）契約に係る規程類の整備及び運用 「会計規程」、「会計手続」、「契約手続」等の契約に係る規程類について、第１期中期目標期間において、国の契約に係る規程類と基準を合わせるために包括的随意契約条項の廃止を行う等の整備を行っており、引き続き、これら規程の運用を行っている。

	なお、少額随意契約についても、複数業者から見積りを徴することを徹底する。	（２）契約事務手続に係る執行体制・審査体制の整備状況 ①執行体制については、会計課（４名）が事務を担当し、理事長（100 万円未満の支出を伴うものは、総務部長）が決裁を行っている。 一般競争入札の入札条件としては、競争性の確保の観点から、総務省競争参加資格（全省庁統一資格）を求めるのみである。透明性の確保の観点から、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（平成 23 年６月 20 日総務省要請）を受け、一般競争入札の公告の段階及び契約を締結する場合に、受託者への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況についての情報を公開することを目的として、機構への情報提供と情報公表の同意の協力依頼を機構ホームページに掲載している。また、契約状況の点検・見直し結果や随意契約等見直し計画のフォローアップのほか、一般競争入札及び随意契約（企画競争又は公募を経たものを含む。）の状況をホームページで公表している。 機構には、関連法人（特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等）に該当する法人は存在しない。 契約手続において、一括再委託を禁止するとともに、一部再委託の事前承認制度を設けている。また、急を要する場合以外であっても公告期間を短縮できるとする規定や公益法人随意契約条項については、当初から設けていない。 ②審査体制については、執行部門に対する審査部門の牽制を確立するため、全ての契約関係文書を内部監査担当に回議しているほか、理事長決裁文書について監事の査閲を受けている。契約監視委員会については（３）のとおり。 （３）契約の点検及び見直し 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づき、契約の点検及び見直しの取組として、平成 21 年 12 月に契約監視委員会を設置しており、平成 24 年度においては、平成 24 年 11 月に第７回、平成 25 年３月に第８回の契約監視委員会の会合を開催した。 この会合において、「随意契約等見直し計画」等に従い、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募案件について説明、契約監視委員会の点検を受け、議事要旨、配布資料等をホームページで公表している。

	人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、削減目標を設定し、国家公務員に準じた人件費改革に取り組むこととする。	〔随意契約の見直し〕 平成 24 年度の競争性のない随意契約は、財務諸表の官報公告の１件であった。 なお、予定価格が基準額（役務契約 100 万円、財産買入契約 160 万円）以下の場合においては、随意契約によることができる旨を会計規程等で定めているが、その場合も、原則として、複数の業者から見積りを徴し、最低価格を提示した者との間で契約を行っており、実質的には価格競争が働く運用としている。 さらに、上記の場合において、競争入札により調達価格を安価にすることが見込まれるものについては、競争入札を実施した。 〔一者応札・一者応募の改善〕 一者応札・一者応募の改善方策として、以前から、十分な公告期間の確保、事前説明会の実施、早期入札の実施といった措置を講じている。平成 24 年度においては、それに加え、更なる早期入札を行い契約締結日から履行開始日までの期間を長く確保するなど、更なる改善に取り組んだ。また、平成 23 年度に引き続き一者応札・一者応募となった１案件について、改善に向けた取組内容等を契約監視委員会に報告し、点検を受けた。 平成 24 年度に一般競争入札・企画競争を経て締結した契約案件における一者応札・一者応募案件の割合は 26.9％（26 件中７件）であり、平成 23 年度の割合（22.7％（22 件中５件））よりも若干高くなっている。内訳を見ると、既存の情報機器等の保守のため前年度と同じ業者のみの応札となったものが２件、契約の目的を達成するために必要な資格要件を求めた等の理由から一者応札・一者応募となったと考えられるものが４件、その他１件となっている。一方、前述のとおり、更なる早期入札を行い契約締結日から履行開始日までの期間を長く確保することにより、平成 23 年度は一者応札・一者応募であった２件が、平成 24 年度は複数者応札となるといった改善もあった。 （４）公益法人等に対する会費の支出状況 公益法人等に対する会費の支出については、例年、公益社団法人日本監査役協会及び一般社団法人日本内部監査協会の各年会費を支出しており、「独立行政法

	具体的には、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成 24 年法律第２号）を踏まえて役員報酬規程及び職員給与規程の見直し等を行うこととし、人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。以下同じ。）を、平成 23 年度の役員交代による影響を補正した人件費実績額の 91.97％以下とすることを目標として削減に取り組むこととする。 また、給与水準については、対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）が 100 以下となることを目標として、引き続き適正な給与水準の維持に努めていくこととする。	人が支出する会費の見直しについて」（平成 24 年３月 23 日行政改革実行本部決定）を踏まえ、その必要性等について改めて精査したところ、いずれも機構の業務の遂行のために真に必要かつ最低限のものであり、支出する額がそれにより得られる便益に見合っていることを確認した。 ３　人件費の削減等に係る取組 （１）「第１－１　組織運営の効率化」（P. １～２）で述べたとおり、平成 24 年度においても、各課の業務量及び職員・派遣職員の配置状況について詳細な検証を行い、その結果を踏まえて、平成 25 年４月から貯金部の派遣職員を 0.5 名削減している。 （２）人件費の削減等については、前年度に引き続き、超過勤務手当の効率的な使用を推進した。具体的には、平成 23 年度に引き続き、毎週水曜日及び金曜日を定時退庁日に指定し、その都度職員に周知するとともに、毎月の超過勤務手当額等の管理を徹底したところ、平成 24 年度の超過勤務手当額等は、前年度に比べて 27.1％減少した。 その結果、人件費は、平成 24 年度の目標である、平成 23 年度の役員交代による影響を補正した人件費実績額の 91.97％以下（▲8.03％以上）に対し、89.89％（▲10.11％）と目標を上回る削減を図ることができた。 （３）給与水準（ラスパイレス指数・平成 24 年度）については、対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）は 95.7 であり、適正な水準を維持している。 なお、平成 24 年度における機構職員の給与等については、平成 25 年６月末までにホームページで公表する。 （４）国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成 24 年法律第２号）の制定・施行を踏まえて、役員報酬規程及び職員給与規程の改正並びに報酬・給与の臨時特例規程の制定を行い、平成 24 年４月から施行するなど、国家公務員に準じた見直しを今後とも行うこととしている。 （５）諸手当については、国家公務員に支給されている手当項目以外の手当はなく、また、法定外福利費についても、職員の健康診断費用など必要な支出を除き、互助組織への支出、食事の補助、入学祝金、結婚記念祝金等への支出は一切行って

		いない。	
当該業務に係る事業経費	－千円	**当該業務に従事する職員数**	15 名
■　当該項目の評価（AA～D）	A		

■　評価結果の説明

（業務経費の削減等）

経費を効率的に使用し、業務経費を削減させることは独立行政法人が当然考慮すべき重要な課題である。その点、平成 24 年度は平成 23 年度比 1%以上の削減を達成したことは十分に評価できる。

「契約の点検及び見直し」については、契約監視委員会が継続的に会合を開催し、集中的に監視を強化するなどの取組みが推進された点は評価される。

ただ、「一者応札・一者応募」については 5 件から 7 件へと増加した。その結果、契約数に占める「一者応札・一者応募」の割合は、平成 23 年度に比べ、若干高くなった。これは既存の情報機器等の保守のために前年度と同じ業者のみの応札となった 2 案件があったこと、契約の目的を達成するために必要な実績があることを資格要件として求めた案件があったこと、などが理由とされる。このような問題は他の独立行政法人にも共通する問題ともされ、特殊事情なのかも知れないが、特殊事情だから達成は難しいとするのではなく、あくまでも改善策を講じるべき課題としてしっかり位置付けて欲しい。

このような課題を見据えつつ、可能な限り業務の効率化を追求していることを踏まえ、大きくは、業務経費の削減において、「目標を十分達成」と判断されて良い。

（人件費の削減等）

超過勤務管理の徹底等により、人件費は削減目標（▲8.03%以上）を上回り節減されており、効率的に管理されている。国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）の制定・施行を踏まえて、役員報酬規程及び職員給与規程の改正等が措置されている。給与水準について、対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）は、100以下であり、適正な水準が維持されており、また、不要な法定外福利費の支出も行われていない。

以上より、「目標を十分達成」と評価した。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の項目別評価調書（案）

中期計画の該当項目	第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 １　資産の確実かつ安定的な運用

■　中期計画の記載事項

（１）機構が公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、郵便貯金資産及び簡易生命保険資産について、郵便貯金資産の運用計画（別紙１）及び簡易生命保険資産の運用計画（別紙２）に従い、確実かつ安定的な運用を行うよう努めるものとする。

（２）再保険先である株式会社かんぽ生命保険において確実かつ安定的な運用が行われるよう、同社における運用状況を毎月把握し、必要に応じ、下記２（１）①及び②による確認等を行うこととする。

■　各事業年度における小項目ごとの実施結果

小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
	（１）機構が旧公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、郵便貯金資産及び簡易生命保険資産について、郵便貯金資産の運用計画（別紙１）及び簡易生命保険資産の運用計画（別紙２）に従い、方針を定め、確実かつ安定的な運用を行うよう努めるものとする。	郵便貯金資産及び簡易生命保険資産の運用については、中期計画及び平成 24 年度年度計画で定める運用計画を遵守し、株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」という。）に対する預金、預金者・保険契約者への貸付け、地方公共団体・公庫公団等に対する貸付けに係る債権の保有のための運用、国債等・預金による運用を実施することにより、確実かつ安定的な運用に努めた。 期末における運用残高は、下表のとおりであり、いずれも独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成 17 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）等で定められた方法による運用としている。 また、中期計画及び平成 24 年度年度計画で定める運用計画に基づき、具体的な運用方法を運用実施方針として定め、余資運用については、預金等のほか、流動性及び安全性の観点から国債（満期保有目的の債券）に運用している。 なお、貸付金については、地方公共団体貸付及び公庫公団等貸付を実施しているが、これらは、金融庁の金融検査マニュアル及び保険検査マニュアルにおいても、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないものとして債務者区分は要しないものとし、非分類債権とすることとなっていることから回収計画は策定していない。預金者貸付及び保険契約者貸付については、郵便貯金の残高・簡易生命保険の積立金の範囲内での貸付けで

あることから回収不能の問題はない。

○郵便貯金資産運用残高

（単位：百万円）

区分	平成 24 年度末	平成 23 年度末	増減額
ゆうちょ銀行への特別貯金	29,958,707	35,139,156	▲5,180,448
預金者貸付	45,353	57,505	▲12,152
地方公共団体貸付	2,153,950	2,449,921	▲295,970
国債（満期保有目的の債券のみ）	11,945	5,303	6,641

○簡易生命保険資産運用残高

（単位：百万円）

区分	平成 24 年度末	平成 23 年度末	増減額
保険契約者貸付	891,296	1,033,613	▲142,316
地方公共団体貸付	11,077,384	12,279,270	▲1,201,885
公庫公団等貸付	10,156	16,560	▲6,404
国債（満期保有目的の債券のみ）	299	－	299

（２）再保険先である株式会社かんぽ生命保険において確実かつ安定的な運用が行われるよう、同社における運用状況を毎月把握し、必要に応じ、下記２（１）③による確認等を行うこととする。

再保険先の資金運用については、毎月、株式会社かんぽ生命保険（以下「かんぽ生命保険」という。）から運用実績・評価の報告を受け、運用状況を把握するとともに、安全資産保有義務について、運用実績の検証を行った。また、これらの資料に基づき、安全資産の額が機構のために積み立てられる額を下回るリスク（株価及び為替水準）について検証を行った。

なお、この結果、安全資産は確実かつ安定的に運用が行われており、安全資産の評価額が、かんぽ生命保険が機構のために積み立てる額を上回っていることを確認した。

【保有資産の見直し・運用】

		（１）実物資産の見直し・運用 ア　実物資産については、建物、土地等は保有していない（職員宿舎も保有していない。）。保有している実物資産は、事務所内の間仕切りやサーバー・パソコン等のみであり、これらは、いずれも機構の業務を遂行するために不可欠なもので、必要最小限の数量のみ調達している。また、いずれも有効に活用され、適切かつ効率的に管理されており、その性質上、自己収入を得る余地はない。 イ　機構が賃貸借契約している本部事務所は、委託先であるゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の本社並びに所管官庁である総務省と頻繁に打合せ等を行う必要があるなど、現在地に立地する業務上の必要性があり、職員（派遣職員を含む。）数に照らして、適切な規模で、有効に活用されており、適切かつ効率的に管理されている。賃料についても、近隣相場に照らし適正なものとなっている。 ウ　以上のとおり、実物資産（本部事務所を含む）については、機構の任務・設置目的に適ったものであるとともに、その任務を遂行する手段として有用かつ有効であり、機構の事務・事業の目的及び内容に照らして適切な規模で、利用度等は合理的なものとなっている。また、第三者に転貸し、自己収入を得る余地はなく、賃借していることから、アウトソーシング等による管理業務の効率化等の余地もない。 なお、不要な実物資産及び現時点において減損を認識している固定資産は存在せず、処分等の検討の余地はない。 （２）金融資産の見直し・運用 ①　金融資産の規模等 ア　金融資産について、事業目的を遂行する手段としての有用性・有効性、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らし、資産の規模は適切である。 イ　金融資産については、機構法等に基づき運用している。資産規模は、預金者、保険契約者等の行動の結果として決まるものであり、各契約の満期終了等に伴い、基本的に減少している。 ウ　保有する現金・預金・有価証券等については、その太宗を占める特別貯金については、機構が負債として負う郵便貯金に相当するものになっており、その

		余の部分については、資金繰りの状況を考慮した上で、必要な運転資金を定期的に見直し、確保の上、余資を国債により運用している。 エ　貸付業務以外の債権において、貸付金はない。 オ　なお、不要財産であって、政府からの出資又は支出に係るものは存在しない。したがって、いわゆる「溜まり金」は存在しない。 ②　金融資産の運用状況 ア　資金運用の基本的方針等として、金融資産の運用方針が、中期計画及び年度計画の中で定められており、その運用方針どおりに運用している。資金の性格、基本的方針等を踏まえ、機構は、機構法等に基づき、事業目的を達成するため適切に運用・管理しており、法人としての責任を果たしている。 イ　資金の運用体制として、必要な人員を配置するとともに、内部統制を図っている。 ウ　資金運用について、ディスクロージャー誌及びホームページへの掲載等により、実績を明らかにしている。 エ　前述のとおり、回収不能に陥る貸付金はないことから、回収計画は策定しておらず、また、回収率は 100%であることから、その向上に向けた取組を要しない。 オ　新規の貸付けは、預金者貸付及び契約者貸付のみであり、これらは、預金及び積立金の範囲内となるよう商品設計されており、それにより貸付額の審査が行われている。 カ　機構における資金運用は、運用計画に定めるところにより、郵便貯金資産運用においては、ゆうちょ銀行への預金、預金者貸付、地方公共団体に対する貸付け及び国債取得（満期保有目的）が、簡易生命資産運用においては、保険契約者貸付、地方公共団体に対する貸付け、公庫公団に対する貸付け及び国債取得（満期保有目的）が行われている。 機構は、これらのうち、地方公共団体に対する貸付け及び公庫公団に対する貸付けについては、債権管理等の業務を、預金者貸付及び保険契約者貸付については、旧郵便貯金法及び旧簡易生命保険法に基づく貸付けに係る業務を、郵

		政民営化法第 162 条第１項第２号イ及びハの規定に基づき、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険に委託している。これらの委託した業務について、機構は、「第２－２　提供するサービスの質の確保」（P.16～38）に記載したとおり、実施状況の確認等を行い、委託先等を監督している。 なお、機構においては、投資顧問会社等を通じた資金運用は行っていない。 （３）知的財産の見直し・運用 特許権等の知的財産を保有しておらず、知的財産活用に関する方針の策定等の取組は行っていない。	
当該業務に係る事業経費	－千円	**当該業務に従事する職員数**	12 名
■　当該項目の評価（AA～D）	A		

■　評価結果の説明

(1) 郵便貯金資産及び簡易生命保険資産の運用

① 郵便貯金勘定においては、機構法第28条等により資産の運用方法が制限されているところ、平成24年度財務諸表によれば、機構は、その運用方法の範囲内にて、預金、国債、預金者貸付、地方公共団体貸付のみで運用しており、運用計画に基づき次の措置等を行っており、確実かつ安定的な運用に努めていると言える。

・預金の大部分は株式会社ゆうちょ銀行への特別貯金（旧日本郵政公社から承継した郵便貯金に係る債権）である。

・預金者貸付は、預金者の郵便貯金の残高の範囲内に限っている（機構の「業務方法書」第22条1項）ため、実質的に回収リスクはないと言える。また、地方公共団体貸付は、新規の貸付けは行われていない。

・特別貯金・貸付金は、運用計画における資産構成の記載に基づいて、それぞれ同額のゆうちょ銀行に対する郵便貯金・ゆうちょ銀行からの借入金が設定されている。

・有価証券は国債のみで、かつ、満期保有目的である。

また、運用計画に基づいて「平成24年度郵便貯金資産の運用実施方針」を策定し、運用計画及び当該方針を遵守して運用を行っていると認められる。

② 簡易生命保険勘定においては、機構法第29条等により資産の運用方法が制限されているところ、平成24年度財務諸表によれば、機構は、その運用方法の範囲内にて、預金、保険契約者貸付、公庫公団等貸付、地方公共団体貸付であり、運用計画に基づき次の措置等を行っており、確実かつ安定的な運用につと

めていると言える。
・保険契約者貸付は、保険契約に係る積立金額の範囲内に限っている（「契約者貸付に関する簡易生命保険約款」第3条等）ため、実質的に回収リスクはないと言える。また、公庫公団等貸付及び地方公共団体貸付は、新規の貸付けは行われていない。
・保険契約者貸付、公庫公団等貸付、地方公共団体貸付は、運用計画における資産構成の記載に基づいて、株式会社かんぽ生命から借り入れる資金と同額となっている。
・有価証券は国債のみで、かつ、満期保有目的である。
また、運用計画に基づいて「平成24年度簡易生命保険資産の運用実施方針」を策定し、運用計画及び当該方針を遵守して運用を行っていると認められる。

(2) 株式会社かんぽ生命保険における確実かつ安定的な運用については、機構は、株式会社かんぽ生命保険から、運用実績についての報告を受け、そして、安全資産（郵政民営化法第 162 条第２項第３号に規定する資産）の評価額が機構のために積み立てる額（旧契約に係る責任準備金等の合計額）を上回っていること、及び資産構成割合が株式会社かんぽ生命の簡易生命保険契約資産の資産運用方針の範囲内であることを確認している。また、報告資料に基づき、安全資産評価額が機構のために積み立てる額を下回る日経平均株価及び為替レートの水準について検証している。

(3)保有資産について、次のとおり、有効に活用され、必要な範囲及び規模にとどまっており、見直しも適切に行われていると言える。
・実物資産：　機構が保有している実物資産は、事務所内の間仕切り、サーバー、パソコン、備品等の有形固定資産及びソフトウェアのみの、業務を行う上で不可欠なものである。土地、建物、構築物は保有しておらず、また、宿舎、その他職員の福利厚生を目的とした施設は保有していない。平成 24 年度財務諸表によると、平成 23 年度末に比べて、「その他の有形固定資産」及び無形固定資産が、郵便貯金勘定においてはそれぞれ約 700 万円分及び約 1000 万円分増加し、簡易生命保険勘定においてはそれぞれ約 800 万円分及び約 1200 万円分増加しているが、これらは機構内の LAN システム、クライアント端末の更新等によるものである。これらの資産は、有効かつ効率的に運用・管理が行われており、いずれも業務に必要最低限の資産となるよう見直しがなされていると言える。
・金融資産：　機構が保有している金融資産は、旧公社から承継した郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務によるものであり、上記のとおり、これらは運用計画及び運用実施指針に従って運用されている。地方公共団体及び公庫公団等に対する債権の管理等業務、及び預金者・保険契約者貸付けにかかる業務については、機構は、郵政民営化法第 162 条第 1 項第 2 号イ及びハの規定において、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命に委託することとされており、これに従っている。機構は、投資顧問会社等を通じた資産運用は行っていない。

・知的財産：　平成 24 年度期末の財務諸表によれば、機構は知的財産は保有していない。

実物資産については、上記のとおり有効に活用・管理され、金融資産については上記のとおり適切に運用・管理が行われていると考える。なお、貸付金について回収計画は策定されていないが、これは、貸付については、預金者貸付、保険契約者貸付はそれぞれの郵便貯金又は積立金の範囲内での貸付であり、また、

その他の貸付は公庫公団等貸付、地方公共団体貸付のみであって、実質的に回収不能の可能性が殆どないと言ってよいためである。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の項目別評価調書（案）

中期計画の該当項目	第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ２　提供するサービスの質の維持・向上

■ 中期計画の記載事項

（１）委託先の監督

郵便貯金管理業務の委託先である株式会社ゆうちょ銀行及び簡易生命保険管理業務の委託先である株式会社かんぽ生命保険(以下「委託先」と総称する。)に対し、委託した業務について、利用者の利便を確保するため、業務の質の維持・向上に努めるとともに、委託先が行う銀行業務及び生命保険業務と同等以上の質を確保することを求めることとする。

また、委託した郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適正性の確保のため、委託先に対する監督方針を定め、次のとおり確認等を行うとともに、必要に応じ改善を求める等の措置を講ずることとする。特に、保険金等支払対応、顧客情報管理、苦情申告対応等については、留意するものとする。

①　事業年度ごとに重点確認項目及び項目ごとのスケジュールを設定し、確認を行うとともに、不適切事例が発生した場合には、その発生原因等を分析し、必要に応じて一層の再発防止策を講じるよう指導する等、改善に向けた取組強化及び改善状況の検証を行う。

なお、重点確認項目の設定に当たっては、国民に対して提供するサービスの質の維持・向上に向けて引き続き取り組む必要性を十分考慮することとする。

②　事業年度ごとに実地監査計画を定め、委託先の本支店、出張所等における委託業務の実施状況を監査する。

なお、監査業務の実施に当たっては、監査項目や監査対象局所を選定する際に、委託先の実施する内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにする。

（２）再委託先の監督

郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の再委託先に対し再委託された業務について、再委託先が業務を再々委託する場合も含め、業務の質の維持・向上に努めるとともに、再委託先が行う銀行業の代理業務及び生命保険契約の維持・管理業務と同等以上の質を確保するよう、委託先を通じて求めることとする。

また、再委託した郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の適正性の確保のため、委託先を通じた上記（１）①及び②に準じる確認等を行うとともに、必要に応じ改善を求める等の措置を講ずるよう再委託先に求めることとする。特に、保険金等支払対応、顧客情報管理、苦情申告対応等については、留意するものとする。

（３）監督に当たり留意する事項

①　郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の提供場所及び提供時間

利用者の利便の確保に配慮したものとなるよう、委託先及び再委託先に対し、委託先が行う銀行業務及び生命保険業務並びに再委託先が行う銀行業の

代理業務及び生命保険契約の維持・管理業務と同等以上の提供場所及び提供時間を確保するように求めることとする。

② 標準処理期間の設定

預金者、契約者等の利便を図るため、次の取扱いについて、標準処理期間を設定し、その期間内に案件の９割以上を処理するよう、委託先に求めることとする。

その対応状況について、必要に応じ上記（１）①及び②による確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずることとする。

（郵便貯金管理業務）（詳細は別紙３のとおり）

ア 貯金証書・保管証の再交付の取扱い

イ 定額郵便貯金及び定期郵便貯金に係る払戻証書の発行の取扱い

ウ 残高証明書の発行の取扱い

（簡易生命保険管理業務）（詳細は別紙４のとおり）

ア 満期保険金の支払

イ 入院保険金の支払

ウ 生存保険金の支払

エ 失効・解約還付金の支払

オ 基本契約の死亡保険金の支払

■ 各事業年度における小項目ごとの実施結果

小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
（１）委託先の監督 （２）再委託先の監督 ①　業務の質の維持・向上	郵便貯金管理業務の委託先である株式会社ゆうちょ銀行及び簡易生命保険管理業務の委託先である株式会社かんぽ生命保険（以下「委託先」と総称する。）に対し、委託した業務について、利用者の利便を確保するため、業務の質の維持・向上に努めるとともに、委託先が行う銀行業務及び生命保険業務と同等以上の質を確保することを求めることとする。	委託先の監督及び再委託先の監督 ① 業務の質の維持・向上 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務においては、下記②のとおり委託先及び再委託先に対する重点確認項目及び項目ごとのスケジュール等を規定した監督方針を定め、下記③のとおり、各種の報告を求めるとともに、実地監査を実施し、必要に応じ、指導等を行った。 これらにより、委託先及び再委託先に対し、業務の質の維持・向上に努めるとともに、委託先及び再委託先が行う銀行業務、銀行業の代理業務及び生命保険業務と同等以上の質を確保することを求めた。 この結果、業務の質は、郵便貯金管理業務において、犯罪発覚件数、苦情等申告件数、現金過不足事故件数がそれぞれ減少する等、改善された。簡易生命保険管理業務におい

	〔再委託先の監督〕 再委託先に対し再委託された業務について、再委託先が業務を再々委託する場合も含め、業務の質の維持・向上に努めるとともに、再委託先が行う銀行業の代理業務及び生命保険契約の維持・管理業務と同等以上の質を確保するよう、委託先を通じて求めることとする。	ては、保険金等の支払に係る請求案内漏れ事案等が発覚しており、今後更なる改善を要する点もあるが、犯罪発覚件数、顧客情報の漏えい件数については、それぞれ減少するなど改善が認められた。また、利用者の評価等に関する調査において、１年以上前に利用した時と比べたサービス水準全体は、「変わらない」とする回答が６割強であったが、「良くなった」と「やや良くなった」とする回答の合計は３割強で、「悪くなった」と「やや悪くなった」とする回答の合計の約６％より多く、業務の質は全般的に向上していると認められた（利用者の評価等に関する調査の詳細については、「第２－３　業務の実施状況の継続的な分析」（P. 39～41）を参照）。
（１）　委託先の監督 （２）　再委託先の監督 ②　監督方針の策定	委託した郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適正性の確保のため、委託先に対する監督方針を定めることとする。	②　監督方針の策定 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持･向上及び適正性の確保のため、平成 24 年３月に監督方針を定めた。
（１）　委託先の監督 （２）　再委託先の監督 ③　確認等	監督方針に基づき、確認等を行うとともに、不適切事例が発生した場合には、その発生原因等を分析し、必要に応じて一層の再発防止策を講じるよう指導する等、改善に向けた取組強化及び改善状況の検討を行う。 なお、平成 24 年度における重点確認項目等は、国民に対して提供するサービスの質の維持・向上に向けて引き続き取り組む必要性を考慮の上、次のとおりとすることとし、項目ごとのスケジュールについては監督方針等に盛り込むこととする。	③　確認等 平成 24 年度監督方針において重点確認項目を定めるとともに、重要案件については随時、その他の案件については原則として月、四半期又は半期に１度確認を行うことを定め、スケジュールどおりに確認を行った。 また、四半期ごとに不適切事例の発生原因等を分析し、その結果も活用して、実地監査を行い、委託先及び再委託先に対し、必要に応じ、再発防止策を講じるなどの改善を求めた。

	〔再委託先の監督〕 　また、再委託した郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の適正性の確保のため、委託先を通じて、上記（１）③による確認等を行うとともに、上記（１）③イの実地監査計画に基づき実地監査を実施し、必要に応じ、改善計画の策定及びその履行を求める等の措置を講ずるよう委託先を通じて再委託先に求めることとする。 ア　重点確認項目 （郵便貯金管理業務） ｉ　委託先及び再委託先（郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の再委託先である日本郵便株式会社をいう。以下同じ。）における内部管理態勢の充実・強化に係る改善計画に基づく取組	ア　重点確認項目 （郵便貯金管理業務） ｉ　委託先及び再委託先における内部管理態勢の充実･強化に係る改善計画に基づく取組 ①　主な取組 　委託先及び再委託先は、犯罪の再発防止のため、業務改善計画に基づき、合同で内部管理態勢の充実･強化に関する連絡会議を開催し、それぞれ防犯ルールの徹底、各種研修、内部通報制度の活用促進、長期勤務者の異動などの防犯施策を継続して実施したほか、新たに以下の取組を行った。 ・　渉外営業活動の管理強化（エリア外活動の事前承認、営業記録簿の確認、モニタリング等）＜委託先及び再委託先＞ ・　郵便局における現金等の実在性を検証する特別監査の強化＜再委託先＞ ・　局長の自局任用の原則禁止＜再委託先＞ ②　取組結果 　上記取組の結果、平成 24 年度における犯罪発覚件数は 18 件（委託先１件、再委託先 17 件）であり、平成 23 年度の 21 件（委託先１件、再委託先 20 件）から３件減少した。

		なお、18 件中３件は上記の特別監査等において発見したものである。 ③　更なる再発防止の取組 平成 24 年度発覚事案の主な発生原因は、大規模局において一部の職員に業務を任せきりにして管理が不十分であったこと、一部の職員に防犯意識が浸透していなかったこと、預り証を渡さずに通帳等を受け取る無証跡取扱の禁止が徹底されていなかったことである。機構では、これらの原因を踏まえた再発防止策を委託先及び再委託先に求めており、委託先及び再委託先では、以下の再発防止策を実施することとしている。 ・　大規模局を対象とした総合監査や管理者研修＜再委託先＞ ・　実際に発覚した犯罪を題材にした研修の充実＜再委託先＞ ・　名刺の裏を活用した預り証の周知＜再委託先＞ ・　所持品等点検の見直しやロッカー交換＜委託先及び再委託先＞ ・　連絡会、部会による無通告の現金監査＜再委託先＞
ⅱ　顧客情報の管理	ⅱ　顧客情報の管理 （関連：「第４－３　機構が保有する個人情報の保護」（P. 56～59）） ①　主な取組 委託先及び再委託先では、事故防止のため、顧客情報関係書類の集中保管、強化月間の設定、研修、モニタリング等に継続して取り組んだほか、新たに以下の取組を行った。 ・　キャビネット等での書類の保管期間の短縮＜再委託先＞ ・　事故事例集を活用して、事故を未然に防止した成功例を紹介＜再委託先＞ ②　取組結果 上記取組の結果、平成 24 年度に発覚した顧客情報関連事故（郵便事故を除く。）は 169 件となり、平成 23 年度の 170 件とほぼ同件数であったが、証拠書の紛失時期が民営化以前である事案を除くと、平成 24 年度は 34 件であり、平成 23 年度の 66 件から半減した。 ③　更なる再発防止の取組 機構では、委託先から報告された事故内容を分析するとともに、委託先及び再委

		託先の実地監査を行った。その結果を踏まえ、以下の点について、委託先及び再委託先に改善を求めた。 ・　窓口端末機の取扱いを記録した電子記録媒体（ＤＶＤ）の紛失等を防止するための抜本的な対策＜委託先＞ ・　顧客情報媒体管理簿の見直し＜再委託先＞ 委託先では、平成 26 年１月以降、新型窓口端末機の配備（再委託先への配備を含む。）に併せ、平成 27 年８月までに順次、データ伝送方式（窓口端末機の取扱いの記録を計算センターに伝送し、郵便局等に電子記録媒体を残さない方式）に切り替えを実施する予定である。また、再委託先では、平成 25 年５月から、顧客情報媒体管理簿を記録の不備が生じにくい様式に改正予定である。
	ⅲ　苦情申告等の対応	ⅲ　苦情申告等の対応 （関連：「第２－４　照会等に対する迅速かつ的確な対応」（P. 42～47）） ①　主な取組 委託先及び再委託先は、苦情減少のため、ＣＳ推進活動（ＣＳ向上のための各種研修、ＣＳレベルの認定等）、各種研修による業務知識の向上、ミステリーショッパー等を行ったほか、新たに以下の取組を行った。 ・　苦情分析・対応体制の強化（分析担当ライン及びお客さまサービス向上連絡会の設置）＜委託先＞ ・　コールセンターの内製化の準備＜委託先＞ ②　取組結果 上記取組の結果、平成 24 年度の苦情申告等の件数は 6,167 件であり、平成 23 年度の 7,656 件から約２割減少している。また、平成 24 年度末における２か月以上未解決の長期未解決事案は 22 件であり、平成 23 年度末の 38 件から約４割減少した。 ③　更なる取組 機構では、委託先から毎日報告された苦情内容を分析するとともに、委託先及び再委託先の実地監査を行った。その結果を踏まえ、以下の点について、委託先及び再委託先に改善を求めた。

		・　権利消滅時に発送する催告書の色や文言の変更＜委託先＞ ・　後日払い等の防止＜委託先及び再委託先＞ ・　相続手続の改善＜委託先＞ 機構の求めに応じ、委託先では、催告書の色や文言の変更を行ったほか、平成26 年１月から払戻金の口座振込を実施する等、相続手続を改善する予定である。また、委託先及び再委託先において、後日払い等防止のための指導・研修を行った。
	ⅳ　委託先の外部委託の管理	ⅳ　委託先の外部委託の管理 ①　主な取組 上記ⅰ～ⅲ及びⅴに関する再委託先で発生した事案や取組について、委託先を通じて報告を受け、その際、委託先の管理状況についても確認を行った。 また、平成 24 年５月及び 11 月に委託先から再委託先に対する管理態勢について報告を受けるとともに、四半期ごとに委託先が再委託先に対して実施したモニタリング結果や監査結果の報告を受け、実施状況及び内容の確認を行った。 委託先の実地監査の際にも、委託先の管理状況について確認を行っている。 上記を通じて、再委託先の業務運営に改善が必要と思われる事項については、委託先を通じて改善を求め、その際、委託先としての認識及び取組について報告を求めている。 ②　取組結果 上記ⅰ～ⅲ及びⅴに関する事案の再発防止に向け、委託先及び再委託先が定期的に打合せを行ったり、共同して対策を検討する等、連携して取り組む態勢がとられ、平成 24 年度の事案が減少した。
	ⅴ　その他業務品質の確保に係る事項	ⅴ　業務品質の確保 ①　業務品質の確保全般 業務品質全般については、前述したとおり、「利用者の評価等に関する調査」の結果から、向上していると認められる（「第２－３　業務の実施状況の継続的な分析」（P. 39～41）を参照。）。 また、機構では上記ⅰからⅲに記載した事項以外にも、委託先から現金過不足事

		故等の業務品質に関する各種報告を受けている。 委託先及び再委託先では、現金過不足事故防止のため、引き続き現金と証拠書の突合やお預かり金額の読み上げ等の基本動作の徹底等に取り組んだほか、再委託先では、新たに「窓口事務基本動作確認ブック」を作成し配布した。 その結果、平成 24 年度における現金過不足事故の発覚件数は 111 件（委託先 20 件、再委託先 91 件）となっており、平成 23 年度の同件数（185 件）と比較して４割減少した。 ② 東日本大震災等の被災者支援 東日本大震災発生後に、非常取扱いを実施していたが、平成 24 年度の利用はなかった。 なお、平成 24 年度は、他の自然災害の被災地域を対象に７回の非常取扱いを実施した。
	vi 会計に関する業務の適正性	vi 会計に関する業務の適正性 ① ゆうちょ銀行から報告される月次財務データの検証 計数の網羅性、実在性、正確性を確認するため、その前年度値との比較等により、毎月異常値分析を行った。 なお、ゆうちょ銀行に委託している地方公共団体貸付事務については、その弁済等の月次財務データの報告のほかに、個別案件について随時報告を受け、その適切性を確認している。 ② 点検等 平成 24 年６月及び７月、エリア本部２か所において地方公共団体貸付事務の点検を行った。また、平成 24 年４月、本社に対して、ゆうちょ総合情報システムにおける新旧勘定区分の状況を確認した。 また、店舗、郵便局への実地監査の際、日締、現金検査等の状況を確認した。 ③ 上記①及び②において、機構の財務諸表に重大な影響を及ぼすような事象は認められなかった。

（簡易生命保険管理業務）

ⅰ　委託先及び再委託先における内部管理態勢の充実・強化に係る改善計画に基づく取組

（簡易生命保険管理業務）

ⅰ　委託先及び再委託先における内部管理態勢の充実･強化に係る改善計画に基づく取組

①　主な取組

委託先及び再委託先においては、犯罪の再発防止のため、業務改善計画に基づき、従来から実施してきたキャッシュレス化の推進、書面調査、各種研修、点検等の防犯施策の継続実施に加え、新たに以下の取組を行った。

ア　保険金のキャッシュレス化

保険金等の局所外支払を原則禁止。（平成 24 年４月）

イ　局所外支払と同時の保険料払込に係る電話確認

お客様の要望により満期保険金等を新規保険料又は前納保険料に充てるため、局所外支払を行う場合は、保険金等の受領の事実に加え、保険料の払込額等を確認。（平成 24 年 10 月）

ウ　保険料のキャッシュレス化

保険料の口座払込から集金払込へ変更となった契約に対して、アウトバウンドコールにより口座払込みの勧奨等を実施。（平成 24 年 10 月）

②　取組結果

犯罪防止に向けた取組を行った結果、委託先における平成 24 年度の犯罪発覚件数は、平成 23 年度に続き０件であった。

なお、再委託先における平成 24 年度の犯罪発覚件数は５件（平成 23 年度は９件）であった。

また、保険金等の局外支払割合が減少して、口座振込みの割合が増加し、保険料集金払込率も減少するなどキャッシュレス化が進展している。

○　総支払件数（渉外局＋支店）に占める局所外支払割合

年　月	24 年３月期	24 年４月期	25 年２月期
割　合	8.4％	2.7％	0.9％

○　保険金等の口座振込みの割合

年　度	23 年度	24 年度(※)
割　合	61.2%	75.7%

○　保険料集金払込率（払込中契約に対する割合）

年　度	23 年度	24 年度(※)
割　合	12.8%	10.2%

※　24 年度は平成 24 年４月～平成 25 年２月までの累計値

ⅱ　顧客情報の管理

ⅱ　顧客情報の管理

（関連：「第４－３　機構が保有する個人情報の保護」（P.63～67））

①　主な取組

委託先又は再委託先で顧客情報の漏えい等が発覚した場合には、直ちに又は全容が判明次第、委託先から報告を受けており、また、毎月、委託先から顧客情報の漏えい等の発覚状況等の報告を受けるとともに、半期ごと（平成 24 年 11 月及び平成 25 年５月）に顧客情報管理態勢について報告を受けた。

機構では、委託先からの報告内容により委託先及び再委託先における取組状況等の確認を行うとともに、実地監査で当該実施状況の確認等を行い、不適正な事案については、委託先又は再委託先に対して認識・改善策等の報告を求めるなどの改善指導を行った。

なお、委託先に半期ごとの顧客情報管理態勢に関する報告を求める際に、顧客情報記録媒体の誤手交（保険料領収証の誤手交等）の発生割合が高かったことから、委託先及び再委託先における当該事項の再発防止策及びその対応状況を報告書に記述するよう要請するとともに、平成 24 年度下期の実地監査において、再委託先における誤手交に関する研修等による指導状況に焦点を当てた実地監査を行い、指導等が適切に行われていることを確認した。

②　取組結果

上記取組の結果、平成 24 年度に発覚した顧客情報関連事故（郵便事故を除く。）は 49 件となり、平成 23 年度の 75 件と比較して約 35%減少した。

	iii　苦情申告等の対応	iii　苦情申告等の対応 （関連：「第２－４　照会等に対する迅速かつ的確な対応」（P.42～47）） ①　主な取組 機構では、委託先から報告される苦情申告等の内容について、毎月分析を行っている。 お客様の声には、大きく分けて「苦情」と「問合せ」の２種類があるが、「問合せ」に分類したお客様の声の中には、「苦情」に該当する内容が含まれている場合もあるため、委託先において、平成 24 年４月から、これらの声も「苦情」として捉え、苦情分類の徹底を図った。 また、平成 21 年９月以降、長期未解決事案（委託先又は再委託先において受付から２か月以上経過してもなお未解決となっている事案）については、委託先本社又は再委託先本社が個別に営業店、郵便局等に指導を行っている。さらに、平成 21 年度以降、委託先では、10 月期及び 11 月期に問合せが集中するかんぽコールセンターの応答率向上に向けた取組を行っている。 ②　取組結果 ア　苦情分類の徹底の取組結果 平成 24 年度における簡易生命保険管理業務に関する苦情申告等（かんぽ生命保険契約に関する苦情申告等を含む。）の件数は 267,935 件であり、平成 23 年度の同件数（186,530 件）と比較して約 44%増加しているが、昨年度までの分類基準で件数を試算した場合、約 184 千件となり、実質的には苦情申告等は、昨年度とほぼ同水準と考えられる。 イ　長期未解決事案の早期解決に向けた取組結果 平成 24 年度末時点での長期未解決事案の残存数は 70 件で、平成 23 年度末時点での同件数（135 件）と比較して 48.1%減少した。 ウ　コールセンターの応答率向上に向けた取組結果 平成 24 年度の 10 月期及び 11 月期の対応については、保険料払込控除に係る税制改正があったが、発送通数の平準化による入電数の集中の抑制、払込証明書のレイアウト変更による記載事項に対する苦情の減少、委託先支店社員による支援等により、高い応答率を維持した。

	iv　保険金等支払の管理	iv　保険金等支払の管理 ①　主な取組 平成 24 年度には、委託先において、入院保険金等の支払に関する請求案内漏れや支払漏れの発生が発覚し、その再発防止に向けた改善並びに保険金の支払の可能性がある過去の事案の点検及び請求案内を開始した。 機構では、保険金等支払管理態勢の改善を行う必要があると認識し、委託先に対して、従来から求めていた、半期ごとの保険金等支払管理態勢の整備状況等に関する報告に加え、請求案内漏れ及び支払漏れの再発防止に向けた改善、過去の支払請求事案の点検の進捗状況、長期未払契約（満期等から１年超経過している契約）への対応状況等に関する報告書の提出を求めるとともに、お客様への請求案内書の発送状況等の報告書に記載されている取組の進捗状況について、毎週、報告を受けている（平成 25 年度も継続中）。 これらの報告により、委託先における取組状況等の確認を行うとともに、平成 24 年度下期の実地監査においては、支払管理態勢を最重点項目と位置付けて、委託先において改善策として導入された新たな取扱いが現場で適正に実施されているか、請求案内漏れが生じていないか等の確認を行い、不適正な事案については、委託先に対して認識・改善策等の報告を求めるなどの改善指導を行った。 ②　取組結果 ア　過去の支払事案の点検及び請求案内 過去の支払請求事案の点検及び請求案内については、委託先において、機械抽出及び目視による確認点検を行い、平成 24 年 12 月にお客様に周知するとともに、対象契約のお客様に対して請求案内書類の発送を開始した。お客様対応については、委託先の専用コールセンターからの電話や郵便局からの訪問による請求案内を行っており、平成 25 年度も継続対応中である。 （想定支払件数・金額：約 10 万件、約 100 億円） イ　保険金の請求案内漏れ等の防止策 委託先における保険金の請求案内漏れを防止する取組については、請求案内対象の拡大、審査工程の改善（初審・覆審の役割の明確化等）を平成 24 年７月か

		ら順次実施した。 　また、入院保険金請求時の手術保険金の請求案内漏れや死亡保険金請求時の死亡前の入院保険金の請求漏れを防止するため、保険金支払請求書類の書式の改正等の作業を行い、平成25年４月から実施した。 　なお、今回発覚した事案以外の請求案内漏れ事案等の有無についても、委託先において確認作業を行っているところである。 ウ　長期未払契約への対応状況 　長期未払契約の発生を防止する取組については、満期保険金の早期請求に向けた対応として、満期の３か月前から事前請求の受付を行うことができる契約の範囲を拡大し、平成24年４月からは、保険料払込中契約についても事前請求の受付対象とした。また、平成25年４月から順次実施を予定している契約者フォローアップ活動（郵便局員の訪問活動）について、事前請求受付件数の目標を設定するなど、活動の充実・強化に向けた準備を行った。 　既存の長期未払契約の解消に向けた取組については、委託先において、平成25年２月から電話による請求勧奨等を開始しており、平成25年度も継続中である。
	v　委託先の外部委託の管理	v　委託先の外部委託の管理 ①　主な取組 　上記ⅰからⅲ及びⅵに関する再委託先で発生した事案や取組について、委託先を通じて報告を受けているほか、委託先と再委託先との連携態勢、モニタリング態勢及び研修等の取組施策、委託先が再委託先に対して実施したモニタリング結果等の報告を受け、内容の確認を行った。 　また、機構では、実地監査において、委託先が再委託先に対して実施したモニタリングの内容に不適正な事案等を発見した場合は、委託先に対して認識・改善策等の報告を求めるなどの改善指導を行った。 ②　取組結果 　上記ⅰからⅲ及びⅵの内容に関連した再委託先における各種取扱状況に関するモニタリングにより、適正率が低い郵便局に対しては、委託先でフォローアップモ

		ニタリングを行うなどの改善に取り組んでいる。 　また、ivの内容については、郵便局員の訪問によってお客様への請求案内を実施するなど、委託先と再委託先が連携してお客様対応を行っている。
	vi　その他業務品質の確保に係る事項	vi　その他業務品質の確保に係る事項 ①　業務品質の確保全般 　業務品質全般については、前述したとおり、「利用者の評価等に関する調査」の結果から、向上していると認められる（「第２－３　業務の実施状況の継続的な分析」（P.39～41）を参照。）。 　機構では、上記ⅰからⅳに記載した事項以外にも、委託先から現金過不足事故、システムリスク管理態勢等の業務品質に関する各種報告を受けている。 　現金過不足事故に関しては、事故のほとんどが不注意に起因していることから、委託先及び再委託先では、基本動作の徹底、発生局への個別指導を行うとともに、キャッシュレス化の推進に取り組んでいる。 　その結果、平成24年度における現金過不足事故の発覚件数は128件（委託先２件、再委託先126件）となっており、平成23年度の同件数（307件）と比較して約６割減少した。 ②　システムリスク管理態勢に係る問題 ア　問題への取組 　平成24年度には、委託先において、プログラム誤りにより、特約配当金額（保険契約解約後の追加配当金額）の計算に誤りが発生（5,733件）していたというシステムリスク管理態勢に関する問題が発覚し、平成24年５月11日に委託先で報道発表を行い、機構のホームページにも掲載するとともに、お客様にお詫び状を発送した上で、不足額の支払を行った。 　なお、本事案は、民営化前に行ったシステム改正時のプログラム誤りが原因であったが、委託先においては、現在、プログラム誤りの再発防止に向けた取組を行うとともに、潜在バグの極小化等プログラムの品質向上に向けた取組を継続的に実施している。 イ　再発防止に向けた対応状況

		システムリスク管理態勢の改善に向けた対応としては、次の対応を行っている。 ・　平成 24 年 10 月から平成 27 年度に向け、委託先において、潜在バグの解消を目的として、検証範囲を拡大し、プログラム品質向上活動を継続的に実施中。 ・　委託先におけるプログラム誤りの再発防止に向けた取組（業務部門によるシステム化要件の確認、仕様変更管理等）の継続実施。 機構では、半期ごと（平成 24 年 11 月及び平成 25 年５月）にシステムリスク管理態勢に関する報告を受け、委託先における取組状況等の確認を行うとともに、平成 24 年度の実地監査では、システムリスク管理態勢を重点項目の１つと位置付けて、委託先の本社システム部門へのヒアリング等を実施し、システム改正時の仕様変更や潜在バグの対応状況等の確認を行った。 なお、平成 24 年度の実地監査においては、委託先における取組状況について、特に改善指導を要する内容は確認されなかったが、引き続き、対応状況等の確認を行う必要があることから、平成 25 年度の実地監査においても、システムリスク管理態勢に関する監査を行う予定である。 ③　東日本大震災等の被災者対応 平成 24 年度においても、東日本大震災に伴う非常取扱いを継続して行うとともに、取扱件数については、委託先から毎週報告を受けた。 なお、平成 24 年度は、他の自然災害の被災地域を対象に７回の非常取扱いを実施した。
	vii　会計に関する業務の適正性	vii　会計に関する業務の適正性 ①　地方公共団体貸付の弁済状況の確認 かんぽ生命保険から、毎月、地方公共団体貸付に係る弁済予定と弁済実施状況の報告を受け、同貸付の弁済状況の確認を行った。 ②　年度・中間決算期のかんぽ生命保険本社に対する実地監査 平成 24 年５月及び 11 月に再保険に係る決算データの網羅性・実在性・正確性を担保するため、「仕訳伝票及びそれらを取りまとめた取引明細表が照合データとして適正であることの検証」、「仕訳伝票及びそれらを取りまとめた取引明細表と機構

		に提供されたデータの網羅性・実在性・正確性の検証」、「責任準備金等保険契約準備金に係る仕組みの検証」及び「責任準備金等保険契約者準備金が算出方法書に基づき正しく設計されているか抽出検査による検証」を行った。 ③　かんぽ生命保険本社、支店、サービスセンター及び郵便局に対する実地監査 平成 25 年３月にかんぽ生命保険本社に対して、かんぽ会計システムの機能拡張時における検証の実効性について実地監査を実施した。 平成 24 年７月から 11 月まで、本社、支店（３か所）、サービスセンター（２か所）、郵便局（２か所）に対し実地監査を実施し、取引の発生からシステムへのデータ登録に係るコントロールの整備・運用状況の確認を行った。 また、平成 24 年８月に広島支店、大阪支店及び名古屋支店において、地方公共団体貸付に係る業務の点検を行った。 ④　上記①、②及び③において、機構の財務諸表に重大な影響を及ぼすような事象は認められなかった。
	イ　実地監査計画 平成24年度における実地監査計画を定め、実地監査を行う。 なお、実地監査計画には、次の内容を盛り込むこととし、実施に当たっては、監査項目や監査対象局所を選定する際に、委託先の実施する内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努める。	イ　実地監査計画
	（郵便貯金管理業務） ・　委託先の本社、本支店又は出張所等及び再委託先の本社、支社又は郵便局等（局規模等を勘案）を対	（郵便貯金管理業務） 郵便貯金管理業務においては、平成 24 年３月に、委託先の本社、貯金事務センター、地域センター、コールセンター及び店舗並びに再委託先の本社、支社及び郵便局に対し実地監査を行う実地監査計画を定め、予定どおり、のべ 34 か所の実地監査を行った。

	象として、委託業務の実施状況を監査する。 ・　実地監査は、必要に応じ、上記アの項目並びに下記（３）①及び②に掲げる項目について行う。	実地監査に当たっては、委託先等の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにするために、委託先の実施する内部監査等の結果を利用して、監査項目や監査対象局所を選定したほか、委託先の監査部門と定期的に意見交換を行った。また、実地監査の結果も踏まえ、必要に応じ、委託先等の監査、モニタリング、点検の改善を求めた。 ①　実地監査対象 ○　委託先 ・　本社（２回） ・　金沢貯金事務センター及び徳島貯金事務センター ・　山梨地域センター及び三重地域センター ・　福岡コールセンター ・　本店、長野支店、金沢支店及び新潟店 ○　再委託先 ・　本社（２回） ・　北陸支社、四国支社、東京支社、南関東支社、東海支社及び九州支社 ・　神田郵便局、青梅郵便局、港南台郵便局、峡南郵便局、甚目寺西今宿郵便局、鈴鹿六郵便局、熊本国府二和郵便局、宗像郵便局、六日町郵便局、三条郵便局、伏木郵便局、新居浜郵便局及び高松東郵便局 ・　羽黒簡易郵便局及び明和竹川簡易郵便局 ②　実地監査の結果を踏まえ、平成 24 年９月及び平成 25 年４月に委託先に対し、実地監査結果指摘事項を通知し、委託先及び再委託先における業務の改善を求め、平成 24 年 12 月及び平成 25 年５月に、委託先及び再委託先の認識、改善策等の報告を受けた。
	（簡易生命保険管理業務） ・　委託先の本社、サービスセンター又は支店及び再委託先の本社、支社又は郵便局等（局規模等を勘	（簡易生命保険管理業務） 簡易生命保険管理業務においては、平成 24 年４月に、委託先の本社、サービスセンター及び支店並びに再委託先の本社、支社及び郵便局に対し実地監査を行う旨を規定した実地監査計画を定め、状況に照らし修正しつつ（平成 24 年度下期の実地監査は保険金等支

		案)を対象として、委託業務の実施状況を監査する。 ・　実地監査は、必要に応じ、上記アの項目並びに下記（３）①及び②に掲げる項目について行う。	払管理態勢を最重点項目として実施)、以下のとおり実施した。 実地監査に当たっては、委託先等の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにするために、委託先の実施する内部監査等の結果を利用して、監査項目や監査対象局所を選定したほか、委託先と定期的に打合せを行い、問題事案への取組状況等の情報共有を図った。また、実地監査の結果を踏まえ、必要に応じ、委託先等が行う監査、モニタリング、点検の改善を求めた。 ①　実地監査対象 ○　委託先 ・　本社（２回) ・　仙台サービスセンター、東京サービスセンター及び京都サービスセンター ・　岡山支店、山口支店、福山支店、帯広支店、函館支店、旭川支店、群馬支店、茨木支店、宇都宮支店、広島支店、大阪支店、名古屋支店、福島支店、長岡支店、姫路支店、新宿支店、盛岡支店及び長野支店 ○　再委託先 ・　本社（２回) ・　中国支社、北海道支社、関東支社、東北支社、信越支社及び近畿支社 ・　備前瀬戸郵便局、岡山野田屋町郵便局、豊浦郵便局、下関大平郵便局、因島郵便局、尾道則末郵便局、釧路東郵便局、釧路美原郵便局、大沼郵便局、函館公園通郵便局、士別郵便局、西原郵便局、木崎郵便局、前橋鶴光路郵便局、赤塚郵便局、勝田中根郵便局、矢板郵便局、矢板本町郵便局、名取郵便局、横手郵便局、飯坂郵便局、松本南郵便局、五泉郵便局、長岡西郵便局、生駒郵便局、加古川東郵便局、草津郵便局、盛岡中央郵便局及び長野中央郵便局 ②　実地監査の結果を踏まえ、平成 24 年 10 月（平成 24 年度上期分）及び平成 25 年４月（平成 24 年度下期分）に委託先に対し、実地監査結果指摘事項を通知し、委託先及び再委託先における業務の改善を求めた。平成 24 年度上期分については、委託先及び再委託先の認識、改善策等の報告を平成 24 年 12 月に受け、下期分については、平成 25 年６月に報告を受ける予定である。

（３）監督に当たり留意する事項 ①　郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の提供場所及び提供時間	利用者の利便の確保に配慮したものとなるよう、委託先及び再委託先に対し、委託先が行う銀行業務及び生命保険業務並びに再委託先が行う銀行業の代理業務及び生命保険契約の維持・管理業務と同等以上の提供場所及び提供時間を確保するように求めることとする。	（郵便貯金管理業務） 郵便貯金管理業務においては、郵便貯金管理業務委託契約において、委託業務を取り扱う事務所の名称、所在地、営業日及び営業時間を記載した「郵便貯金委託業務実施営業所一覧」を委託先と協議して定め、委託先に対して委託先が行う銀行業務及び再委託先が行う銀行業の代理業務と同等以上の営業日及び営業時間の確保を義務付けている。 なお、郵便貯金管理業務においては、委託先が行う銀行業務及び再委託先が行う銀行業の代理業務と同等の提供場所及び提供時間が確保されていることについて確認済みである。 （簡易生命保険管理業務） 簡易生命保険管理業務においては、簡易生命保険管理業務委託契約において、委託業務を取り扱う事務所の名称、所在地、営業日及び営業時間を記載した「簡易生命保険委託業務取扱事務所一覧」を委託先と協議して定め、委託先に対して委託先が行う生命保険業務及び再委託先が行う生命保険契約の維持･管理業務と同等以上の営業日及び営業時間の確保を義務付けている。 なお、簡易生命保険管理業務においては、委託先が行う生命保険業務及び再委託先が行う生命保険契約の維持･管理業務と同等の提供場所及び提供時間が確保されていることについて確認済みである。
②　標準処理期間の設定	預金者、契約者等の利便を図るため、次の取扱いについて、標準処理期間を設定し、その期間内に案件の９割以上を処理するよう、委託先に求めることとする。 その対応状況について、必要に応じ、上記（１）③による確認等を行うとともに、改善計画の策定及びその履行を	

	求める等の措置を講ずることとする。	
	（郵便貯金管理業務）（詳細は別紙３のとおり） ア　貯金証書・保管証の再交付の取扱い イ　定額郵便貯金及び定期郵便貯金に係る払戻証書の発行の取扱い ウ　残高証明書の発行の取扱い	（郵便貯金管理業務） 1　郵便貯金管理業務においては、中期計画、年度計画及び監督方針において標準処理期間を次のとおり設定し、委託先に対して、標準処理期間内で案件の９割以上を処理するよう求めている。 （１）貯金証書・保管証の再交付の取扱い　３日 （２）定額郵便貯金及び定期郵便貯金に係る払戻証書の発行の取扱い　４日 （３）残高証明書の発行の取扱い ア　管理担当貯金事務センターの処理 ・　自貯金事務センター受入分　４日 ・　他貯金事務センター受入分　２日 イ　管理担当貯金事務センター以外の貯金事務センターの処理 ・　管理担当貯金事務センターへの関係資料の発送　４日 2　郵便貯金管理業務においては、処理状況について、毎月報告を受け、いずれの手続においても、標準処理期間内に全て処理していることを確認した。
	（簡易生命保険管理業務）（詳細は別紙４のとおり） ア　満期保険金の支払 イ　入院保険金の支払 ウ　生存保険金の支払 エ　失効・解約還付金の支払 オ　基本契約の死亡保険金の支払	（簡易生命保険管理業務） 1　簡易生命保険管理業務においては、中期計画、年度計画及び監督方針において標準処理期間を次のとおり設定し、委託先に対して、標準処理期間内に案件の９割以上を処理するよう求めている。 （１）満期保険金の支払　５営業日 （２）入院保険金の支払　５営業日 （３）生存保険金の支払　５営業日 （４）失効・解約還付金の支払　５営業日 （５）基本契約の死亡保険金の支払　５営業日 2　上記５項目全体の保険金等支払について、標準処理期間内に処理した保険金等支払案

		件の割合は約 96%であり、全体としては９割以上となっている。 これを個別の保険金等支払種別で見た場合、支払審査を要する入院保険金（手術保険金を含む。）の支払については、平成 24 年度上期は概ね毎月９割以上であったものの、下期は９割を下回る状況となり、年間では９割を下回る結果（89.1%）となっている。 その原因としては、保険金の請求案内漏れ等の事案への対応策のために、査定スキルを有する社員の一部が過去の支払事案の点検に係る対応に従事する必要性が生じたこと、請求案内漏れの再発防止に向けて審査方法の改善を行い、より慎重に各種証明書類を確認するようになったため、審査に時間を要していることなどの影響が考えられる。 ３　保険金の請求案内漏れ等の防止に向けた取組は重要であるが、保険金の支払に日数を要することになれば、お客様サービスの維持・向上の観点から問題があるため、機構では、定期的に保険金等支払の処理期間に関して報告を受け、問題点の把握・分析を行うとともに、平成 24 年度下期に実施した実地監査においては、保険金の請求案内漏れ等の防止に向けた対応状況を確認するとともに、保険金等支払の処理状況（処理日数）についても監査を行った。 この実地監査の結果、郵便局からの支払請求書類の送付状況に関する事項等については、保険金等支払の早期化に向けて改善の必要があると考えられるため、機構は、委託先及び再委託先に対し、指摘事項として改善を求めた。さらに、実地監査における指摘とは別に、委託先の担当部門へのヒアリングを実施し、今後の改善に向けた対応の検討を求めた。	
当該業務に係る事業経費	50,984 千円	**当該業務に従事する職員数**	16 名
■　当該項目の評価 （AA～D）	貯金管理業務：A、簡易生命保険管理業務：C		
■　評価結果の説明 【貯金管理業務】 委託先および再委託先の監督については、監督方針と実地監査計画を平成 24 年 3 月に定め、これに基づき、各重点確認項目の確認、指導、実地監査をスケジュールどおりに行っている。			

委託先および再委託先の業務の質についてみると、郵便貯金管理業務において犯罪発覚件数、苦情等申告件数、現金過不足事故件数はそれぞれ減少した。また、利用者の評価等に関する調査において、１年以上前に利用した時と比べたサービス水準全体は、「変わらない」とする回答が６割強であったが、「良くなった」と「やや良くなった」とする回答の合計は３割強で、「悪くなった」と「やや悪くなった」とする回答の合計である約６％より多かった。以上から、委託先および再委託先の業務の質は全般的に向上していると認められる。

部内犯罪事案を含む不適正事例については、委託者としての責任において、四半期ごとに不適正事例の発生原因等を分析し、その結果も活用して、実地監査を行い、委託先及び再委託先に対し、必要に応じ、再発防止策を講じることなどの改善を求めた。平成２４年度の新たな取り組みとしては、渉外営業活動の管理強化（エリア外活動の事前承認、営業記録簿の確認、ゆうちょ銀行内での渉外社員に対するモニタリング等）、郵便局における現金等の実在性を検証する特別監査の強化、局長の自局任用の原則禁止、などがある。これらの取組みの効果もあって、犯罪発覚件数は２１件から 18 件へとやや減少した。18 件のうち３件は上記特別監査の結果発見されたものであることから、特別監査は有効に機能したものと認められる。

再委託先で発生した事案や取組について委託先を通じて報告を受けているほか、委託先と再委託先との連携態勢、モニタリング態勢及び研修等の取組施策、委託先が再委託先に対して実施したモニタリング結果等の報告を委託先から受け、内容の確認を行った。そして、実地監査においては、委託先が再委託先に対して実施したモニタリングの内容に不適正な事案等を発見した場合を含め業務運営に改善が必要と思われる事項について、委託先に対して認識・改善策等の報告を求めるなどの改善指導を行った。このように、機構は、費用対効果の観点から、委託先の内部監査情報等を利用し、実地監査をより効果のあるものにしている。

銀行業務提供場所および時間については、委託業務を取り扱う事務所の名称、所在地、営業日及び営業時間を記載した「郵便貯金委託業務実施営業所一覧」を委託先と協議して定め、委託先に対し、その郵便貯金管理業務について、委託先が行う銀行業務及び再委託先が行う銀行業の代理業務と同等以上の営業日及び営業時間の確保を義務付けており、また、義務づけられた内容が実行されていることが確認された。

標準処理期間が定められた各処理の状況については、委託先から毎月報告を受けており、いずれの処理においても、標準処理期間内に全て処理されていることが確認された。被災者を含む郵便貯金保有者への債務を確実に履行することは本機構の使命のひとつである。東日本大震災等の被災者対応として、平成 24 年度においても、東日本大震災に伴う非常取扱いを継続して行っている。なお、平成 24 年度は、他の自然災害の被災地域を対象に７回の非常取扱いを実施した。

旧契約者の権利を守るために本機構が果たしている郵便貯金に関する業務の必要性は当然認められるものであり、各施策はそれぞれ有効に機能しており、また、費用対効果の点でも十分に配慮されている。よって、これら業務の必要性、有効性、効率性は高いと評価できる。

以上より、「目標を十分に達成」と評価した。

【簡易生命保険管理業務】

保険契約者に対し、提供されるサービスの質の確保は必要不可欠である。サービスの質の確保・向上のため委託先・再委託先への監督体制を構築し、委託先の内部監査結果等を利用するほか、委託先・再委託先からの定期・随時の報告を求めるなど、効率的な事業実施が図られている。さらに、実地監査の実施によ

り、委託業務の質の点検、監督体制の妥当性の確認が行われている。

委託先及び再委託先の監督についての監督方針において、重点確認項目として、内部管理態勢の充実・強化に係る改善計画に基づく取組み、顧客情報の管理、苦情申告等の対応、保険金等支払の管理、委託先の外部委託の管理、会計に関する業務の適正性、その他業務品質の確保に係る事項等の項目を定めている。これらについて、機構では、実施状況の報告徴求・確認・分析を行い、不適正な事案に対しては改善策の検討・実施を求め、実地監査において実施状況の確認を行っている。このような取組みの結果、平成 24 年度の犯罪発覚件数、顧客情報漏洩等、現金過不足の件数は従前に比べ減少している。

東日本大震災等の被災者への対応については、前年度に引き続き非常取扱いを継続しており、委託先からの毎週の報告により実施状況の確認を行っている。プログラムの誤りによる特約配当金計算の誤りが判明しており、この件での顧客への対応とプログラムの品質向上に向けたシステムリスク管理態勢の報告徴求・確認を行い、実地監査においてシステムの仕様変更、潜在バグへの対応状況の確認が行われている。

保険金等支払い管理について、監督方針の重点確認項目とし、委託先においては従前より過去の支払請求案件について、支払漏れ等の有無の点検作業が行われていたが、平成 24 年度には改めて大規模な請求案内漏れ、支払漏れが発覚している。この件に対し、事案点検・顧客対応の進捗状況、再発防止策の検討・実施等の報告徴求・確認、実地監査を行い、不適正事案について改善指導を行っている。

監督にあたり留意する事項として掲げられている簡易生命保険管理業務の提供場所・提供時間については、委託先・再委託先の生命保険契約維持・管理業務と同等であることが確認されているが、同じく留意事項である簡易生命保険の標準処理期間については、請求案内漏れ、支払漏れへの対応の影響もあり一部目標未達となっており、問題点の把握・分析を行い、改善方策の検討・実施を求めている。

監督、指導によりサービスの質の改善が図られ結果につながっている項目も少なくないが、保険契約の要である保険金支払の管理について一層の効果的な取組が必要である。以上より、「目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と評価した。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の項目別評価調書（案）

中期計画の該当項目	第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ３　業務の実施状況の継続的な分析

■　中期計画の記載事項

利用者の意見を把握するとともに、業務の見直し等に資する調査等を行うことにより、業務の実施状況を継続的に分析し、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上に努めることとする。

■　各事業年度における小項目ごとの実施結果

小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
	郵便貯金の預金者に対する郵便貯金の利用及び簡易生命保険の契約者等に対する簡易生命保険の利用に関する御意見等を把握し、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の監督業務等に反映させるための調査等を行い、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上に努めることとする。	１　利用者の意見の把握 利用者から委託先及び再委託先に寄せられた意見は、定期的に機構に報告される。機構は、自らが受けた意見とともに、これらの意見を毎月又は四半期ごとに分析した（「第２－４　照会等に対する迅速かつ的確な対応」（P.42～47）を参照。）。意見の件数及び概要は、郵便貯金管理業務については平成 22 年度第４四半期分から、また、簡易生命保険管理業務については平成 19 年度第３四半期分から、機構ホームページにて公表している。 ２　業務の見直し等に資する調査等の実施 （１）調査の概要 ア　名称 平成 24 年度郵便貯金及び簡易生命保険のサービスに対する利用者の意向等に関する調査 イ　調査方法 Ｗｅｂ調査 ウ　調査時期 平成 24 年 11 月 26 日～同年 12 月４日 エ　回答者数 郵便貯金関係 1,126 人、簡易生命保険関係 1,097 人

		（２）業務の質の維持・向上に関する取組状況 調査事項について、機構が提供するサービスその他の業務の質の維持・向上のほか、郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務の確実な履行のために、調査結果をより有効に活用することができるよう、全面的な見直しを行った。具体的には、コールセンターや住所変更届出制度、郵便貯金の権利消滅制度、定期郵便貯金の自動継続の取扱いの廃止、貯金証書・保険証書等を預ける場合の預り証等の受領の必要性等の認知度・認知経路等について、前年度に引き続き調査事項としたほか、満期が到来した郵便貯金の預金者や保険金等支払事由が発生した簡易生命保険の保険金受取人の満期等の時期からの経過年数の把握状況、満期保険金の請求時期別の受取方法等を追加した。 一方、回答者負担の軽減等の観点から、重要性が低い調査事項について整理を行った。 （３）調査結果の活用 調査結果については、今後の業務改善において活用するよう、要請文書を付して、委託先であるゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険に送付して内容を説明するとともに、一層の改善が必要と考える項目については、取組状況等の報告を求めた。 なお、一層の改善が必要と考える項目とは、具体的には次のとおりである。 ・　ゆうちょ銀行　　預り証の周知方法　等 ・　かんぽ生命保険　保険料の口座払込みの利用勧奨（保険料のキャッシュレス化）、満期保険金の早期請求等 これら両社の再委託先である日本郵便株式会社（以下「日本郵便」という。）にも、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険に改善を求めている旨を付記した上で、報告書を送付して内容を説明している。これに対し、日本郵便では、名刺の裏を活用した預り証の周知を実施する等の改善を、かんぽ生命保険では、保険料の口座払込みの利用勧奨に加えて保険料の送金払込みの利用勧奨の実施、満期保険金等の早期請求に向けた訪問活動の対象拡大等（「第２－２　提供するサービスの質の維持・向上」（P.16～38）を参照。）を行うこととしている。 また、機構においても、調査結果を踏まえ、新たに以下の取組を行った。 ・　定期郵便貯金の早期払戻し勧奨に重点を置いた新聞広告や郵便局での周知用

		チラシの配布を行い、この中で自動継続定期が廃止されていることについても周知を行った。 ・　平成 25 年５月から郵便貯金払戻証書を預金者に送付する際に当該証書の権利消滅制度と払戻金の早期受取りを案内するリーフレットを同封するための準備を行った。 ・　平成 25 年度の簡易生命保険管理業務の実地監査については、長期未払契約の発生防止を含む保険金等支払管理態勢を最重点項目とした。 ・　長期未払契約の解消に向けた取組状況（訪問活動（平成 25 年５月開始）の対応状況等）について、かんぽ生命保険から定期的に報告を受けることとした。	
当該業務に係る事業経費	1,036 千円	**当該業務に従事する職員数**	９名
■　当該項目の評価（AA～D）	A		

■　評価結果の説明

機構は、利用者の意見を把握するため、利用者が委託先および再委託先に寄せた意見を定期的に収集し、自らが得た意見とともに毎月または四半期ごとに分析している。また、アンケート調査(1 回)も行っている。

機構は、上記の調査の結果を委託先に送付し、その内容を説明した。特に、通帳・証書等の預り証を利用者に周知する方法については、一層の改善が必要であると考えられ、その取組状況の報告を求めた。これを受けて、再委託先では名刺の裏側を利用して周知を進めることとなった。

機構自身でも、上記調査の結果に基づき、定期郵便貯金早期払い戻しや自動継続の廃止に関する広告を行った。

委託先、再委託先を通じた利用者の意見収集や年一回のアンケート調査は、利用者のニーズを知るのに欠かせないものであり、得られた内容もその後の施策にフィードバックされている。また、外部機関の WEB 調査を利用し、業務経費の節減に努めていると認められる。よって、これら業務の必要性、有効性、効率性は高いと評価できる。

以上より、「目標を十分達成」と評価した。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の項目別評価調書（案）

中期計画の該当項目	第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ４　照会等に対する迅速かつ的確な対応

■　中期計画の記載事項

郵便貯金の預金者、簡易生命保険の契約者等からの直接の照会等に対し迅速かつ的確に対応することとする。

委託先及び再委託先に対しては、郵便貯金の預金者、簡易生命保険の契約者等からの照会等に迅速かつ的確に対応することを求めることとし、その対応状況について、必要に応じ、上記２（１）①及び②による確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずることとする。

■　各事業年度における小項目ごとの実施結果

小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
	郵便貯金の預金者、簡易生命保険の契約者等からの直接の照会等に対しては、応答マニュアルや応対事例集を参考として、迅速かつ的確に対応することとする。	郵便貯金の預金者及び簡易生命保険の契約者等からの照会等に対応するため、電話応対の基本等を盛り込んだ「お客様応答マニュアル」を活用するとともに、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務における実際の応対事例を分類した「お客様応対事例集」について、平成 24 年度に受け付けた苦情申告等の内容、新たに開始した満期後 15 年目等の預金者へのあいさつ状に関する照会及び簡易生命保険の制度改正（保険料控除の税制改正等）に関する事例を踏まえて内容を更新・拡充し、お客様からの御意見・照会等の際に活用して的確に対応している。 なお、照会等への対応が迅速でないとの苦情はなかった。 また、従来から機構のホームページに預金者等へのお知らせを掲載しているが、平成 24 年度には、お客様からの照会内容を踏まえ、郵便貯金の有無の確認（現存調査）のお知らせを追加した。
	委託先及び再委託先に対しては、郵便貯金の預金者、簡易生命保険の契約者等からの照会等に迅速かつ的確に対応することを求めることとし、その対応状況について、必要に応じ、上記２（１）③による確認等を行うとともに、	郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務においては、委託先等に対して各種の報告を求めるとともに、実地監査を行い、必要に応じ指導等を行うことにより、委託先及び再委託先が郵便貯金の預金者及び簡易生命保険の契約者等から受け付ける照会等に迅速かつ的確に対応することを求めた。 （関連：「第２－２　提供するサービスの質の維持・向上」（P. 16～38）を参照。）

	改善計画の策定及びその履行を求める等の措置を講ずることとする。	（郵便貯金管理業務） 1　主な取組 （１）委託先及び再委託先での取組 苦情減少のため、ＣＳ推進活動（ＣＳ向上のための各種研修、ＣＳレベルの認定等）、各種研修による業務知識の向上、ミステリーショッパー、委託先・再委託先の連携による２か月以上未解決の長期未解決事案解決等を継続して実施したほか、新たに以下の取組を行った。 ・　苦情分析・対応体制の強化（分析担当ライン及びお客さまサービス向上連絡会の設置）＜委託先＞ ・　コールセンターの品質向上のため、内製化の準備（平成 25 年４月から、運営を業務委託形態から派遣形態に変更）＜委託先＞ ・　平成 25 年６月に予定している副印鑑廃止の準備、現存照会手続の改善等、苦情を踏まえた各種手続の改善＜委託先＞ （２）機構の委託先及び再委託先に対する取組 委託先から毎日報告される苦情申告等を四半期ごとに集約し、その内容を分析するとともに、委託先及び再委託先の実地監査を行った。その結果を踏まえ、以下の点について、委託先及び再委託先に改善を求めた。 ・　権利消滅時に発送する催告書の色や文言の変更＜委託先＞ ・　後日払い等の防止＜委託先及び再委託先＞ ・　相続手続の改善 ＜委託先＞ 機構の求めに応じ、委託先及び再委託先では、催告書の色や文言の変更を行ったほか、平成 26 年１月から払戻金の口座振込を実施する等、相続手続を改善する予定である。また、委託先及び再委託先において、後日払い等防止のための指導・研修を行った。 なお、苦情申告等の件数・分類を、引き続き、機構ホームページにおいて四半期ごとに公表した。また、改善措置の具体例についても機構ホームページにおい

		て紹介した。 2　取組結果 以上の取組等により、平成 24 年度の苦情申告等の数は 6,167 件であり、平成 23 年度の 7,656 件から約２割減少している。また、平成 24 年度末の長期未解決事案は 22 件であり、平成 23 年度末の 38 件から約４割減少した。 （簡易生命保険管理業務） 1　主な取組 （１）委託先及び再委託先での取組 お客様の声には、大きく分けて「苦情」と「問合せ」の２種類があるが、「問合せ」に分類したお客様の声の中には、「苦情」に該当する内容が含まれている場合もあるため、委託先において、平成 24 年４月から、これらの声も「苦情」として捉え、苦情分類の徹底を図った。 また、平成 21 年６月に委託先に対し、委託先及び再委託先における未解決事案の管理態勢の整備を求め、同年９月以降、長期未解決事案（委託先又は再委託先において受付から２か月以上経過してもなお未解決となっている事案）については、委託先本社又は再委託先本社が個別に営業店、郵便局に指導を行っている。さらに、平成 21 年度以降、委託先では、10 月期及び 11 月期に問い合わせが集中するかんぽコールセンターの応答率向上に向けた取組を行っている。 （２）機構の委託先及び再委託先に対する取組 委託先から報告される苦情申告等の内容については、毎月分析を行っており、委託先及び再委託先への実地監査においても、苦情申告等処理態勢を監査項目の１つとしている。平成 24 年度下期の実地監査において監査（例：委託先で受け付けた苦情の中で事前に再委託先に申し出ていることが確認できる事案をサンプリングし、再委託先で苦情として入力しているか確認）を行ったが、特に指摘等を必要とするものはなかった。 また、平成 24 年度には、機構への問合せが多かった払込証明書に関する内容について、来年度の払込証明書のレイアウト変更時に対応するよう委託先に検討依

頼を行った。

なお、苦情申告等の情報は、四半期ごとに「お客様の声」として機構ホームページで公表しており、改善措置をとったものについては、その内容を公表している。

2　取組結果

（1）苦情分類の徹底の取組結果

平成 24 年度における簡易生命保険管理業務に関する苦情申告等（かんぽ生命保険契約に関する苦情申告等を含む。）の件数は 267,935 件であり、平成 23 年度の同件数（186,530 件）と比較して約 44%増加した。

なお、昨年度までの分類基準で件数を試算した場合、約 184 千件となり、実質的には苦情申告等は、昨年度とほぼ同水準と考えられる。

種別ごとの苦情を見た場合、前年度と比較して特に件数割合が増加しているものは、「保険金等支払」に関するもの（約 3.5 万件増加）であり、「第２－２　提供するサービスの質の維持・向上」の（１）③（P.27～28）に記載した保険金の請求案内漏れ等の事案に関する案内書の発送を開始した平成 25 年１月以降に増えている状況である。

種別	平成 23 年度	平成 24 年度	増減
保険金等支払	66,763	101,829	52.5%
既契約	43,999	61,692	40.2%
新規契約時	31,609	45,141	42.8%
保険料払込証明	33,375	43,489	30.3%
税金	1,124	3,547	215.6%
その他	9,660	13,237	37.0%
計	186,530	267,935	43.6%

（2）長期未解決事案の早期解決に向けた取組結果

長期未解決事案については、相当数の解決が図られ、現在も個別案件の解決に向けた対応を継続しており、平成 24 年度末時点での長期未解決事案の残存数は 70

件で、平成23年度末時点での同件数（135件）と比較して48.1%減少した。

（３）コールセンターの応答率向上に向けた取組結果

毎年10月中旬から下旬にかけて、委託先からお客様あてに払込証明書及び契約内容のお知らせを発送していることから、これらに関する苦情・問合せ等は、10月期及び11月期に集中する。

平成21年度には、かんぽコールセンターへの問い合わせがこの時期に集中し、10月期の応答率が50%を下回る状況となったため、新たに横浜コールセンターを設置し、平成22年10月から稼動するとともに、応答率の向上に向けた改善を行ってきた。

平成24年度の10月期及び11月期においては、保険料払込控除に係る税制改正による問合せ等の増加が懸念されたが、発送通数の平準化による入電数の集中の抑制、払込証明書のレイアウト変更による記載事項に対する苦情の減少、委託先支店社員による支援等により、高い応答率を維持した。

	21年度	22年度	23年度	24年度
10月期の応答率	45.0%	96.4%	92.3%	98.5%
11月期の応答率	68.2%	98.8%	97.9%	97.2%

当該業務に係る事業経費	－千円	**当該業務に従事する職員数**	16名
■　当該項目の評価（AA～D）	A		

■　評価結果の説明

預金者・契約者等からの照会に関し、対応マニュアルの拡充や事例集の更新は、照会者へ迅速かつ的確に対応するための必要な取組みである。照会内容を踏まえ、郵便貯金口座の有無に関する確認のお知らせを機構ホームページに掲載するなど、預金者への周知は的確に行われている。

特に、「事例集」については、平成24年度に受け付けた苦情申告等の内容、新たに開始した満期後15年目等の預金者へのあいさつ状に関する照会等を踏まえて内容を更新・拡充して、預金者・契約者等からの意見・照会等の際に活用しており、照会等への機構における対応が迅速ではないとの苦情はなかった。

郵便貯金管理業務においては、CS（カスタマーサービス）推進活動、各種研修・調査、委託先・再委託先と連携した長期未解決苦情の早期解決に向けた

取組みを継続的に行っている。また、苦情分析や苦情対応の強化、コールセンターの品質向上に向けた運営形態の変更準備など、新たな取組みが進められている。さらに、委託先からの苦情申告等を分析することに加え、委託先・再委託先に実地監査を行い、これらを通じ、委託先・再委託先に改善を要請している。これら各種の対応によって、苦情申告等の件数は2年連続、長期未解決事案の件数は3年連続して減少しており、取組みの効果が確認されている。

簡易生命保険管理業務については、継続的に苦情分析や委託先・再委託先への監査が行われている。平成24年度では、苦情対応の徹底化のため「お客さまの声」で旧来「問合わせ」に分類されていた一部を「苦情」として仕分けしたことは評価できるが、過年度と比較した厳密な苦情件数の趨勢の把握は困難である。一方、保険金等支払に関する苦情件数に係る平成23年度から平成24年度の件数の増加幅は、他の種別の苦情件数の増加幅と比べて大きいが、これは保険金の請求案内漏れ等に関する案内書の送付に伴うものが含まれると考えられる。今後も苦情対応については、継続した取組みが必要といえるが、長期未解決事案については、委託先・再委託先との連携によって残存数が大幅に減少し、コールセンターでの応答率も高水準を維持していることから、効果的な事業が実施されていると評価できる。

以上より、「目標を十分達成」と評価した。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の項目別評価調書（案）

中期計画の該当項目	第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ５　情報の公表等

■　中期計画の記載事項

（１）機構が承継した郵便貯金及び簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれらに係る債務の確実な履行について、その透明性を高め、利用者の理解を深めるため、機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報等並びにコンプライアンスの推進その他の機構の取組内容等に関する情報を引き続き毎事業年度公表することとする。

なお、これらの情報の公表は、直近の事業年度に係る財務諸表について通則法第 38 条第１項の規定による総務大臣の承認を受けた日から２月以内に行うこととする。

（２）（１）の情報その他の情報の提供に当たっては、ホームページを積極的に活用することとする。ホームページは、利用者に分かりやすくするよう努めるとともに、その充実を図るため、年１回以上ホームページの掲載内容について検証を行うこととする。

■　各事業年度における小項目ごとの実施結果

小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
	（１）機構が承継した郵便貯金及び簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれらに係る債務の確実な履行について、その透明性を高め、利用者の理解を深めるため、機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報等並びにコンプライアンスの推進その他の機構の取組内容等について、ディスクロージャー誌を作成し機構に備え付ける等、その内容を引き続き公表することとする。 なお、これらの情報の公表は、直近の事業年度に係る財務諸表に	１　ディスクロージャー誌の作成・公表 機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務等に関する情報並びにコンプライアンスの推進、リスク管理、情報セキュリティ、個人情報保護、環境配慮等に関する機構の取組を記載したディスクロージャー誌を平成 24 年９月に作成し、機構の情報公開室に備え付けて一般の閲覧に供するとともに、ホームページで公表した。 このディスクロージャー誌には、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成 19 年総務省令第 98 号）の規定による公表事項である郵便貯金残高、簡易生命保険責任準備金残高、貸付金残高等の情報も記載しているほか、財務諸表を掲載している。 また、ディスクロージャー誌とは別に、機構の概要を紹介したパンフレットを作成の上、ホームページで公表しており、平成 25 年３月に改訂版に更新した。 なお、平成 24 年６月 22 日付けで、平成 23 事業年度に係る財務諸表について独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 38 条第１項

	ついて通則法第38条第１項の規定による総務大臣の承認を受けた日から２月以内に行うこととする。	の規定による総務大臣の承認を受け、同年８月15日に、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令第17条第１項及び第18条第１項に規定する公表事項を記載した書類を機構の情報公開室に備えて一般の閲覧に供するとともに、ホームページで公表した。 ２　その他 通則法の規定に基づき、業務方法書、中期計画、年度計画、事業報告書及び役職員の報酬・給与・退職手当の支給の基準をホームページで公表している。財務諸表についても、同法の規定に基づき、情報公開室に備え付けて一般の閲覧に供するとともに、官報に公告している（ホームページでも公表）。 また、関係法令、郵便貯金・簡易生命保険の沿革、商品概要、約款、委託先業務実施営業所等の情報も、ホームページで公表している。 （新聞広告等の実施については、「第２－６　預金者等への周知」（P.51～56）を参照。）
	（２）機構の情報の提供に当たっては、ホームページを積極的に活用することとする。また、ユーザビリティ、アクセシビリティについて必要に応じ改善等し、利用者に分かりやすくするよう努めるとともに、その充実を図ることとする。	上記１に掲げたものも含め、情報提供に当たってはホームページを積極的に活用している。 ホームページの掲載方法の改善として、ユーザビリティ向上の観点から、平成23年10月からサイト内検索機能を導入している。また、アクセシビリティ向上の観点から、平成24年８月に音声読み上げソフトの利用契約を更新し、引き続き、視力の低い人や目が疲れやすい人でも、ウェブサイトを快適に閲覧できるようにした。 ホームページの掲載内容に関する改善としては、平成24年10月にホームページの改修を行い、満期を迎えた郵便貯金や簡易生命保険を受け取られるお客様が容易に目的のページにたどり着けるよう、トップページ上部に大型バナーを設けるとともに、ジャンプ先のページを分かりやすく整理した。 さらに、平成24年10月に総務省のホームページに機構のバナーを設け、機構の御案内ができるようにした。また、平成25年１月にゆうちょ銀行、かんぽ生命保険及び日本郵便のホームページのトップページに機構のバナーを設け、満期を迎えた郵便貯金や簡易生命保険の早期受取りについて御案内するとともに、機構ホームページの該

		当ページに記載している詳細説明部分にジャンプできるようにし、機構組織や早期受取りの認知度を高め、詳細の御案内が容易にできるようにした。	
当該業務に係る事業経費	110,922 千円	**当該業務に従事する職員数**	19 名
■ 当該項目の評価（AA～D）	A		

■ 評価結果の説明

(1) 情報開示全般については、次の点を勘案すると、機構は、その透明性を高め、機構の役割、組織、業務、活動状況等に対する利用者の理解を深めるため、ディスクロージャー誌の備え付け・公表、新聞広告、ホームページ等も活用した情報の提供に努めていると言え、「目的は十分達成した」と認められる。

・ 機構は、前年度と同様、ディスクロージャー誌を作成し機構に備え付け、またホームページにて公表している。これには、機構の組織、業務・財務の状況、リスク管理・コンプライアンスその他への取組みの説明が記載されているほか、郵便貯金に関する業務と簡易生命保険に関する業務について、それぞれ商品の概要、業務の状況、資産運用に関する指標などにつき詳述されている。

・ 機構は、上記ディスクロージャー誌以外にも、ホームページにおいて、業務方法書、中期目標、中期計画、事業報告書、調達情報、役員報酬規程、給与規程、評価・監査の結果、利用者の評価等に関する調査結果などを公開している。

・ 満期を迎えた郵便貯金や簡易生命保険の受取りを促進するため、機構のホームページにバナーを出す、ジャンプ先のページを分かりやすく整理する等の工夫をし、また、総務省、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険及び日本郵便のホームページにバナーを設けたり、機構ホームページとリンクさせる等の取組みも行った。このほか、新聞広告、ラジオ広告等を活用し、効率的に周知を図っている。

(2) ホームページの活用については、次の点を勘案すると、機構は、ホームページの積極的活用、そのユーザビリティ、アクセシビリティについての改善・充実に努めていると評価され、「目的は十分達成した」と認められる。

・機構は、上記のとおり、ホームページにおいて、ディスクロージャー誌を掲載するとともに、業務方法書、中期目標、中期計画、事業報告書、調達情報、役員報酬規程、給与規程、評価・監査の結果、利用者の評価等に関する調査結果などを公開しており、有効かつ効率的な情報公開に努めていると言える。

・ホームページは、画面が「機構概要」「郵便貯金管理業務」「簡易生命保険管理業務」「公開資料」と整理されていて必要情報に辿りつきやすく、また文字サイズが変更可能、サイト内検索機能の導入、音声読み上げソフトの導入など、多様な利用者が情報にアクセスしやすいよう工夫がなされている。

以上より、「目標を十分達成」と評価した。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の項目別評価調書（案）

中期計画の該当項目	第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ６　預金者等への周知

■　中期計画の記載事項

郵便貯金管理業務について、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎月把握し、郵便貯金の預金者に対しその状況を年１回以上周知することにより、郵便貯金に係る債務の履行の確保・促進を図る。

簡易生命保険管理業務について、支払義務が発生した保険金等の残存状況を毎月把握し、簡易生命保険の契約者等にその状況を年１回以上周知することにより、簡易生命保険に係る債務の履行の確保・促進を図る。

なお、広報業務の実施に当たっては、実際に窓口において満期を迎えた貯金や満期保険金を受け取った方等に対する実態調査等を行い、費用対効果を十分検証しつつ、より効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにする。

■　各事業年度における小項目ごとの実施結果

小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
	郵便貯金管理業務について、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎月把握し、郵便貯金の預金者に対しその状況をホームページにより公表するとともに、預入期間を経過した郵便貯金の有無の確認及びその早期払戻しを呼びかける新聞広告等を行うことにより、郵便貯金に係る債務の履行の確保・促進を図る。 簡易生命保険管理業務について、支払義務が発生した保険金等の残存状況を毎月把握し、簡易生命保険の契約者等に対しその状況をホームページにより公表するとともに、受取未済の保険金等の有無の確認及びその早期受取り	（郵便貯金管理業務） １　預金者等への情報提供 満期を経過した郵便貯金残高を機構のホームページに毎月掲載して、満期を経過した郵便貯金の早期受取りを呼びかけている。 また、機構ホームページ上に、引き続き、郵便貯金の権利消滅制度等に関するＱ＆Ａ、民営化前に預けていただいた定期貯金は全て満期となっていること及び毎年度の権利消滅額を掲載した。 ２　預金者への個別周知 預金者に満期日の２か月前に「満期のご案内」を、さらに満期後 10 年を経過した貯金（以下「睡眠貯金」という。）となる日の２か月前に「満期日経過のご案内」を預金者に送付し、早期払戻しを勧奨している。また、郵便貯金払戻証書については、証書発行日から４か月経過時と権利消滅（３年６か月経過時点）の２か月前に「払戻しをお勧めする通知」を預金者に送付している。 平成 24 年度においては、昨年度の試行結果を踏まえ、満期後 15 年、18 年、19 年

	を呼びかける新聞広告等を行うことにより、簡易生命保険に係る債務の履行の確保・促進を図る。 なお、広報業務の実施に当たっては、実際に窓口において満期を迎えた貯金や満期保険金を受け取った方等に対する調査等の実施に向けて準備を行う。	経過した貯金を保有する全預金者を対象として、早期払戻しを促すあいさつ状を送付した。 送付に当たっては、より効果的な周知方法となるよう封筒の色や文面等を工夫した。本施策には、早期払戻しに一定の効果が認められたことから、平成25年度も同様の施策を実施する予定である。 3　その他 平成24年度から、郵便貯金に係る「権利消滅のご案内」（催告書）及び郵便貯金払戻証書の「払い戻しをお勧めする通知」について、預金者に届いても読んでいただけずに放置されないよう、ハガキの表面に「重要」、「至急お読みください」の文字を記載するとともに、一般のお知らせとは違った配色のハガキを使用することとした。 また、郵便貯金払戻証書を預金者に送付する際に、当該証書の権利消滅と払戻金の早期受取りを案内するリーフレットを調製し、平成25年5月から証書送付時に同封を開始するための準備を行った。 さらに、住所不明等の理由による各種案内の不着件数が減少するよう、引き続き機構ホームページにおいて、住所を変更した場合に届出を行うことを勧奨したほか、前述した満期後15年目等のお知らせに同様の内容の文書を同封した。 なお、委託先においても、郵便局の窓口等で配布している「ゆうちょ銀行からの重要なお知らせ」に権利消滅制度を明記するよう変更したほか、長期間利用のない郵便貯金の早期払戻しを呼びかける新聞広告等を行った。 睡眠貯金及び権利消滅金の状況は、下表のとおりである。 （単位：億円） 区分 / 平成23年度 / 平成24年度 権利消滅額 / 90 / 75 睡眠貯金残高 / 4,313 / 4,525 おって、睡眠貯金残高が若干増加しているが、これは、睡眠貯金の対象となる20

		～29 年前に預入された定額郵便貯金が昨年度よりも増加したことが一因と推測される。 （簡易生命保険管理業務） 1　契約者等への情報提供 保険金等の請求により新たに支払義務が発生した保険契約については、委託先から契約者等に支払通知書を発行しているが、支払通知書発行後、３か月、６か月又は１年を経過しても保険金等を受け取りに来ない契約者等に対して、期間ごとに支払通知書払渡未済通知書を発行している。また、機構では、保険金等の受け取りがない契約の残存状況について毎月把握し、ホームページに公表して早期受取りを呼びかけている。 平成 24 年度からは、支払請求のない満期保険金等についても、委託先から支払期日到来後１年１か月経過時に送付する保険金等支払案内書の発行状況を毎月把握することとし、平成 24 年４月発行分（同年６月掲載分）から新たに機構のホームページに掲載し、早期受取りの呼びかけを実施した。 2　満期等の個別案内 保険金等の請求漏れを防止するため、保険契約の満期等の３か月前に事前案内書を契約者等に送付しており、満期等の３か月前から保険金等の請求手続を行うことができるようにしている。 平成 24 年４月からは、委託先において、事前請求の対象範囲を拡大し、保険料払込中の契約についても事前請求を行うことができるよう改善を行った。 また、満期等の期日経過後も保険金等の請求がない場合は、満期等の３か月後及び１年１か月後に保険金等支払案内書を送付して、請求勧奨を行っている。 さらに、契約者フォローアップ活動として、再委託先の郵便局の社員が契約者等を戸別訪問し、満期保険金等の事前請求の案内や長期未払契約（満期等から１年１か月以上経過した契約）に対する請求勧奨等を実施している。 3　住所変更等の届出に関する周知

		各種案内書や通知書がお客様に届くためには住所変更等の届出が必要なことから、当該届出を促進するため、委託先では、平成 22 年度から、「払込証明書」及び「ご契約内容のお知らせ」に「ご契約ハンドブック」を同封して発送し、住所や登録内容等に変更があった場合は、変更の届出をしていただくよう継続的な案内を行っており、平成 24 年度においても 10 月にこれを発送した。 また、平成 24 年度においては、「ご契約内容のお知らせ」が２年以上継続して不着となった契約について、満期案内書が不着とならないよう、委託先において、満期日の１年前の時点で住所調査を実施する取組を行った。 ４　その他 平成 25 年度には、委託先において上記２に記載した契約者フォローアップ活動の改善（窓口郵便局の受持契約を対象に追加等）や満期等の期日を経過した契約を対象にコールセンターからお客様への電話（アウトバウンドコール）による早期受取勧奨を行う予定であり、個別案内の強化に向けた準備（件数指標の設定、システム改正等）を行った。 〔新聞広告等の実施〕 預入期間が経過した郵便貯金及び受取未済の簡易生命保険の保険金等の早期受取り等を勧奨するため、費用対効果を検証し、効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにしつつ、次のとおり新聞広告等を実施した。 また、これまでに実施した新聞広告等に関する認知度等の調査の結果を踏まえ、転居した際には、郵便物に関する転居の届出とは別に、郵便貯金及び簡易生命保険に関する住所変更手続を行う必要があることについて、引き続き新聞等による広告を実施した。 （１）新聞広告の実施 平成 25 年２月及び平成 25 年３月に、全都道府県において新聞広告を実施した（【平成 25 年２月】全国紙４紙、ブロック紙５紙及び地方紙 32 紙の朝刊、【平成 25 年３月】全国紙３紙、ブロック紙３紙及び地方紙１紙の朝刊）。 なお、３月の新聞広告は、定期郵便貯金の早期払戻し勧奨に重点を置いた内容

		とした。 （２）ラジオ広告の実施 平成 25 年３月（１回 40 秒間で１日２回、土日祝日を除く毎日。）に、全都道府県において中波放送（AM放送）による広告放送を実施した。 （３）周知用ポスターの作製及び郵便局への掲出 周知用ポスターを作製し、平成 25 年３月に全都道府県の郵便局 1,500 局に掲出した。 （４）周知用チラシの作製及び郵便局への備置き 定期郵便貯金の早期払戻し勧奨に重点を置いた周知用チラシを作製し、平成 25 年３月に全都道府県の郵便局 2,000 局に備え置いた。 上記のほか、機構トップページ上部に「満期を迎えた郵便貯金や簡易生命保険のお受取りはお早めに」とのメッセージを示した大型バナーを設け、早期受取りについて容易に目的のページにたどり着けるようにするとともに、ジャンプ先の詳細説明内容を分かりやすく整理した。また、総務省、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険及び日本郵便のトップページに機構バナーを設け、機構ホームページの詳細説明内容に直接ジャンプできるようにした。これらにより、インターネットを利用した広報の強化を図った（詳細については「第２－５　情報の公表等」（P.48～50）を参照。）。 さらに、広報業務の実施に当たり、実際に窓口において満期を迎えた貯金や満期保険金を受け取った方等に対する調査を平成 25 年５月から８月にかけて実施するため、当該調査の実施・分析等に当たり必要となる一般競争契約の入札公告を実施する等の準備を行った。	
当該業務に係る事業経費	114,369 千円	**当該業務に従事する職員数**	11 名
■　当該項目の評価（AA～D）	A		
■　評価結果の説明			

預入期間を経過した郵便貯金及び支払い義務が発生した保険金などの残存状況を改善するためには、預金者の債務の履行や保険契約者の支払請求に関する継続的な事業の必要性がある。こうした状況に対して、郵便貯金管理業務では、平成 23 年度の試行結果を踏まえ、平成 24 年度には満期後 15 年目、18 年目、19 年目の全預金者に対して通知を行い一定の効果を得た。このほか満期を経過した郵便貯金残高を毎月把握しホームページで公表するとともに、通知書類や封筒における注意喚起の工夫、機構ホームページでの周知等が継続して行われ、効率性や有効性を考慮した事業が実施されている。

簡易生命保険管理業務では、保険金等の受取がない契約の残存状況を毎月把握しホームページで公表するとともに、満期後未請求者への各種案内および機構ホームページの案内の工夫、新聞広告等による周知活動が行われている。そのほか、再委託先の郵便局社員が戸別訪問することで、満期保険金等の事前請求案内や、長期未払い契約に対する請求勧奨等が実施されている。また、平成 24 年度には、委託先において案内書類が 2 年以上不着となった契約者を対象に満期 1 年前で住所調査を実施するなど、簡易生命保険に関わる債務の履行を促進する適切な事業が効果的に実施されている。

さらに、広報業務の実施に当たり、満期を迎えた貯金や保険金を実際に窓口において支払いを受けた方等に対する調査の準備を実施している。

以上から、機構全体の経費を抑えつつ新たな周知活動が行われているが、例えば、郵便貯金における権利消滅金や睡眠貯金の残高は依然として高水準であることから、更なる効果的な周知方法の検討が求められる。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の項目別評価調書（案）

中期計画の該当項目	第３　財務内容の改善に関する事項

■　中期計画の記載事項

１　予算
別表１のとおり

２　収支計画
別表２のとおり

３　資金計画
別表３のとおり

４　短期借入金の限度額
短期借入金をする計画はない。

５　重要な財産の処分等に関する計画
重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。

■　各事業年度における小項目ごとの実施結果

小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
	１　予算 別表１のとおり ２　収支計画 別表２のとおり ３　資金計画	１　予算、収支計画及び資金計画について 財務諸表等のとおり。 ２　利益剰余金について （１）利益剰余金について、機構における利益剰余金が生じる構造及び平成 24 年度の利益剰余金等の額は、以下のとおりである。 ア　郵便貯金の権利消滅金は、旧郵便貯金法第 29 条の規定に基づき、満期後 20

	別表３のとおり	年を経過してもなお払戻しの請求等がなく、機構がお客様に「権利消滅のご案内」（催告書）を発送してから２か月を経過しても払戻しの請求等がない場合、預金者の権利が消滅することとされているため、毎年、権利消滅金が発生し、利益剰余金に蓄積される構造となっている。 イ　簡易生命保険の保険金等は、旧簡易生命保険法第 87 条の規定に基づき、保険金等を支払う義務が時効によって消滅することとされている。機構が発足時に承継した支払備金（既に承継時に保険金等の支払事由が発生し、いまだその支払がなされていない保険金等の額を計上）の一部が時効完成した場合に時効完成益が発生し、これが利益剰余金に蓄積されることとなる。 なお、平成 24 年度決算においては、時効完成益が 60 億円発生したものの、時効完成後の保険金等の支払額が 37 億円、時効保険金等払戻引当金への繰入額が５億円、国庫納付額が 108 億円となったことから、利益剰余金は前年度に比し 90 億円減少した。 【利益剰余金（平成 24 年度決算）】 322 億 3,358 万円　内郵便貯金勘定　71 億 6,356 万円 内簡易生命保険勘定　250 億 7,001 万円 【権利消滅金・時効完成益（平成 24 年度決算）】 権利消滅金（郵便貯金勘定）　75 億 9,811 万円 時効完成益（簡易生命保険勘定）　60 億 3,952 万円 （２）こうした利益剰余金の発生原因に鑑み、引き続き、機構では「第２－６　預金者等への周知」（P.45～50）に記載の対応を実施した。 （３）また、利益剰余金について、法律に基づき以下のとおり適切な管理を実施した。 ア　通則法第 44 条第１項の規定に基づき、積立金として処理。 イ　このうち、郵便貯金の権利消滅によるものについては、機構法第 28 条第１項の規定に基づき、国債で運用。 簡易生命保険の保険金等の時効完成によるものについては、同法第 29 条の規定に基づき、かんぽ生命保険へ預託。 ウ　郵便貯金勘定の平成 23 年度末の利益剰余金については、平成 24 年７月に一般会計へ全額納付（38,220,284,448 円）。

		エ　簡易生命保険勘定の平成23年度末の利益剰余金については、第２期中期目標期間における積立金として整理することとされた額を控除した残余の額を、平成24年７月に一般会計へ納付（10,827,942,984円）。	
当該業務に係る事業経費	14,994千円	**当該業務に従事する職員数**	14名
■　当該項目の評価（AA～D）	A		
■　評価結果の説明 利益剰余金の主な発生原因である権利消滅金、時効完成益は適切に分析されており、国庫納付額の発生等、利益剰余金の減少要因を含め、その増減内容は妥当なものになっている。また、権利消滅金・時効完成益の減少に向け、郵便貯金、簡易生命保険の早期受取りの勧奨等の対応策も実施されている。			

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の項目別評価調書（案）

中期計画の該当項目	第４　その他業務運営に関する重要事項 ２　適切な労働環境の確保

■　中期計画の記載事項

（１）人事に関する計画

①　方針

ⅰ　業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。

ⅱ　職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価制度を実施する。

②　人員に係る指標

期末の常勤職員数については、40 人以内とする。

（２）労務課題

セクシャルハラスメントの防止、メンタルヘルス等について管理体制を確立するなど、職場環境を整備する。

■　各事業年度における小項目ごとの実施結果

小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
（１）人事に関する計画 ①　方針	ⅰ　業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。	１　超過勤務については、人件費削減等の観点からできる限り抑制することとしており、毎月、課長ミーティングにおいて超過勤務の時間数及び経費の使用状況を点検している。その結果、平成 24 年度における月間超過勤務時間数は、１人当たり平均 21 時間（平成 23 年度は平均 27 時間）であった。 （組織編成及び人員配置の見直し状況については、「第１－１　組織運営の効率化」（P. １～２）を参照。）
	ⅱ　職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価を実施する。	人事評価については、人事評価規程に基づき、各職員が平成 24 年度当初（年度途中の転入者については転入時）に個人別の目標を設定し、平成 25 年４月に当該目標に対する取組状況及びその結果についての自己評価を行った上で、評価者が被評価者との対話を必要に応じて実施し、評価案を策定した。また、評価結果の公平性を保つため、段階的に調整者が評価案の内容を確認し、最終的に実施権者である理事長が最終評価結果を決定した。

		さらに、この評価結果を４月の定期昇給のほか、管理職員については６月及び 12 月の賞与に、一般職員について 12 月の賞与に反映することにより、職員のモチベーションの向上に努めた。	
② 人員に係る指標	年度末の常勤職員数については、40 人以内とする。	派遣職員の活用や、必要に応じた超過勤務や相互応援の実施等に努めた結果、平成 24 年度末の常勤職員数は 40 人以内となった。	
（２）労務課題	ハラスメントの防止、メンタルヘルス等について、引き続き、相談員や産業医の活用等を行い管理する。	１ ハラスメントの防止については、セクシュアル・ハラスメント防止規程等に基づき、職員が認識すべき事項を具体的に示すなど防止措置を講じるとともに、苦情・相談があった場合に対応するため、機構内に相談員、外部に通報窓口を設置して、相談・通報しやすい環境を整備している。また、平成 24 年 12 月には、ハラスメント防止の研修を行った。 ２ メンタルヘルスケア（心の健康管理）については、平成 25 年２月に、役職者を対象とした部下職員の心の健康管理及び個人が行うストレス対策（セルフケア）について、メンタルヘルス対策・支援の専門家（医師）による講習会を実施するとともに、メンタルヘルスに関する相談窓口の周知を行った。	
当該業務に係る事業経費	857 千円	**当該業務に従事する職員数**	９名
■ 当該項目の評価（AA～D）	A		

■ 評価結果の説明

業務運営を効率的かつ効果的に実施することを目途に、超過勤務の抑制をしており、継続的に点検を図っている。また、組織編成及び人員配置の見直しについては、実情を踏まえて実施しており、「第１－１ 組織運営の効率化」で評価を付したように、有効かつ効率的に実施していると評価した。

人事評価については、適正かつ公平な評価プロセスを確保し、それを実施していたことを確認した。これにより、職員の努力及び成果を適正に評価していたと認められる。

平成24年度内の常勤職員数は、平成25年6月現在39名であり、目標値である「40人以内」を達成していることを確認した。

ハラスメントの防止については、適切な防止措置を確保し、態勢の整備を図っていることを確認した。また、平成 24 年 12 月にハラスメントの研修を実

施することにより、ハラスメントの防止に努めていた。
　メンタルヘルスケア（心の健康管理）については、役職者を対象とした部下職員の心の健康管理及び個人が行うストレス対策（セルフケア）について、平成 25 年 2 月にメンタルヘルス対策・支援の専門医による講習会が実施されていたことを確認した。また、メンタルヘルスに関する相談窓口の周知が行われていた。
　以上のことから、機構は適切な労務環境を確保し、整備していたと判断し、「目標を十分達成」と評価した。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の項目別評価調書（案）

中期計画の該当項目	第４　その他業務運営に関する重要事項 ３　機構が保有する個人情報の保護

■　中期計画の記載事項

（１）機構における個人情報の保護

保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努めることとする。

（２）委託先における個人情報の保護

委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう、それぞれの業務の委託契約において個人情報の保護に関する事項を定め、必要に応じ上記第２の２（１）①及び②の確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずることとする。

（３）再委託先における個人情報の保護

再委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう、それぞれの業務の再委託契約において個人情報の保護に関する事項を定めることを義務付けるとともに、必要に応じ、委託先を通じての上記第２の２（１）①及び②に準じる確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずるよう再委託先に求めることとする。

■ 各事業年度における小項目ごとの実施結果

小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
（１）機構における個人情報の保護	個人情報管理規程に基づき、四半期に１回当該規程の遵守状況をチェックすることにより、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努めることとする。	１　個人情報管理規程等に基づき、保護管理者（各部長）が、四半期ごとに、点検シートにより所管部における保有個人情報の管理状況について点検を行い、保有個人情報が適切に管理されていることを確認した上で、点検結果を総括保護管理者である理事に報告した。その後、理事から理事長及び監事に対して点検結果を報告した。 ２　全職員を対象として部外講師による研修を実施（平成 24 年 12 月）し、個人情報保護に関する意識を啓発するとともに、保有個人情報を適正に取り扱うことの重要性について改めて徹底を図った。 ３　保有個人情報の漏えい等はなかった。
（２）委託先における個	委託先においても個人情報の適切な	郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務においては、委託先等から各種の報告

人情報の保護	管理が図られるよう、それぞれの業務の委託契約において定めている個人情報の保護に関する事項について、必要に応じ、上記第２の２（１）③の確認等を行うとともに、改善計画の策定及びその履行を求める等の措置を講ずることとする。	を求めるとともに、実地監査を行い、必要に応じ指導等を行った。 （関連：「第２－２　提供するサービスの質の維持・向上」（P. 16～38）を参照。）
（３）再委託先における個人情報の保護	再委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう、それぞれの業務の再委託契約において定めている個人情報の保護に関する事項について、必要に応じ、委託先を通じて、上記第２の２（１）③に準じる確認等を行うとともに、改善計画の策定及びその履行を求める等の措置を講ずるよう再委託先に求めることとする。	（郵便貯金管理業務） １　委託先及び再委託先における取組 委託先では、店舗や貯金事務センターでの誤廃棄・紛失を防止するため、平成 24 年度のコンプライアンスプログラムにおいて、顧客情報管理ルールの浸透及び徹底を重要取組事項の一つと位置付け、顧客情報関係書類の集中保管、事故防止のための強化月間の設定、事故防止の基本動作の研修、直営店及び貯金事務センターのモニタリング等を実施した。 再委託先では、郵便局での誤廃棄・紛失を防止するため、顧客情報関係書類の集中保管、事故防止のための強化月間の設定、週一回の研修及び四半期ごとの業務研究会等による研修、郵便局のモニタリング等を実施した。 また、平成 24 年５月から、処理が終了した書類の保存箱への封入及び封かんのタイミングを、これまで年一回であったものを四半期ごとに実施することに改め、キャビネット等での書類の保管期間を短縮した。 さらに、平成 24 年 12 月から、事故分類別の事故防止ポイントを記載した事故事例集を活用して、事故を未然に防止した成功例を紹介する取組を始めた。 ２　機構の委託先及び再委託先に対する取組 機構は、委託先に対し、顧客情報に関連する事故は直ちに、また、態勢整備状況については半期ごとに報告を求め、内容を確認している。再委託先の事故については、委託先を通じて報告を求めているが、より的確な指導を行うため、必要に応じ再委託先に直接聴取を行った。 また、「第２－２　提供するサービスの質の確保」（P. 16～38）に記載した、委託先及び再委託先に対する全ての実地監査先において、個人情報管理状況を監査した。 これらの確認及び実地監査の結果を踏まえ、更に事故を減少させるため、委託先及び再委託先に以下の改善を求めた。 ・　窓口端末機の取扱いを記録した電子記録媒体（ＤＶＤ）の紛失等を防止するた

めの抜本的な対策＜委託先＞

・　顧客情報媒体管理簿の見直し＜再委託先＞

委託先では、平成 26 年１月以降、新型窓口端末機の配備（再委託先への配備を含む。）に併せ、平成 27 年８月までに順次、データ伝送方式（窓口端末機の取扱いの記録を計算センターに伝送し、郵便局等に電子記録媒体を残さない方式）に切り替えを実施する予定である。

また、再委託先では平成 25 年５月から、顧客情報媒体管理簿を記録の不備が生じにくい様式に改正予定である。

3　取組の結果

以上の取組を行った結果、平成 24 年度に発覚した顧客情報関連事故（郵便事故を除く。）は 169 件となり、平成 23 年度の 170 件とほぼ同じ件数であったが、証拠書の紛失時期が民営化以前の事案を除くと、平成 24 年度は 34 件であり、平成 23 年度の 66 件から半減した。

（簡易生命保険管理業務）

1　委託先及び再委託先における取組

委託先においては、平成 24 年度のコンプライアンス・プログラムにおいて、「顧客情報漏えい等の防止」を重要項目の一つと位置付け、計画的かつ継続的な研修・指導により、顧客情報保護の重要性に対する意識の醸成を図っている。また、平成 24 年７月及び平成 25 年１月に「コンプライアンス重点取組期間」を設け、個人情報保護・顧客情報管理の重要性をテーマとした研修を実施している。

再委託先においては、平成 24 年度のコンプライアンス・プログラムにおいて、「顧客情報の保護」を重要項目の一つと位置付け、個人情報保護のための基本動作の徹底等の推進の取組を行った。また、週一回の研修、四半期ごとの業務研究会等を継続して実施し、個人情報保護の意識の醸成を図るとともに、基本動作の浸透に取り組んでいる。

		2　機構の委託先及び再委託先に対する取組 委託先又は再委託先で顧客情報の漏えい等が発覚した場合には、直ちに又は全容が判明次第、委託先から報告を受けており、また、毎月、委託先から顧客情報の漏えい等の発覚状況等の報告を受けるとともに、半期ごと（平成 24 年 11 月及び平成 25 年５月）に顧客情報管理態勢について報告を受けた。 機構では、委託先からの報告内容により委託先及び再委託先における取組状況等の確認を行うとともに、実地監査で当該実施状況の確認等を行い、不適正な事案については、委託先又は再委託先に対して認識・改善策等の報告を求めるなどの改善指導を行った。 なお、機構では、委託先に半期ごとの顧客情報管理態勢に関する報告を求める際に、顧客情報記録媒体の誤手交（保険料領収証の誤手交等）の発生割合が高かったことから、当該事項の再発防止策及びその対応状況を報告書に記述するよう要請するとともに、平成 24 年度下期の実地監査において、誤手交に関する研修等による指導状況に焦点を当てた実地監査を行い、指導等が適切に行われていることを確認した。 3　取組結果 上記１及び２に記載する年間を通じた継続的な指導・周知・研修を実施した結果、平成 24 年度の委託先及び再委託先における簡易生命保険管理業務に関する顧客情報の漏えい等（郵便事故を除く。）の発覚件数は 49 件（誤手交事案：15 件）であり、平成 23 年度の 75 件（誤手交事案：26 件）と比較して約 35%減少した。	
当該業務に係る事業経費	1,028 千円	**当該業務に従事する職員数**	16 名
■　当該項目の評価 （AA～D）	A		
■　評価結果の説明 機構の保有個人情報については、管理・点検・報告・研修などの取組みを適切に実施した結果、機構における保有個人情報の漏えい事故等がなかったことは評価される。			

委託先・再委託先における個人情報保護策についても、平成 24 年度は顧客情報関係書類の集中保管、職員への研修・指導、直営店等のモニタリング等の多面的な取組みや、顧客情報管理態勢や事故情報などの報告・確認等の収集の取組みが実施された。再委託先の事故について機構は委託先を通じて報告を求めることとされているが、より的確な指導を実施する必要性から、再委託先にも直接聴取に取り組み、改善措置を指示している。それら取組みの結果、郵便貯金管理業務および簡易生命保険管理業務の分野で、前者は約 50%、後者は約 35%、それぞれ事故件数は減少した。

ただ、委託先及び再委託先での事故そのものは発生し続けている。再発防止に向けた委託先・再委託先へのさらなる働きかけと、機構自身による管理・点検・報告・研修などの徹底が望まれる。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の項目別評価調書（案）

中期計画の該当項目	第４　その他業務運営に関する重要事項 ４　災害等の不測の事態の発生への対処

■　中期計画の記載事項

（１）機構における対処

東日本大震災の際の対応等を踏まえ、災害等の不測の事態が発生した場合においても、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務を適切に実行できるように、緊急時の対応マニュアルを作成するとともに、年１回以上その内容について検証する等、リスク管理体制の充実を図る。

（２）委託先における対処

委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう、リスク管理体制について、必要に応じ上記第２の２（１）①及び②の確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずることとする。

（３）再委託先における対処

再委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう、リスク管理体制について、必要に応じ、委託先を通じての上記第２の２（１）①及び②に準じる確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずるよう再委託先に求めることとする。

■　各事業年度における小項目ごとの実施結果

小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
（１）機構における対処	東日本大震災の際の対応等を踏まえ、災害等の不測の事態が発生した場合においても、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務を適切に実行できるように、緊急時の対応マニュアルについて周知するとともに、その内容について年度内に１回検証し、必要に応じ、見直しを行うことにより、リスク管理体制の充実を図る。	災害等の不測の事態の発生に備え、東日本大震災の発生等を踏まえ、平成 23 年度に「緊急事態対応計画」の全面的な改訂及び新たに「業務継続計画」の策定を行い、機構所在地（東京都港区）に首都直下地震（東京湾北部地震）等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における業務継続対応の具体的事項を定める等、機構における緊急事態対応の強化を図った。この「緊急事態対応計画」及び「業務継続計画」において、毎年度、発生した緊急事態等の状況等を踏まえ検討を加え、これら計画を必要に応じて修正を行い、リスク管理体制の充実を図ることとしている。 平成 24 年度においては、緊急事態発生時に各職員が自ら行動できるよう、全職員を対象として、11 月に緊急事態対応計画等についての説明会を実施し、職員への周知を徹底した。さらに、12 月には全職員を対象として、震災訓練を実施するとともに、機構内の自衛消防隊員等約半数の職員が、ビル入居者を対象とする避難訓練に参加した。また、緊急事態対応に速やかに対応するため、事業者が提供する安否確認サービスを

		導入し、安否確認及び非常参集の連絡体制の充実を図るとともに、東京都の条例に基づき、大規模災害の発生時において、職員が一斉に帰宅することの抑制及び３日分の食料等の備蓄することについて、「緊急事態対応計画」及び「業務継続計画」の改正を行った。
（２）委託先における対処	委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう、リスク管理体制について、必要に応じ、上記第２の２（１）③の確認等を行うとともに、改善計画の策定及びその履行を求める等の措置を講ずることとする。	（郵便貯金管理業務） 郵便貯金管理業務においては、委託先に対し、「危機管理規程」、「事業継続計画書」、「ゆうちょ総合情報システムにおける緊急時対応計画（コンティンジェンシー・プラン）」等について報告を求め、委託先における災害等の対応態勢について確認を行っている。 平成 24 年５月には、東京直下型地震を想定し、本社機能が麻痺した際に備え、近畿エリアに本社機能代替組織（第二対策本部）の整備等を行ったこと、また、平成 25 年１月には、災害時のシステムバックアップ体制の強化を行ったことについて、委託先から報告を受け、確認を行っている。 （簡易生命保険管理業務） 簡易生命保険管理業務においては、委託先に対し、「危機管理規程」、「危機管理マニュアル」及び「事業継続計画書」並びに「情報システムに係るコンティンジェンシー・プラン」について報告を求め、委託先における災害等の対応態勢について確認を行っている。 平成 23 年３月の東日本大震災を踏まえ、委託先では、平成 24 年４月に「事業継続計画書」を見直し、人命尊重を第一義とすることの明確化、平時、有事に必要な態勢の整備、さらには首都直下型地震に備え、近畿エリア（関西本部）において、非常災害対策本部が行う安否確認や被災状況等の初動対応等に必要な機能の支援又は必要に応じてその代替を行う態勢の整備等を行った。 また、委託先では、平成25年３月に、広域災害発生時の情報システムの障害状況等を一元的に把握し、その情報を遅滞なく経営に提示し、経営の適切な意思決定を図ることを目的として、「情報システムにおける総合的緊急時対応計画(コンティンジェンシープラン)」を新たに制定し、災害等の対応態勢の強化を図っている。

（３）再委託先における対処	再委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう、リスク管理体制について、必要に応じ、委託先を通じて、上記第２の２（１）③に準じる確認等を行うとともに、改善計画の策定及びその履行を求める等の措置を講ずるよう再委託先に求めることとする。	〔再委託先における対処〕 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務においては、それぞれ、委託先を通じて、再委託先に対して「危機管理規程」、「危機管理マニュアル」及び「事業継続計画」について報告を求め、再委託先における災害等の対応態勢について確認を行っている。 また、平成 25 年１月には、日本郵政グループ全体の訓練を実施したことについて、委託先から報告を受け、確認を行っている。	
当該業務に係る事業経費	420 千円	**当該業務に従事する職員数**	15 名
■　当該項目の評価（AA～D）	A		

■　評価結果の説明

事業継続への社会的要請が高まるなか、機構では東日本大震災後の状況に対応し、不測の事態に備えて「緊急事態対応計画」の改定や「業務継続計画」を策定するなど、有効な取組みが図られている。これらの取組みには継続的な改善が必要であるため、改善課題発見や全職員を対象とした説明会と訓練が実施されている。また、新たに安否確認サービスを導入するなどして取組み内容が拡充されている。

郵便貯金管理業務においては、委託先に対して「危機管理規程」「事業継続計画書」「ゆうちょ総合情報システムにおける緊急時対応計画（コンティンジェンシー・プラン）」等の報告を求め、本社代替組織の整備や災害時のバックアップ体制の強化を図ることで不測の事態への適切な対応が図られている。

簡易生命保険管理業務における委託先への対処として、「危機管理規程」「危機管理マニュアル」「事業継続計画書」「情報システムに係るコンティンジェンシー・プラン」についての報告を求めるなどの措置が講じられており、さらに、委託先において広域災害発生時に情報システムの障害状況を一元的に把握し対処するための「情報システムにおける総合的な緊急時対応計画（コンティンジェンシー・プラン）」については、平成25年3月に新たに制定したものであり、災害時における対応体制の強化がなされ、不測の事態への対処として適切な措置が講じられている。一方、25年には日本郵政グループ全体の訓練を実施したと委託先から報告を受け確認を行っており、リスク管理体制の整備として必要な対策が継続的かつ効果的にとられていると認められる。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の項目別評価調書（案）

中期計画の該当項目	第４　その他業務運営に関する重要事項 ５　内部統制の充実・強化

■　中期計画の記載事項

法令等を遵守しつつ業務を行い、機構のミッションを有効かつ効率的に果たすため、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成 22 年３月 23 日独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）等を踏まえ、特に次の点に留意の上、内部統制の充実・強化を図る。

①　統制環境の整備
②　機構のミッション等の達成を阻害するリスクの識別、評価及び対応
③　統制活動としての方針等の整備
④　重要な情報の識別、処理及び伝達に係る態勢の整備
⑤　モニタリング態勢の整備
⑥　ＩＣＴの利用環境の整備等

■　各事業年度における小項目ごとの実施結果

小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
	法令等を遵守しつつ業務を行い、機構のミッションを有効かつ効率的に果たすため、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成 22 年３月 23 日独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）等を踏まえ、特に次の点に留意の上、内部統制の充実・強化を図る。	
	①　統制環境の整備	1　理事長が業務全般について報告を受け、遂行状況をモニタリングした上で、必要な指示を直接行っているほか、役員懇談会（毎月）、月例業務報告会議（毎月）及び幹部ミーティング（毎週）において、理事長と関係役職員との間で情報を共有するとともに、理事長の方針及び指示の徹底を図るなど、理事長がリーダーシップを発

		揮できる環境が整備されており、また、実際にリーダーシップが発揮されている。
	② 機構のミッション等の達成を阻害するリスクの識別、評価及び対応	2 リスク管理については、リスク管理規程に基づき、機構の全ての業務について、内在するリスクの洗出し、その評価、リスク制御対策の検討を行い、かつ、機構として管理すべきリスクの特定を行った上で、リスク管理シートを作成し、同シートに基づきリスク制御対策を適切に講じることにより、リスク発生の防止及び発生した場合の早期発見に努めている。 リスク管理シートについては、平成 25 年３月に年度の見直しを行い、平成 24 年度内に発生したリスクを追加する等、リスク発生防止の強化を図った。 また、リスクに対して計画的に講ずるべき措置を定めるリスク対応計画、リスク対応重点施策の実施も併せ、万全を期しているところである。 〔自然災害等に関係するリスクへの対応〕 緊急事態に関係するリスクへの対応として、平成 23 年度に「緊急事態対応計画」の全面的な改訂及び新たな「業務継続計画」の策定を行い、緊急事態対応の体制の強化を図った。平成 24 年度においては、機構独自の取組として、理事長指示により、緊急事態発生時に各職員が自ら行動できるよう、全職員を対象として、11 月に緊急事態対応計画等についての説明会を実施した。
	③ 統制活動としての方針等の整備	3 マネジメントの単位ごとのアクションプランとして、機構では、年度計画において、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務ごとに計画を策定している。さらに、規程、手続等に則って事務を正確に遂行させることを目的として、各種事務の処理方法をマニュアル化し、定期的に見直している。
	④ 重要な情報の識別、処理及び伝達に係る態勢の整備	4 役員懇談会、月例業務報告会議及び幹部ミーティングにおいて、理事長と関係役職員との間での情報共有及び意思疎通を十分図るとともに、部を横断した部長・課長の連絡会議及び各部・各課の連絡会議を定例的に開催し、円滑に法人のミッション等に関する周知徹底等を行っている。また、機構内に構築しているＬＡＮ（Local Area Network）を利用した情報の共有化も図っており、役職員に対して必要な情報

		を即時に伝達できる仕組みと、全役職員が必要な情報にいつでもアクセスできる環境を整備している。
	⑤　モニタリング態勢の整備	5　業務の有効性・効率性や資産の保全、財務報告の信頼性を点検するとともに内部統制の有効性を監視するために、年度計画の進捗状況管理や業務改善等の通常の業務に組み込まれて行われる日常的モニタリングを実施した。 　なお、日常的モニタリングにより内部統制上の問題や課題が明らかになった場合には、理事長、理事、監事への報告を含め、問題の程度に応じた報告を適時、適切に行い、必要に応じて再発防止策等の策定やフォローアップにより内部統制の充実強化を図っている。 　理事長は日常的に年度計画等の遂行状況についての報告を受け、モニタリングした上で、その結果を確認し、次の業務改善に反映させるなど必要な指示を行っている。また、理事長は、役員懇談会、月例業務報告会議及び幹部ミーティングにおいて、内部統制の現状把握や改善点の把握を行い、方針及び指示の徹底を図り、次の業務改善に反映させている。
	⑥　ＩＣＴの利用環境の整備等	6　ＩＣＴの利用については、ＬＡＮ等の業務上必要なＩＣＴ環境を整備しており、全職員にＬＡＮ端末を配備して、情報セキュリティの確保や個人情報等の保護に留意しつつ、業務の効率的な遂行に活用している。 　ＩＣＴの統制に関しては、情報セキュリティ管理規程、個人情報管理規程、法人文書管理規則等を定めてＩＣＴの適正な利用のための統制環境を整備しているほか、情報セキュリティ点検を実施して統制環境の実効性確保に努めている。また、全職員を対象として情報セキュリティ研修を実施してセキュリティ意識の高揚を図っている。 　なお、情報システムについて、機器の経年劣化によるシステムダウンの発生防止や情報セキュリティの向上の観点から、平成 24 年 10 月に更改を行った。

		〔内部監査及び監事監査〕 1　内部監査部門は、平成 24 年度内部監査計画等に基づき、内部統制等に関する各管理職員の取組状況、法令等遵守状況、リスク管理状況、業務継続態勢の整備状況等について、内部監査（定期監査２回）を実施した。 　なお、日常的なモニタリングとして、契約、支出決定等の会計関係の全ての起案文書の回議を受けて、事前に内容を確認している。 　内部監査に当たっては、実効性のある監査とするため、管理リスクについて網羅的に監査するとともに、潜在的なリスクの高い事項や発生した場合の影響が大きい事項に係る犯罪・重大事故の防止等に重点を置くとともに、監事との連携を図った。 　内部監査の結果を踏まえ、改善を要すべき事項、今後留意すべき事項等について取りまとめた報告書を理事長に提出するとともに、監事にも通知した。 2　監事は、平成 24 年度監事監査計画等に基づき、機構における内部統制に係る取組（統制環境を含む。）及びリスク管理体制の整備の状況を重点監査項目の一つとして、監査を実施した。 　具体的には、理事長によるマネジメントにより内部統制が十分に確立されているか、リスク管理が適切に行われているか、その結果として業務が適正かつ効率的に執行されているか等の観点から、監査の実効性を高めるために次の事項に取り組み、実情や課題の把握に努めるとともに、その都度助言や注意喚起を行った。その際、会計監査人や内部監査部門との間において、意見交換、監査結果の確認等を行うなど、連携を図った。 ・　理事長等との意見交換 ・　定例会合等における報告の聴取 ・　機構が委託先等に対して行う実地監査への同行 ・　職員からのヒアリング ・　全ての理事長決裁文書の事後査閲　等

		また、監事監査の過程において把握した機構及び委託先等における課題等について、理事長・理事との面談や役員等による定例会合において、監事との間で随時意見交換が行われた。 理事長は、監事の監査報告、内部監査の結果、各種点検のモニタリング結果及び役員懇談会、月例業務報告会議及び幹部ミーティングの場などを通じて、内部統制の現状を的確に把握し、内部統制の充実・強化を図るべき事項を検証の上、リスク管理項目・対策の見直し、法令等遵守推進施策の策定等、必要な措置を講じている。また、リスクに対してより計画的に対応するため、リスク対応計画及びリスク対応重点施策を策定して取り組んだ。 監事監査の結果、内部統制に係る理事長等の職務の執行について適正であることを確認し、「独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 38 条第２項の規定に基づく平成 24 事業年度財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書兼監査報告書」として提出された。 なお、上記意見書兼報告書において、内部統制に係る取組についての改善点等の指摘はない。	
当該業務に係る事業経費	704 千円	**当該業務に従事する職員数**	８名
■　当該項目の評価（AA～D）	A		
■　評価結果の説明 理事長は業務全般について報告を受け、遂行状況をモニタリングすることとしており、月例業務報告会議及び幹部ミーティングにおいて理事長と幹部職員の情報の共有化が徹底されているところ、理事長がリーダーシップを発揮し、組織にとって重要な情報等について適時的確に把握するとともに法人ミッションを適切に周知できるような環境は整っている。 また、リスク管理については、機構のリスク管理規程に基づき、機構の業務について、管理すべきリスクの特定を行い、リスク管理シートを作成し、リスク発生の防止又はリスクが発生した場合の早期発見に努めている。当該シートについては、平成25年3月に内容の一部見直しを実施しており、リスク管理態勢を効率的かつ有効に運営していると認められる。			

特に自然災害等に関するリスクへの対応では、機構独自の取組みとして、全職員を対象として平成24年11月に緊急事態対応計画等についての説明会を実施し、周知を徹底している。

統制活動としての方針等の整備として、その手続きの明確化を図り、マニュアルの充実を図っている。

内部統制の有効性を監視するため、日常的モニタリングのほか、問題や課題が明らかになった場合には、理事長、理事、監事への報告を行い、必要に応じて、再発防止策等の策定やフォローアップにより、内部統制の充実強化を図っている。

ICTの利用については、必要なICT環境を整備しており、情報セキュリティ管理規程、個人情報管理規程等を定めると共に、経年劣化によるシステムダウンの発生防止、情報セキュリティ向上の観点から、更改を行った。

監事監査については、内部統制に係る取組み及びリスク管理態勢の整備状況に関して積極的に行われ、監査過程において把握された課題等については、理事長等役員に対して、定例会合において報告され、意見交換が行われている。その上で、内部統制の充実・強化への対策及びリスク管理項目・対策の見直し等必要な措置が講じられており、組織全体としての内部統制機能を高めている。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の項目別評価調書（案）

中期計画の該当項目	第４　その他業務運営に関する重要事項 ６　情報セキュリティ対策の推進

■　中期計画の記載事項

セキュリティ対策に係る政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシーの見直し、職員の教育・訓練の実施、遵守状況の把握等、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

■　各事業年度における小項目ごとの実施結果

小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
	セキュリティ対策に係る政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシーの見直し、職員の教育・訓練の実施、遵守状況の把握等、適切な情報セキュリティ対策を推進する。	１　セキュリティ対策に関する政府の方針である「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準（平成 24 年度版）」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準（平成 24 年度版）」の内容を踏まえて、情報セキュリティ管理規程等の見直しを実施（平成 25 年３月改正。同年７月施行。）した。具体的には、情報取扱時に情報の格付（機密性・完全性・可用性）及び取扱制限を設定し、この格付等に従い適切に取り扱うことを義務付ける規定を追加する等、機構における情報セキュリティ対策の強化を行った。 ２　全職員を対象に部外講師による研修を実施（平成 24 年 12 月）し、情報セキュリティ対策に関する意識を啓発するとともに、遵守事項について改めて徹底を図った。 ３　情報セキュリティポリシー等に基づき、総務部の責任者である総務部長が、全職員を対象として、四半期ごとに点検シートにより情報セキュリティ対策の実施状況について点検を行い、各職員において情報セキュリティ対策が適切に実施されていることを確認した上で、点検結果を総括責任者である理事に報告した。その後、理事から理事長及び監事に対して点検結果を報告した。

当該業務に係る事業経費	－千円	当該業務に従事する職員数	２名

■　当該項目の評価 （AA～D）	A

■　評価結果の説明

１　情報セキュリティポリシーの見直し

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準（平成 24 年度版）」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準（平成 24 年度版）」の内容を踏まえて、平成 25 年 3 月に、情報の格付（機密性・完全性・可用性）及び取扱制限の設定とこれに応じた適切な取扱いの義務付けを中心とした、機構の情報セキュリティ管理規程等の見直しを行った。

２　遵守状況の把握や、職員の教育・訓練

情報セキュリティポリシー等に基づき、全職員を対象として、四半期ごとに点検シートにより情報セキュリティ対策の実施状況について点検を行っている。平成 24 年度においても、これら四半期ごとの点検が行われ、その点検の結果を総務部長が理事に報告し、理事が理事長及び監事に対して報告を行った。

機構は、IT 技術者としての担当者を置き、また職員や業務委託先によるデータの持出しを適切に制限及び管理してきており、機構自体においてはこれまでに情報セキュリティに関する大きな事故は発生していない。

情報セキュリティに関する教育・訓練としては、機構は、12 月に、全職員を対象に部外講師による研修を行った。

以上より、情報セキュリティ管理規程等の見直し、点検シートにより法人内での遵守状況を把握し、職員の教育・訓練を着実に実施していることから、目標を十分に達成したと評価した。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の項目別評価調書（案）

中期計画の該当項目	第４　その他業務運営に関する重要事項 ７　積立金の処分に係る金額の厳格な算出等

■　中期計画の記載事項

中期目標期間の最終年度に係る通則法第 44 条第１項本文又は第２項の規定による整理を行った後、同条第１項の規定による積立金があるときは、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出し、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成 17 年法律第 101 号）第 25 条第１項の規定による総務大臣の承認を受けるものとする。当該金額を控除してなお残余があるときは、同条第３項の規定に基づき、その残余の額を国庫納付する。

■　各事業年度における小項目ごとの実施結果

小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
	前期中期目標期間の最終年度に係る通則法第44条第１項本文又は第２項の規定による整理を行った後、同条第１項の規定による積立金があるときは、中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出し、機構法第25条第１項の規定による総務大臣の承認を受けるものとする。当該金額を控除してなお残余があるときは、同条第３項の規定に基づき、その残余の額を国庫納付する。	通則法第 38 条第１項の規定に基づく総務大臣による平成 23 事業年度の財務諸表の承認を受けた後、第１期中期目標期間（平成 19 年 10 月１日から平成 24 年３月 31 日までの期間）の最後の事業年度である平成 23 事業年度に係る同法第 44 条第１項本文の規定による整理を行った後の積立金の額に相当する下記１に記載した金額のうち、第２期中期目標期間（平成 24 年４月１日から平成 29 年３月 31 日までの期間）における積立金として厳格に算出の上整理された下記２に記載した金額を、機構法第 25 条第１項の規定による総務大臣の承認を受け、当該金額を控除した下記３に掲げる残余の額を、機構法第 25 条第３項の規定に基づき、平成 24 年７月６日に国庫納付した。 １　第１期中期目標期間の最終年度である平成 23 事業年度に係る通則法第 44 条第１項本文の規定による整理を行った後の積立金に相当する金額（単位:円） 法人全体　72,367,666,560 円 郵便貯金勘定　38,220,284,448 円 簡易生命保険勘定　34,147,382,112 円 ２　総務大臣の承認を受けた第２期中期目標期間における積立金として、厳格に算出

		の上、整理された金額（単位:円） 法人全体　23,319,439,128円 郵便貯金勘定　0円 簡易生命保険勘定　23,319,439,128円 ３　１から２を控除した金額（国庫納付額）（単位:円） 法人全体　49,048,227,432円 郵便貯金勘定　38,220,284,448円 簡易生命保険勘定　10,827,942,984円	
当該業務に係る事業経費	－千円	**当該業務に従事する職員数**	６名
■　当該項目の評価（AA～D）	A		
■　評価結果の説明 積立金のうち法令、統計手法に基づき適正・厳格に算出された控除額を除き、国庫納付額は適切に定められている。			

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の項目別評価調書（案）

中期計画の該当項目	第４　その他業務運営に関する重要事項 ８　その他
■　中期計画の記載事項	
環境保全の観点から、環境に与える影響に配慮した業務運営を行う。	
■　各事業年度における小項目ごとの実施結果	

小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
	環境への負荷の低減に資する原材料・部品を利用している物品等の調達の推進を盛り込んだ「環境物品等の調達の推進を図るための方針」及び消費電力の削減等を盛り込んだ「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づき、継続的に環境に配慮した業務運営を行う。	１　環境に配慮した物品及びサービスの調達の推進 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第７条第１項の規定に基づいて毎年度作成している「環境物品等の調達の推進を図るための方針」において、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 13 年２月２日閣議決定）に定める特定調達品目ごとの調達目標を定めている。平成 24 年度においても当該目標を定め、達成に向けて取り組んだ結果、全ての特定調達品目(43 品目)について目標を達成した。 また、特定調達物品以外についても、できる限り環境への負担の少ない物品等の調達に努めた。 ２　温室効果ガスの排出削減等の取組 温室効果ガスの排出削減等のための取組については、平成 20 年９月に「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」を策定し、同計画に基づき、公共交通機関の利用の推進、エネルギー使用量の抑制、用紙類の使用量の削減等に努め、数量的な目標である温室効果ガス総排出量（電気使用量）については、同計画における平成 22 年度から平成 24 年度までの総排出量の平均を平成 19 年度と比べ 8%削減するとした目標に対し、約 27.8%を削減し、大幅に目標を達成した。そのほか、用紙類については、約 36.1%を削減した。

		3　職員の環境行動・更なる環境保全活動の推進 　冷暖房温度の適切な設定、昼休み時間の消灯や毎週水曜日及び金曜日を定時退庁日とした超過勤務時間削減の推進、両面コピーかつ必要最小限の枚数とする旨の周知文をコピー機の前に掲示する等の取組を行っている。その他、廃棄物の減量（トナーカートリッジの回収、再利用等）、ごみの分別等を行うとともに、温室効果ガス削減の必要性等について毎週２回周知すること等によって、職員の意識改革を促している。 　なお、平成 23 事業年度及び第１期中期目標期間の業務実績評価の内容を踏まえて、委託先に対して、環境保全活動の要請（委託先から再委託先への要請の依頼を含む。）を行った（平成 24 年９月）。
		〔業務改善のための役職員のイニシアティブ〕 1　役員及び管理職員は、日々の業務遂行により把握された情報や、郵便貯金・簡易生命保険のサービスの水準、品質等に関する利用者の意向、評価等に関する調査等により把握された利用者ニーズ等を踏まえて、機構法第３条に規定されている機構のミッションがよりよく果たされるよう、また、業務が適正かつ効率的に遂行されるよう、役員懇談会等で把握・分析した上で、部下職員に対して必要な指示、指導等を行うなどのイニシアティブを発揮している。 　なお、自然災害等に関係するリスクへの対応については、「第４－５　内部統制の充実・強化」（P.71～76）のとおり、理事長の指示の下、対応を行っている。 2　業務改善のためのイニシアティブの一環として、内部監査、委託先実地監査等の監査能力・技術向上のため、社団法人日本内部監査協会（現・一般社団法人日本内部監査協会）等の開催する研修に担当職員を参加させた。 　さらに、平成 24 年度から、理事長の主導の下、機構の業務に関連する事項について、最新の動向を聴講することにより、機構の役職員の業務知識の向上等を図ることを目的として、金融に関する研修（講演）を８回実施した。

		3　さらに、平成 24 年度の年度始め、平成 24 年 10 月（理事長就任２年目）、平成 25 年の年頭といった機会を捉えて理事長から全役職員に対して訓示を行い、機構のミッション、法令等遵守の重要性、効率的な業務運営、人材育成等について、改めて周知徹底を図った。また、平成 24 年度に機構に着任した職員を対象に、各部の状況、機構のミッション等について理事長が意見交換を実施し、機構のミッション等を深く浸透させる取組を実施した。	
当該業務に係る事業経費	－千円	**当該業務に従事する職員数**	５名
■　当該項目の評価（AA～D）	（環境への配慮）A　（業務改善のためのイニシアティブ）A		

■　評価結果の説明

（環境への配慮）

環境に配慮した業務運営については、目標を大幅に達成した。環境に配慮した物品及びサービスの調達については、43 の特定調達品目すべてについて調達目標が達成された。温室効果ガス排出削減などの取組みでも、平成 24 年度までの 2 年間の平均を平成 19 年度と比べ 8%削減するとした目標に対し、約 27.8%削減されたことは評価されて良い。用紙類では約 36.1%の削減となった。

環境保全活動は、節電の推進など、エネルギー問題、電力供給問題とも絡め、今後ますます重要な項目となる。日常的な業務における環境保全の視点が問われてくる問題で、職員の環境行動・意識改革のいっそうの推進が求められる。平成 24 年度には、委託先に対し、機構側から、委託先から再委託先への要請も含む環境保全活動の要請を実施した。今後は、このような機構側からの委託先を介した再委託先への環境保全活動の働きかけをいっそう積極化させて欲しい。

（業務改善のためのイニシアティブ）

利用者の意向調査を行うことによって、利用者のニーズを把握し、業務改善に取り組んでいたことを確認した。また、機構のミッションをよりよく果たすこと、業務を適正かつ効率的に遂行することを目的に、役員懇談会等を実施することなどにより、役員等において、部下職員に対して必要な指示、指導等を行うなどのイニシアティブを発揮していることを確認した。

自然災害等に関係するリスクへの対応については、平成 23 年度に「緊急事態対応計画」の全面的な改訂及び新たな「業務継続計画」の策定を行い、緊急事態への対応を図っていた。また、理事長の指示の下、全職員を対象に、「緊急事態対応計画」等についての説明が行われていた。

業務改善のイニシアティブの一環として、担当職員が（社）日本内部監査協会の研修に年に 8 回参加していることを確認した。また、機構の役職員の業務知識の向上等を図ることを目標に、金融に関する研修（講演会）を 8 回実施していることを確認した。

機会を捉えて理事長から全役職員に対して訓示を行い、機構のミッション、法令等遵守の重要性、効率的な業務運営、人材育成等について、改めて周知徹底を図っていたことを確認した。また、理事長より、平成 24 年度に機構に着任した職員を対象に、各部の状況、機構のミッション等について意見交換会が実施され、機構のミッション等を深く浸透させる取組みが実施されている。

以上のことから、役職員は業務改善を目的にイニシアティブを発揮して、効果的かつ有効に取り組んでいたと判断した。

資料2－2

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の平成24年度の業務実績に関する項目別評価総括表（案）

評価項目			評価（AA～D）	評価理由
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	1 組織運営の効率化		A	○ 業務の実施体制については、平成22年度に理事を長とする「業務実施体制の検証・効率化プロジェクト」を設置し、検証している。平成24年度についても引き続き、当該プロジェクトが業務の実施体制の検証を行った。その検証方法は、業務の必要性・投入労働力の適正性の観点から、各業務の(1)作業実施時期及び(2)投入労働力の実績について検証するものである。今年度も、その検証結果を踏まえて、派遣職員の0.5名の削減を行うこととし、当該業務を有効かつ効率的に実施したものと評価した。 ○ 国際ボランティア貯金寄附金配分事業については、平成22年度に配分決定した33事業について、その完了報告書の監査を行い、平成23年度に配分決定した22事業について、実施計画書・中間報告書に基づき配分金を交付した。あわせて、新規配分事業の公募を行い、配分を決定した。国際ボランティア貯金寄付金配分事業については、公募、寄付金配分、監査が適切に実施され、進行管理は有効であったと評価した。また、当該事業は中期目標期間中に配分を完了することから、今後、事業を縮小することが見込まれている。上記に示した派遣職員の0.5名の削減は、この事業縮小に伴うものであり、業務量に応じた組織・人員の合理化を図り、継続的な見直しを図っていることを確認した。
	2 業務経費等の削減			
		（①経費等の効率的使用） （②契約の点検・見直しの実施） （総括）	A	○ 経費を効率的に使用し、業務経費を削減させることは、独立行政法人が当然考慮すべき重要な課題である。その点、平成24年度は平成23年度比1％以上の削減を達成したことは十分に評価できる。 ○ 「契約の点検及び見直し」については、契約監視委員会が継続的に会合を開催し、集中的に監視を強化するなどの取組みが推進された点は評価される。ただ、「一者応札・一者応募」については5件から7件へと増加した。その結果、契約数に占める「一者応札・一者応募」の割合は、平成23年度に比べ、若干高くなった。これは既存の情報機器等の保守のために前年度と同じ業者のみの応札となった2案件があったこと、契約の目的を達成するために必要な実績があることを資格要件として求めた案件があったこと、などが理由とされる。このような問題は他の独立行政法人にも共通する問題ともされ、特殊事情なのかも知れないが、特殊事情だから達成は難しいとするのではなく、あくまでも改善策を講じるべき課題としてしっかり位置付けて欲しい。 ○ このような課題を見据えつつ、可能な限り業務の効率化を追求していることを踏まえ、大きくは、業務経費の削減において、「目標を十分達成」と判断されて良い。
		（③人件費の削減等に係る取組み）	A	○ 超過勤務管理の徹底等により、人件費は削減目標（▲8.03%以上）を上回り節減されており、効率的に管理されている。国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）の制定・施行を踏まえて、役員報酬規程及び職員給与規程の改正等が措置されている。給与水準について、対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）は、100以下であり、適正な水準が維持されており、また、不要な法定外福利費の支出も行われていない。 以上より、「目標を十分達成」と評価した。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	1 資産の確実かつ安定的な運用			
		（①郵便貯金資産の運用計画及び簡易生命保険資産の運用計画・方針に従った確実かつ安定的な運用）		○ 郵便貯金勘定においては、機構法第28条等により資産の運用方法が制限されているところ、平成24年度財務諸表によれば、機構は、その運用方法の範囲内にて、預金、国債、預金者貸付、地方公共団体貸付のみで運用しており、運用計画に基づき次の措置等を行っており、確実かつ安定的な運用に努めていると言える。 ・預金の大部分は株式会社ゆうちょ銀行への特別貯金（旧日本郵政公社から承継した郵便貯金に係る債権）である。 ・預金者貸付は、預金者の郵便貯金の残高の範囲内に限っている（機構の「業務方法書」第22条1項）ため、実質的に回収リスクはないと言える。また、地方公共団体貸付は、新規の貸付けは行われていない。 ・特別貯金・貸付金は、運用計画における資産構成の記載に基づいて、それぞれ同額のゆうちょ銀行に対する郵便貯金・ゆうちょ銀行からの借入金が設定されている。 ・有価証券は国債のみで、かつ、満期保有目的である。 また、運用計画に基づいて「平成24年度郵便貯金資産の運用実施方針」を策定し、運用計画及び当該方針を遵守して運用を行っていると認められる。 簡易生命保険勘定においては、機構法第29条等により資産の運用方法が制限されているところ、平成24年度財務諸表によれば、機構は、その運用方法の範囲内にて、預金、保険契約者貸付、公庫公団等貸付、地方公共団体貸付であり、運用計画に基づき次の措置等を行っており、確実かつ安定的な運用に努めていると言える。 ・保険契約者貸付は、保険契約に係る積立金額の範囲内に限っている（「契約者貸付に関する簡易生命保険約款」第3条等）ため、実質的に回収リスクはないと言える。また、公庫公団等貸付及び地方公共団体貸付は、新規の貸付けは行われていない。 ・保険契約者貸付、公庫公団等貸付、地方公共団体貸付は、運用計画における資産構成の記載に基づいて、株式会社かんぽ生命から借り入れる資金と同額となっている。 ・有価証券は国債のみで、かつ、満期保有目的である。 また、運用計画に基づいて「平成24年度簡易生命保険資産の運用実施方針」を策定し、運用計画及び当該方針を遵守して運用を行っていると認められる。
		（②かんぽ生命保険における運用状況の把握）	A	○ 株式会社かんぽ生命保険における確実かつ安定的な運用については、機構は、株式会社かんぽ生命保険から、運用実績についての報告を受け、そして、安全資産（郵政民営化法第162条第2項第3号に規定する資産）の評価額が機構のために積み立てる額（旧契約に係る責任準備金等の合計額）を上回っていること、及び資産構成割合が株式会社かんぽ生命保険の簡易生命保険契約資産の資産運用方針の範囲内であることを確認している。また、報告資料に基づき、安全資産評価額が機構のために積み立てる額を下回る日経平均株価及び為替レートの水準について検証している。
		（③保有資産の管理・運用・見直し）		○ 保有資産について、次のとおり、有効に活用され、必要な範囲及び規模にとどまっており、見直しも適切に行われていると言える。 ・実物資産：機構が保有している実物資産は、事務所内の間仕切り、サーバー、パソコン、備品等の有形固定資産及びソフトウェアのみの、業務を行う上で不可欠なものである。土地、建物、構築物は保有しておらず、また、宿舎、その他職員の福利厚生を目的とした施設は保有していない。平成24年度財務諸表によると、平成23年度末に比べて、「その他の有形固定資産」及び無形固定資産が、郵便貯金勘定においてはそれぞれ約700万円分及び約1000万円分増加し、簡易生命保険勘定においてはそれぞれ約800万円分及び約1200万円分増加しているが、これらは機構内のLANシステム、クライアント端末の更新等によるものである。これらの資産は、有効かつ効率的に運用・管理が行われており、いずれも業務に必要最低限の資産となるよう見直しがなされていると言える。 ・金融資産： 機構が保有している金融資産は、旧公社から承継した郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務によるものであり、上記のとおり、これらは運用計画及び運用実施指針に従って運用されている。地方公共団体及び公庫公団等に対する債権の管理等業務、及び預金者・保険契約者貸付けにかかる業務については、機構は、郵政民営化法第162条第1項第2号イ及びハの規定において、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命に委託することとされており、これに従っている。機構は、投資顧問会社等を通じた資産運用は行っていない。 ・知的財産： 平成24年度期末の財務諸表によれば、機構は知的財産は保有していない。 ○ 実物資産については、上記のとおり有効に活用・管理され、金融資産については上記のとおり適切に運用・管理が行われていると考える。なお、貸付金について回収計画は策定されていないが、これは、貸付については、預金者貸付、保険契約者貸付はそれぞれの郵便貯金又は積立金の範囲内での貸付であり、また、その他の貸付は公庫公団等貸付、地方公共団体貸付のみであって、実質的に回収不能の可能性が殆どないと言ってよいためである。

2 提供するサービスの質の維持・向上		
＜郵便貯金管理業務＞	A	○ 委託先および再委託先の監督については、監督方針と実地監査計画を平成24年3月に定め、これに基づき、各重点確認項目の確認、指導、実地監査をスケジュールどおりに行っている。
（委託先・再委託先の監督）		○ 委託先および再委託先の業務の質についてみると、郵便貯金管理業務において犯罪発覚件数、苦情等申告件数、現金過不足事故件数はそれぞれ減少した。また、利用者の評価等に関する調査において、１年以上前に利用した時と比べたサービス水準全体は、「変わらない」とする回答が6割強であったが、「良くなった」と「やや良くなった」とする回答の合計は3割強で、「悪くなった」と「やや悪くなった」とする回答の合計であるの約6%より多かった。以上から、委託先および再委託先の業務の質は全般的に向上していると認められる。 ○ 部内犯罪事案を含む不適正事例については、委託者としての責任において、四半期ごとに不適正事例の発生原因等を分析し、その結果も活用して、実地監査を行い、委託先及び再委託先に対し、必要に応じ、再発防止策を講じることなどの改善を求めた。平成24年度の新たな取組みとしては、渉外営業活動の管理強化（エリア外活動の事前承認、営業記録簿の確認、ゆうちょ銀行内での渉外社員に対するモニタリング等）、郵便局における現金等の実在性を検証する特別監査の強化、局長の自局任用の原則禁止、などがある。これらの取組みの効果もあって、犯罪発覚件数は21件から18件へとやや減少した。18件のうち3件は上記特別監査の結果発見されたものであることから、特別監査は有効に機能したものと認められる。 ○ 再委託先で発生した事案や取組みについて委託先を通じて報告を受けているほか、委託先と再委託先との連携態勢、モニタリング態勢及び研修等の取組施策、委託先が再委託先に対して実施するモニタリング結果等の報告を委託先から受け、内容の確認を行った。そして、実地監査においては、委託先が再委託先に対して実施するモニタリングの内容に不適正な事案等を発見した場合を含め業務運営に改善が必要と思われる事項について、委託先に対して認識・改善策等の報告を求めるなどの改善指導を行った。このように、機構は、費用対効果の観点から、委託先の内部監査情報等を利用し、実地監査をより効果のあるものにしている。
（提供時間等）		○ 銀行業務提供場所および時間については、委託業務を取り扱う事務所の名称、所在地、営業日及び営業時間を記載した「郵便貯金委託業務実施営業所一覧」を委託先と協議して定め、委託先に対し、その郵便貯金管理業務について、委託先が行う銀行業務及び再委託先が行う銀行業の代理業務と同等以上の営業日及び営業時間の確保を義務付けており、また、義務付けられた内容が実行されていることが確認された。
（標準処理期間等）		○ 標準処理期間が定められた各処理の状況については、委託先から毎月報告を受けており、いずれの処理においても、標準処理期間内に全て処理されていることが確認された。
（震災対応）		○ 被災者を含む郵便貯金保有者への債務を確実に履行することは本機構の使命のひとつである。東日本大震災等の被災者対応として、平成24年度においても、東日本大震災に伴う非常取扱いを継続して行っている。なお、平成24年度は、他の自然災害の被災地域を対象に7回の非常取扱いを実施した。
（総括）		○ 旧契約者の権利を守るために本機構が果たしている郵便貯金に関する業務の必要性は当然認められるものであり、各施策はそれぞれ有効に機能しており、また、費用対効果の点でも十分に配慮されている。よって、これら業務の必要性、有効性、効率性は高いと評価できる。 以上より、「目標を十分に達成」と評価した。

	＜簡易生命保険管理業務＞ **（委託先・再委託先の監督）** **（保険金等請求案内漏れ事案）** **（震災対応）** **（プログラム誤り事案）** **（提供時間・場所及び標準処理期間）** **（総括）**	C	○　保険契約者に対し、提供されるサービスの質の確保は必要不可欠である。サービスの質の確保・向上のため委託先・再委託先への監督体制を構築し、委託先の内部監査結果等を利用するほか、委託先・再委託先からの定期・随時の報告を求めるなど、効率的な事業実施が図られている。さらに、実地監査の実施により、委託業務の質の点検、監督体制の妥当性の確認が行われている。 ○　委託先及び再委託先の監督についての監督方針において、重点確認項目として、内部管理態勢の充実・強化に係る改善計画に基づく取組み、顧客情報の管理、苦情申告等の対応、保険金等支払の管理、委託先の外部委託の管理、会計に関する業務の適正性、その他業務品質の確保に係る事項等の項目を定めている。これらについて、機構では、実施状況の報告徴求・確認・分析を行い、不適正な事案に対しては改善策の検討・実施を求め、実地監査において実施状況の確認を行っている。このような取組みの結果、平成24年度の犯罪発覚件数、顧客情報漏洩等、現金過不足の件数は従前に比べ減少している。 ○　保険金等支払い管理について、監督方針の重点確認項目とし、委託先においては従前より過去の支払請求案件について、支払漏れ等の有無の点検作業が行われていたが、平成24年度には改めて大規模な請求案内漏れ、支払漏れが発覚している。この件に対し、事案点検・顧客対応の進捗状況、再発防止策の検討・実施等の報告徴求・確認、実地監査を行い、不適正事案について改善指導を行っている。 ○　東日本大震災等の被災者への対応については、前年度に引き続き非常取扱いを継続しており、委託先からの毎週の報告により実施状況の確認を行っている。 ○　プログラムの誤りによる特約配当金計算の誤りが判明しており、この件での顧客への対応とプログラムの品質向上に向けたシステムリスク管理態勢の報告徴求・確認を行い、実地監査においてシステムの仕様変更、潜在バグへの対応状況の確認が行われている。 ○　監督にあたり留意する事項として掲げられている簡易生命保険管理業務の提供場所・提供時間については、委託先・再委託先の生命保険契約維持・管理業務と同等であることが確認されているが、同じく留意事項である簡易生命保険の標準処理期間については、請求案内漏れ、支払漏れへの対応の影響もあり一部目標未達となっており、問題点の把握・分析を行い、改善方策の検討・実施を求めている。 ○　監督、指導によりサービスの質の改善が図られ結果につながっている項目も少なくないが、保険契約の要である保険金支払の管理について一層の効果的な取組みが必要である。以上より、「目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と評価した。
3　業務の実施状況の継続的な分析		A	○　機構は、利用者の意見を把握するため、利用者が委託先および再委託先に寄せた意見を定期的に収集し、自らが得た意見とともに毎月または四半期ごとに分析している。また、アンケート調査(1回)も行っている。 ○　機構は、上記の調査の結果を委託先に送付し、その内容を説明した。特に、通帳・証書等の預り証を利用者に周知する方法については、一層の改善が必要であると考えられ、その取組状況の報告を求めた。これを受けて、再委託先では名刺の裏側を利用して周知を進めることとなった。 ○　機構自身でも、上記調査の結果に基づき、定期郵便貯金早期払い戻しや自動継続の廃止に関する広告を行った。 ○　委託先、再委託先を通じた利用者の意見収集や年一回のアンケート調査は、利用者のニーズを知るのに欠かせないものであり、得られた内容もその後の施策にフィードバックされている。また、外部機関のWEB調査を利用し、業務経費の節減に努めていると認められる。よって、これら業務の必要性、有効性、効率性は高いと評価できる。 ○　以上より、「目標を十分達成」と評価した。

4 照会等に対する迅速かつ的確な対応	A	○ 預金者・契約者等からの照会に関し、対応マニュアルの拡充や事例集の更新は、照会者へ迅速かつ的確に対応するための必要な取組みである。照会内容を踏まえ、郵便貯金口座の有無に関する確認のお知らせを機構ホームページに掲載するなど、預金者への周知は的確に行われている。 ○ 特に、「事例集」については、平成24年度に受け付けた苦情申告等の内容、新たに開始した満期後15年目等の預金者へのあいさつ状に関する照会等を踏まえて内容を更新・拡充して、預金者・契約者等からの意見・照会等の際に活用しており、照会等への機構における対応が迅速ではないとの苦情はなかった。 ○ 郵便貯金管理業務においては、CS(カスタマーサービス)推進活動、各種研修・調査、委託先・再委託先と連携した長期未解決苦情の早期解決に向けた取組みを継続的に行っている。また、苦情分析や苦情対応の強化、コールセンターの品質向上に向けた運営形態の変更準備など、新たな取組みが進められている。さらに、委託先からの苦情申告等を分析することに加え、委託先・再委託先に実地監査を行い、これらを通じ、委託先・再委託先に改善を要請している。これら各種の対応によって、苦情申告等の件数は2年連続、長期未解決事案の件数は3年連続して減少しており、取組みの効果が確認されている。 ○ 簡易生命保険管理業務については、継続的に苦情分析や委託先・再委託先への監査が行われている。24年度では、苦情対応の徹底化のため「お客さまの声」で旧来「問合わせ」に分類されていた一部を「苦情」として仕分けしたことは評価できるが、過年度と比較した厳密な苦情件数の趨勢の把握は困難である。一方、保険金等支払に関する苦情件数に係る平成23年度から平成24年度の件数の増加幅は、他の種別の苦情件数の増加幅と比べて大きいが、これは保険金の請求案内漏れ等に関する案内書の送付に伴うものが含まれると考えられる。今後も、苦情対応については、継続した取組みが必要といえるが、長期未解決事案については、委託先・再委託先との連携によって残存数が大幅に減少し、コールセンターでの応答率も高水準を維持していることから、効果的な事業が実施されていると評価できる。 ○ 以上より、「目標を十分達成」と評価した。
5 情報の公表等	A	○ 情報開示全般については、次の点を勘案すると、機構は、その透明性を高め、機構の役割、組織、業務、活動状況等に対する利用者の理解を深めるため、ディスクロージャー誌の備え付け・公表、新聞広告、ホームページ等も活用した情報の提供に努めていると言え、「目標を十分達成した」と認められる。 ・ 機構は、前年度と同様、ディスクロージャー誌を作成し機構に備え付け、またホームページにて公表している。これには、機構の組織、業務・財務の状況、リスク管理・コンプライアンスその他への取組みの説明が記載されているほか、郵便貯金に関する業務と簡易生命保険に関する業務について、それぞれ商品の概要、業務の状況、資産運用に関する指標などにつき詳述されている。 ・ 機構は、上記ディスクロージャー誌以外にも、ホームページにおいて、業務方法書、中期目標、中期計画、事業報告書、調達情報、役員報酬規程、給与規程、評価・監査の結果、利用者の評価等に関する調査結果などを公開している。 ・ 満期を迎えた郵便貯金や簡易生命保険の受取りを促進するため、機構のホームページにバナーを出す、ジャンプ先のページを分かりやすく整理する等の工夫をし、また、総務省、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険及び日本郵便のホームページにバナーを設けたり、機構ホームページとリンクさせる等の取組みも行った。このほか、新聞広告、ラジオ広告等を活用し、効率的に周知を図っている。 ○ ホームページの活用については、次の点を勘案すると、機構は、ホームページの積極的活用、そのユーザビリティ、アクセシビリティについての改善・充実に努めていると評価され、「目標を十分達成した」と認められる。 ・機構は、上記のとおり、ホームページにおいて、ディスクロージャー誌を掲載するとともに、業務方法書、中期目標、中期計画、事業報告書、調達情報、役員報酬規程、給与規程、評価・監査の結果、利用者の評価等に関する調査結果などを公開しており、有効かつ効率的な情報公開に努めていると言える。 ・ホームページは、画面が「機構概要」「郵便貯金管理業務」「簡易生命保険管理業務」「公開資料」と整理されていて必要情報に辿りつきやすく、また文字サイズが変更可能、サイト内検索機能の導入、音声読み上げソフトの導入など、多様な利用者が情報にアクセスしやすいよう工夫がなされている。 ○ 以上より、「目標を十分達成」と評価した。

	6 預金者等への周知	A	○ 預入期間を経過した郵便貯金及び支払い義務が発生した保険金などの残存状況を改善するためには、預金者の債務の履行や保険契約者の支払請求に関する継続的な事業の必要性がある。こうした状況に対して、郵便貯金管理業務では、平成23年度の試行結果を踏まえ、平成24年度には満期後15年目、18年目、19年目の全預金者に対して通知を行い一定の効果を得た。このほか満期を経過した郵便貯金残高を毎月把握しホームページで公表するとともに、通知書類や封筒における注意喚起の工夫、機構ホームページでの周知等が継続して行われ、効率性や有効性を考慮した事業が実施されている。 ○ 簡易生命保険管理業務では、保険金等の受取がない契約の残存状況を毎月把握しホームページで公表するとともに、満期後未請求者への各種案内および機構ホームページの案内の工夫、新聞広告等による周知活動が行われている。そのほか、再委託先の郵便局社員が戸別訪問することで、満期保険金等の事前請求案内や、長期未払い契約に対する請求勧奨等が実施されている。また、24年度には、委託先において案内書類が2年以上不着となった契約者を対象に満期1年前で住所調査を実施するなど、簡易生命保険に関わる債務の履行を促進する適切な事業が効果的に実施されている。 ○ さらに、広報業務の実施に当たり、満期を迎えた貯金や保険金を実際に窓口において支払いを受けた方等に対する調査の準備を実施している。 ○ 以上から、機構全体の経費を抑えつつ新たな周知活動が行われているが、例えば、郵便貯金における権利消滅金や睡眠貯金の残高は依然として高水準であることから、更なる効果的な周知方法の検討が求められる。
第3 財務内容の改善に関する事項	1 予算、収支計画及び資金計画について 2 利益剰余金について	A	○ 利益剰余金の主な発生原因である権利消滅金、時効完成益は適切に分析されており、国庫納付額の発生等、利益剰余金の減少要因を含め、その増減内容は妥当なものになっている。また、権利消滅金・時効完成益の減少に向け、郵便貯金、簡易生命保険の早期受取りの勧奨等の対応策も実施されている。
第4 その他業務運営に関する重要事項	1 施設及び設備に関する計画	－	― （施設及び設備に関する計画はない）
	2 適切な労働環境の確保	A	○ 業務運営を効率的かつ効果的に実施することを目途に、超過勤務の抑制をしており、継続的に点検を図っている。また、組織編成及び人員配置の見直しについては、実情を踏まえて実施しており、「第１－１　組織運営の効率化」で評価を付したように、有効かつ効率的に実施していると評価した。 ○ 人事評価については、適正かつ公平な評価プロセスを確保し、それを実施していたことを確認した。これにより、職員の努力及び成果を適正に評価していたと認められる。 ○ 平成24年度内の常勤職員数は、平成25年6月現在39名であり、目標値である「40人以内」を達成していることを確認した。 ○ ハラスメントの防止については、適切な防止措置を確保し、態勢の整備を図っていることを確認した。また、平成24年12月にハラスメントの研修を実施することにより、ハラスメントの防止に努めていた。 ○ メンタルヘルスケア（心の健康管理）については、役職者を対象とした部下職員の心の健康管理及び個人が行うストレス対策（セルフケア）について、平成25年2月にメンタルヘルス対策・支援の専門医による講習会が実施されていたことを確認した。また、メンタルヘルスに関する相談窓口の周知が行われていた。 ○ 以上のことから、機構は適切な労務環境を確保し、整備していたと判断し、「目標を十分達成」と評価した。

3 機構が保有する個人情報の保護	A	○ 保有個人情報については、管理・点検・報告・研修などへの取組みを適切に実施した結果、機構における保有個人情報の漏えい事故等がなかったことは評価される。 ○ 委託先・再委託先における個人情報保護策についても、平成24年度は顧客情報関係書類の集中保管、職員への研修・指導、直営店等のモニタリング等の多面的な取組みや、顧客情報管理態勢や事故情報などの報告・確認等の収集の取組みが実施された。再委託先の事故について機構は委託先を通じて報告を求めることとされているが、より的確な指導を実施する必要性から、再委託先にも直接聴取に取り組み、改善措置を指示している。それら取組みの結果、郵便貯金管理業務および簡易生命保険管理業務の分野で、前者は約50%、後者は約35%、それぞれ事故件数は減少した。 ○ ただ、委託先及び再委託先での事故そのものは発生し続けている。再発防止に向けた委託先・再委託先へのさらなる働きかけと、機構自身による管理・点検・報告・研修などの徹底が望まれる。
4 災害等の不測の事態の発生への対処	A	○ 事業継続への社会的要請が高まるなか、機構では東日本大震災後の状況に対応し、不測の事態に備えて「緊急事態対応計画」の改定や「業務継続計画」を策定するなど、有効な取組みが図られている。これらの取組みには継続的な改善が必要であるため、改善課題発見や全職員を対象とした説明会と訓練が実施されている。また、新たに安否確認サービスを導入するなどして取組み内容が拡充されている。 ○ 郵便貯金管理業務においては、委託先に対して「危機管理規程」「事業継続計画書」「ゆうちょ総合情報システムにおける緊急時対応計画（コンティンジェンシー・プラン）」等の報告を求め、本社代替組織の整備や災害時のバックアップ体制の強化を図ることで不測の事態への適切な対応が図られている。 ○ 簡易生命保険管理業務における委託先への対処として、「危機管理規程」「危機管理マニュアル」「事業継続計画書」「情報システムに係るコンティンジェンシー・プラン」についての報告を求めるなどの措置が講じられており、さらに、委託先において広域災害発生時に情報システムの障害状況を一元的に把握し対処するための「情報システムにおける総合的な緊急時対応計画（コンティンジェンシー・プラン）」については、平成25年３月に新たに制定しており、災害時における対応体制の強化がなされ、不測の事態への対処として適切な措置が講じられている。一方、25年には日本郵政グループ全体の訓練を実施したと委託先から報告を受け確認を行っており、リスク管理体制の整備として必要な対策が継続的かつ効果的にとられていると認められる。
5 内部統制の充実・強化	A	○ 理事長は業務全般について報告を受け、遂行状況をモニタリングすることとしており、月例業務報告会議及び幹部ミーティングにおいて理事長と幹部職員の情報の共有化が徹底されているところ、理事長がリーダーシップを発揮し、組織にとって重要な情報等について適時的確に把握するとともに法人ミッションを適切に周知できるような環境は整っている。 ○ また、リスク管理については、機構のリスク管理規程に基づき、機構の業務について、管理すべきリスクの特定を行い、リスク管理シートを作成し、リスク発生の防止又はリスクが発生した場合の早期発見に努めている。当該シートについては、平成25年3月に内容の一部見直しを実施しており、リスク管理態勢を効率的かつ有効に運営していると認められる。 ○ 特に自然災害等に関するリスクへの対応では、機構独自の取組みとして、全職員を対象として平成24年11月に緊急事態対応計画等についての説明会を実施し、周知を徹底している。 ○ 統制活動としての方針等の整備として、その手続きの明確化を図り、マニュアルの充実を図っている。 ○ 内部統制の有効性を監視するため、日常的モニタリングのほか、問題や課題が明らかになった場合には、理事長、理事、監事への報告を行い、必要に応じて、再発防止策等の策定やフォローアップにより、内部統制の充実強化を図っている。 ○ ICTの利用については、必要なICT環境を整備しており、情報セキュリティ管理規程、個人情報管理規程等を定めると共に、経年劣化によるシステムダウンの発生防止、情報セキュリティ向上の観点から、更改を行った。 ○ 監事監査については、内部統制に係る取組み及びリスク管理態勢の整備状況に関して積極的に行われ、監査過程において把握された課題等については、理事長等役員に対して、定例会合において報告され、意見交換が行われている。その上で、内部統制の充実・強化への対策及びリスク管理項目・対策の見直し等必要な措置が講じられており、組織全体としての内部統制機能を高めている。

6 情報セキュリティ対策の推進	A	○ 情報セキュリティポリシーの見直し 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準（平成24年度版）」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準（平成24年度版）」の内容を踏まえて、平成25年３月に、情報の格付（機密性・完全性・可用性）及び取扱制限の設定とこれに応じた適切な取扱いの義務付けを中心とした、機構の情報セキュリティ管理規程等の見直しを行った。 ○ 遵守状況の把握や、職員の教育・訓練 情報セキュリティポリシー等に基づき、全職員を対象として、四半期ごとに点検シートにより情報セキュリティ対策の実施状況について点検を行っている。平成24年度においても、これら四半期ごとの点検が行われ、その点検の結果を総務部長が理事に報告し、理事が理事長及び監事に対して報告を行った。 機構は、IT技術者としての担当者を置き、また職員や業務委託先によるデータの持出しを適切に制限及び管理してきており、機構自体においてはこれまでに情報セキュリティに関する大きな事故は発生していない。情報セキュリティに関する教育・訓練としては、機構は、12月に、全職員を対象に部外講師による研修を行った。 ○ 以上より、情報セキュリティ管理規程等の見直し、点検シートにより法人内での遵守状況を把握し、職員の教育・訓練を着実に実施していることから、目標を十分に達成したと評価した。
7 積立金の処分に係る金額の厳格な算出等	A	○ 積立金のうち法令、統計手法に基づき適正・厳格に算出された控除額を除き、国庫納付額は適切に定められている。
8 環境に与える影響に配慮した業務運営	A	○ 環境に配慮した業務運営については、目標を大幅に達成した。環境に配慮した物品及びサービスの調達については、43の特定調達品目すべてについて調達目標が達成された。温室効果ガス排出削減などの取組みでも、平成24年度までの2年間の平均を平成19年度と比べ8%削減するとした目標に対し、約27.8%削減されたことは評価されて良い。用紙類では約36.1%の削減となった。 ○ 環境保全活動は、節電の推進など、エネルギー問題、電力供給問題とも絡め、今後ますます重要な項目となる。日常的な業務における環境保全の視点が問われてくる問題で、職員の環境行動・意識改革のいっそうの推進が求められる。平成24年度には、委託先に対し、機構側から、委託先から再委託先への要請も含む環境保全活動の要請を実施した。今後は、このような機構側からの委託先を介した再委託先への環境保全活動の働きかけをいっそう積極化させて欲しい。
9 業務改善のための役職員のイニシアティブ	A	○ 利用者の意向調査を行うことによって、利用者のニーズを把握し、業務改善に取り組んでいたことを確認した。また、機構のミッションをよりよく果たすこと、業務を適正かつ効率的に遂行することを目的に、役員懇談会等を実施することなどにより、役員等において、部下職員に対して必要な指示、指導等を行うなどのイニシアティブを発揮していることを確認した。 ○ 自然災害等に関係するリスクへの対応については、平成23年度に「緊急事態対応計画」の全面的な改訂及び新たな「業務継続計画」の策定を行い、緊急事態への対応を図っていた。また、理事長の指示の下、全職員を対象に、「緊急事態対応計画」等についての説明が行われていた。 ○ 業務改善のイニシアティブの一環として、担当職員が（社）日本内部監査協会の研修に年に8回参加していることを確認した。また、機構の役職員の業務知識の向上等を図ることを目標に、金融に関する研修（講演会）を8回実施していることを確認した。 ○ 機会を捉えて理事長から全役職員に対して訓示を行い、機構のミッション、法令等遵守の重要性、効率的な業務運営、人材育成等について、改めて周知徹底を図っていたことを確認した。また、理事長より、平成24年度に機構に着任した職員を対象に、各部の状況、機構のミッション等について意見交換会が実施され、機構のミッション等を深く浸透させる取組みが実施されている。 ○ 以上のことから、役職員は業務改善を目的にイニシアティブを発揮して、効果的かつ有効に取り組んでいたと判断した。

評価の分類	AA	A	B	C
項目数	なし	18項目	なし	1項目
昨年度の評価	1項目	15項目	なし	なし

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の平成 24 年度の業務実績に関する全体的評価表（案）

Ⅰ　業務の実績に関する項目別評価総括	
第１　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	１　組織運営の効率化（評価：A） 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に鑑み、平成 22 年に「業務実施体制の検証・効率化プロジェクト」を設置しており、本年度も引き続き当該プロジェクトの下、業務の実施体制について、全般的な検証を行っている。平成 24 年度においても、各業務の（1）作業実施時期及び（2）投入労働力の実績について検証し、その結果、中期目標期間内での国際ボランティア貯金の寄附金の配分完了に向けて、平成 25 年度監査等の業務量の減少が見込まれるため、平成 25 年 4 月には 0.5 人（４時間勤務）を減じており、業務量に応じた組織・人員の合理化を図り、継続的な見直しを図っていると認められる。 なお、国際ボランティア貯金寄附金配分事業については、公募、寄附金配分、監査が適切に実施され、進行管理は有効であったと評価した。 ２　業務経費等の削減（評価：（業務経費の削減等）A、（人件費の削減等に係る取組）A） （業務経費の削減等） 平成 23 年度比 1%以上の業務経費の削減を達成している。 「契約の点検及び見直し」については、契約監視委員会が継続的に開催され、集中的に監視を強化するなどの取組が推進された。 「一者応札・一者応募」については、平成 23 年度の 5 件から 7 件へと増加しており、契約数に占める「一者応札・一者応募」の割合も、平成 23 年度に比べて若干高くなった。これは既存の情報機器等の保守のために前年度と同じ業者のみの応札となった２案件があったこと、契約の目的を達成するために必要な実績があることを資格要件として求めた案件があったこと、などが理由とされる。このような問題は他の独立行政法人にも共通する問題ともされ、特殊事情なのかも知れないが、特殊事情だから達成は難しいとするのではなく、あくまでも改善策を講じるべき課題としてしっかり位置付けて欲しい。 このような課題を見据えつつ、可能な限り業務の効率化を追求していることを踏まえ、業務経費等の削減において、「目標は十分達成」と判断されて良い。 （人件費の削減等に係る取組） 超過勤務管理の徹底等により、人件費は削減目標（平成 23 年度の役員交代による影響を補正した人件費実績額の 91.97%以下（▲8.03%以上））を上回って節減されており（89.89%を達成）、効率的に管理されていると認められる。国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成 24 年法律第２号）を踏まえ、役員報酬規程及び職員給与規程の改正等を行い（平成 24 年４月から施行）、給与水準については対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）100 以下（95.7）と、適正な水準を維持している。

	第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	１　資産の確実かつ安定的な運用（評価：A） 郵便貯金資産及び簡易生命保険資産の運用について、機構は、各資産に係る運用計画及び運用実施方針を遵守し、預金、国債、預金者・保険契約者への貸付、地方公共団体・公庫公団等に対する貸付を実施しており、確実かつ安定的な運用に努めている。 株式会社かんぽ生命保険における確実かつ安定的な運用については、機構は、株式会社かんぽ生命保険から、運用実績についての報告を受け、そして、安全資産（郵政民営化法第 162 条第２項第３号に規定する資産）の評価額が機構のために積み立てる額（旧契約に係る責任準備金等の合計額）を上回っていること、及び資産構成割合が株式会社かんぽ生命の簡易生命保険契約資産の資産運用方針の範囲内であることを確認している。また、報告資料に基づき、安全資産評価額が機構のために積み立てる額を下回る日経平均株価及び為替レートの水準について検証している。 上記の郵便貯金資産及び簡易生命保険資産以外の資産については、事務所内の間仕切り等の有形固定資産及びソフトウェアのみであり、これらは業務を行う上で不可欠なものである。また、土地・建物は保有していない。これらの資産は業務に必要最低限な規模となるよう見直しがなされ、有効かつ効率的に運用・管理が行われている。 ２　提供するサービスの質の維持・向上（評価：（郵便貯金管理業務）A、（簡易生命保険管理業務）C） （郵便貯金管理業務） 機構による委託先および再委託先の監督については、監督方針及び実地監査計画に基づき、監督方針における各重点確認項目の確認、指導、実地監査をスケジュールどおりに行っている。 委託先および再委託先の業務の質は、①郵便貯金管理業務における委託先及び再委託先での犯罪発覚件数、苦情等申告件数、現金過不足事故件数がそれぞれ減少していること、②利用者の評価等に関する調査において、１年以上前と比べサービス水準全体について「良くなった」と「やや良くなった」とする回答が３割強で、「悪くなった」と「やや悪くなった」とする回答である約 6%よりも多かったことから、委託先及び再委託先の業務の質は全般的に向上していると認められる。 また、部内犯罪事案を含む不適正事例について、委託者として、四半期ごとに不適正事例の発生原因等を分析し、その結果も活用して実地監査を行い、委託先及び再委託先に対し、必要に応じて再発防止策を講じるなどの改善を求めた。これを受け、委託先及び再委託先において、新たな再発防止策として、①渉外営業活動の管理強化（エリア外活動の事前承認、営業記録簿の確認、ゆうちょ銀行内での渉外社員に対するモニタリング等）、②郵便局における現金等の実在性を検証する特別監査の強化、③局長の自局任用の原則禁止などを実施した。これらの取組みの効果もあって、委託先及び再委託先における犯罪発覚件数は２１件から 18 件へとやや減少している。なお、この 18 件のうち３件は上記の機構による特別監査の結果、発見されたものであり、特別監査は有効に機能したものと認められる。

		機構は、再委託先において発生した顧客情報関連事案や実施した対応策など実施した取組みについて委託先を通じて報告を受けるとともに、委託先が再委託先に対して実施するモニタリング結果等を活用し、その事案や取組の内容の確認を行った。実地監査においては、委託先が再委託先に対して実施するモニタリングの内容に不適正な事案等を発見した場合も含め、業務運営に関して改善が必要と思われる事項について、委託先に対して認識・改善策等の報告を求めるなどの改善指導を行った。このように、機構は、費用対効果の観点から、委託先の内部監査情報を利用し、実地監査をより効果のあるものにしている。 郵便貯金管理業務の提供場所及び提供時間について、委託先に対して、委託先が行う銀行業務及び再委託先が行う銀行業の代理業務と同等以上の営業日及び営業時間の確保を義務付けており、また、義務づけられた内容が実行されていることを確認した。 標準処理期間が定められた各処理の状況については、毎月報告を受けており、いずれの処理においても、標準処理期間内に全て処理されていることが確認された。 また、被災者を含む郵便貯金保有者への債務を確実に履行することは本機構の使命のひとつであるところ、東日本大震災等の被災者対応として、平成 24 年度においても、東日本大震災に伴う非常取扱いを継続して行っている。なお、平成 24 年度は、他の自然災害の被災地域を対象に 7 回の非常取扱いを実施した。 以上、各施策はそれぞれ有効に機能しており、費用対効果の点でも十分に配慮されていると認められる。 （簡易生命保険管理業務） 委託先・再委託先への監督体制を構築し、委託先の内部監査結果を利用するほか、委託先・再委託先からの定期・随時の報告を求めるなど、効率的な事業実施が図られている。さらに、実地監査の実施により、委託業務の質の点検、監督体制の妥当性の確認が行われている。 委託先及び再委託先の監督についての監督方針において、重点確認項目として、内部管理態勢の充実・強化に係る改善計画に基づく取組み、顧客情報の管理、苦情申告等の対応、保険金等支払の管理、委託先の外部委託の管理、会計に関する業務の適正性、その他業務品質の確保に係る事項等の項目を定めている。これらについて、実施状況について報告徴求・確認・分析を行い、不適正な事案に対しては改善策の検討・実施を求め、実地監査において実施状況の確認を行っている。このような取組みの結果、平成 24 年度の犯罪発覚件数、顧客情報漏洩等、現金過不足の件数は従前に比べ減少している。 他方、保険金等支払い管理について、監督方針の重点確認項目であり委託先においては従前より過去の支払請求案件について支払漏れ等の有無の点検作業が行われていたが、平成 24 年度には改めて大規模な請求案内漏れ、支払漏れが発覚している。この件に対し、事案点検・顧客対応の進捗状況、再発防止策の検討・実施等の報告徴求・確認、実地監査を行い、不適正事案について改善指導を行っている。 委託先において、プログラムの誤りによる特約配当金計算の誤り（5,733 件）が判明しており、平成 24 年 5 月 11 日に委託

		先にて報道発表を行い、機構のホームページにも掲載するとともに、お詫び状を発送した上で、不足額の支払を行った。機構は、この件での委託先の顧客への対応とプログラムの品質向上に向けたシステムリスク管理態勢の報告徴求・確認を行い、実地監査においてシステムの仕様変更、潜在バグへの対応状況の確認を行っている。 監督にあたり留意する事項として掲げられている簡易生命保険管理業務の提供場所・提供時間、標準処理期間については、提供場所・提供時間について委託先・再委託先の生命保険契約維持・管理業務と同等であることが確認されているが、同じく留意事項である簡易生命保険の標準処理期間について請求案内漏れ、支払い漏れへの対応の影響もあり一部目標未達となっており、問題点の把握・分析を行い、改善方策の検討・実施を求めている。 なお、東日本大震災等の被災者への対応については、前年度に引き続き非常取扱いを継続しており、委託先からの毎週の報告により実施状況の確認を行っている。 以上から、監督、指導によりサービスの質の改善が図られ結果につながっている項目も少なくないが、保険契約の要である保険金支払の管理について一層の効果的な取組が必要であると認められる。 3　業務の実施状況の継続的な分析（評価：A） 利用者から委託先及び再委託先に寄せられた意見を、定期的を収集し、自らが受けた意見とともに、これらの意見を毎月又は四半期ごとに分析し、ホームページにて公表している。また、前年に引き続き、インターネットを利用した「郵便貯金及び簡易生命保険のサービスに対する利用者の意向等に関する調査」というアンケート調査も行っている。その結果を委託先及び再委託先に送付し、一層の改善が必要と考える項目（ゆうちょ銀行に関しては預り証の周知方法、かんぽ生命に関しては保険料の口座払込みの利用勧奨（保険料のキャッシュレス化）など）について、改善を求めている。通帳・証書等の預り証を利用者に周知する方法については、一層の改善が必要であると考えられ、その取組状況の報告を求めた。これを受けて、再委託先は名刺の裏側を利用して周知を進めることとなった。調査の結果は、機構自身の広報の改善にも反映させており、定期郵便貯金早期払い戻しや自動継続の廃止に関する広告を実施している。 このような意見の収集活動は、利用者のニーズを知ることに欠かせないものであり、得られた内容もその後の施策にフィードバックされている。また、外部機関のWEB調査を利用し、業務経費の節減に努めていると認められる。よって、これら業務の必要性、有効性、効率性は高いと評価できる。 4　照会等に対する迅速かつ的確な対応（評価：A） 預金者及び契約者等からの照会に関し、お客様応答マニュアルの拡充や、お客様応対事例集の更新を行っている。照会内容を踏まえ、郵便貯金口座の有無に関する確認のお知らせを機構ホームページに掲載するなど、預金者への周知は的確に行われ

		ている。特に「事例集」については、平成 24 年度に受け付けた苦情申告等の内容、新たに開始した満期後 15 年目等の預金者へのあいさつ状に関する照会等を踏まえて内容を更新・拡充して、預金者・契約者等からの意見・照会等の際に活用しており、照会等への機構における対応が迅速ではないとの苦情はなかった。 郵便貯金管理業務においては、CS 推進活動、各種研修・調査、委託先・再委託先と連携した長期未解決苦情の早期解決に向けた取組みを継続的に行っている。苦情分析や苦情対応の強化、コールセンターの品質向上に向けた運営形態の変更準備など、新たな取組みが進められている。委託先からの苦情申告等を分析することに加え、委託先・再委託先への実地監査を行い、改善を要請している。これら各種の対応によって、苦情申告等の件数は 2 年連続、長期未解決事案の件数は 3 年連続して減少しており、取組みの効果が確認されている。 簡易生命保険管理業務については、継続的に苦情分析や委託先・再委託先への監査が行われている。平成24年度では、苦情対応の徹底化のため「お客さまの声」で旧来「問合せ」に分類されていた一部を「苦情」として仕分けしたことは評価できるが、過年度と比較した厳密な苦情件数の趨勢の把握は困難である。一方、保険金等支払に関する苦情件数に係る平成23年度から平成24年度の件数の増加幅は、他の種別の増加幅と比べて大きいが、これは保険金の請求案内漏れ等に関する案内書の送付に伴うものが含まれると考えられる。 今後も苦情対応について、継続した取組みが必要だが、長期未解決事案については、委託先・再委託先との連携によって残存数が大幅に減少し、コールセンターでの応答率も高水準を維持していることから、効果的な事業が実施されていると評価できる。 5　情報の公表等（評価：A） 情報開示全般については、次の点を勘案すると、機構は、その透明性を高め、機構の役割、組織、業務、活動状況等に対する利用者の理解を深めるため、ディスクロージャー誌の備え付け・公表、新聞広告、ホームページ等も活用した情報の提供に努めていると認められる。 ・　機構は、前年度と同様、ディスクロージャー誌を作成し機構に備え付け、またホームページにて公表している。これには、機構の組織、業務・財務の状況、リスク管理・コンプライアンスその他への取組みの説明が記載されているほか、郵便貯金に関する業務と簡易生命保険に関する業務について、それぞれ商品の概要、業務の状況、資産運用に関する指標などにつき詳述されている。 ・　機構は、上記ディスクロージャー誌以外にも、ホームページにおいて、業務方法書、中期目標、中期計画、事業報告書、調達情報、役員報酬規程、給与規程、評価・監査の結果、利用者の評価等に関する調査結果などを公開している。 ・　満期を迎えた郵便貯金や簡易生命保険の受取りを促進するため、機構のホームページにバナーを出す、ジャンプ先のペー

		ジを分かりやすく整理する等の工夫をし、また、総務省、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険及び日本郵便のホームページにバナーを設けたり、機構ホームページとリンクさせる等の取組みも行った。このほか、新聞広告、ラジオ広告等を活用し、効率的に周知を図っている。 また、ホームページの活用については、画面が「機構概要」「郵便貯金管理業務」「簡易生命保険管理業務」「公開資料」と整理されていて必要情報に辿りつきやすく、また文字サイズが変更可能、サイト内検索機能の導入、音声読み上げソフトの導入など、多様な利用者が情報にアクセスしやすいよう工夫がなされており、ホームページの積極的活用、そのユーザビリティ、アクセシビリティについての改善・充実に努めていると認められる。 6　預金者への周知等（評価：A） 郵便貯金管理業務では、平成 23 年度の試行結果を踏まえ、平成 24 年度には満期後 15 年目、18 年目、19 年目の全預金者に対して通知を行い一定の効果を得た。このほか満期を経過した郵便貯金残高を毎月把握してホームページで公表するとともに、通知書類や封筒における注意喚起の工夫、機構ホームページでの周知等が継続して行われ、効率性や有効性を考慮した事業が実施されている。 簡易生命保険管理業務では、保険金等の受取がない契約の残存状況を毎月把握しホームページで公表するとともに、満期後未請求者への各種案内および機構ホームページの案内の工夫、新聞広告等による周知活動が行われている。そのほか、再委託先の郵便局社員が戸別訪問することで、満期保険金等の事前請求案内や、長期未払い契約に対する請求勧奨等が実施されている。また 24 年度には、委託先において案内書類が 2 年以上不着となった契約者を対象に満期 1 年前で住所調査を実施するなど、簡易生命保険に関わる債務の履行を促進する適切な事業が効果的に実施されている。 さらに、広報業務の実施に当たり、実際に窓口において満期を迎えた貯金や保険金を受け取った方等に対する調査の準備を実施している。 機構全体の経費を抑えつつ新たな周知活動が行われているが、例えば郵便貯金における権利消滅金や睡眠貯金の残高は依然として高水準であることから、更なる効果的な周知方法の検討が求められる。
	第３　財務内容の改善に関する事項	1　予算、収支計画及び資金計画（評価：A） 利益剰余金の発生原因である権利消滅金、時効完成益については適切に分析されており、国庫納付額の発生等、利益剰余金の減少要因を含め、その増減内容は妥当なものになっている。また、郵便貯金、簡易生命保険の早期受取りの勧奨等の対応策も実施されている。 2　短期借入金の限度額

		（該当なし） 3　重要な財産の処分等に関する計画 （該当なし）
	第４　その他業務運営に関する重要事項	1　施設及び設備に関する計画 （該当なし） 2　適切な労働環境の確保（評価：A） 業務運営を効率的かつ効果的に実施することを目標に、超過勤務を抑制しており、継続的に点検を図っている。また、業務の実情を踏まえ、組織編成及び人員配置の見直しを実施している。 人事評価については、各職員が平成24年度当初に個人別の目標を設定し、平成25年4月に当該目標に対する取扱状況及びその結果について自己評価を行った上で、評価者が被評価者との対話を必要に応じて実施し、評価案の策定をしている。適正かつ公平な評価プロセスを確保し実施することで、職員の努力及び成果を適正に評価していたと認められる。 平成24年度内の常勤職員数は、平成25年6月現在39名であり、目標値である「40人以内」を達成している。 ハラスメントの防止については、職員が認識すべき事項を具体的に示すなど適切な防止措置を講じ、苦情・相談窓口確保のために、機構内に相談員、外部に通報窓口を設置して、相談・通報しやすい環境整備を図っている。また、平成 24 年 12 月にハラスメントの研修を実施している。 メンタルヘルスケア（心の健康管理）については、役職者を対象とした部下職員の心の健康管理及び個人が行うストレス対策（セルフケア）について、平成 25 年 2 月にメンタルヘルス対策・支援の専門医による講習会を実施するとともに、メンタルヘルスに関する相談窓口を周知している。 以上より、目標を十分に達成していると認められる。 3　機構が保有する個人情報の保護（評価：A） 保有個人情報については、個人情報管理規程等に基づき、保護管理者（各部長）が、四半期ごとに、点検シートにより所管部における保有個人情報の管理状況いついて点検を実施するとともに、全職員を対象として部外講師による研修を実施している。それらの取組みの結果、機構における保有個人情報の漏えい事故等はなかった。 委託先及び再委託先に対して、平成 24 年度は顧客情報関係書類の集中保管、職員への研修・指導、直営店等のモニタリング等の多面的な取組みや、顧客情報管理態勢や事故情報などの報告・確認等の収集の取組みが実施された。再委託先の事故について機構は委託先を通じて報告を求めることとされているが、より的確な指導を実施する必要性から、再委託先にも直接聴取

を行い、改善措置を指示している。それら取組みの結果、郵便貯金管理業務および簡易生命保険管理業務の分野で、前者は約50%、後者は約35%、それぞれ事故件数は減少した。

ただ、委託先及び再委託先での事故そのものは発生し続けている。再発防止に向けた委託先・再委託先へのさらなる働きかけと、機構自身による管理・点検・報告・研修などの徹底が望まれる。

4　災害等の不測の事態の発生への対処（評価：A）

東日本大震災後の状況に対応し、不測の事態に備えて「緊急事態対応計画」の改定や「業務継続計画」を策定しているが、平成24年度においては、全職員を対象として、緊急事態対応計画等についての説明会を実施、震災訓練も実施している。また新たに事業者が提供する安否確認サービスを導入するなどして取組み内容が拡充されている。

郵便貯金管理業務においては、委託先に対して「危機管理規程」「事業継続計画書」「ゆうちょ総合情報システムにおける緊急時対応計画（コンティンジェンシー・プラン）」等の報告を求め、本社代替組織の整備や災害時のバックアップ体制の強化を図ることで不測の事態への適切な対応が図られている。

簡易生命保険管理業務における委託先への対処として、「危機管理規程」「危機管理マニュアル」「事業継続計画書」「情報システムに係るコンティンジェンシー・プラン」についての報告を求めるなど、不測の事態への対処として適切な措置が講じられている。さらに、委託先では、広域災害発生時に情報システムの障害状況を一元的に把握し対処するための「情報システムにおける総合的な緊急時対応計画（コンティンジェンシー・プラン）」を新たに制定し、災害時における対応体制の強化がなされた。

また、日本郵政グループ全体の訓練を実施したと委託先から報告を受け確認を行っており、リスク管理体制の整備として必要な対策が継続的かつ効果的に講じられていると認められる。

5　内部統制の充実・強化（評価：A）

内部統制について、理事長は、リーダーシップを発揮し、組織にとって重要な情報等について適時的確に把握するとともに法人のミッション等を周知できるような環境を整備している。

リスク管理については、機構のリスク管理規程に基づき、リスク管理シートを作成し、リスク発生の防止又は発生した場合の早期発見に努めている。当該シートについては、平成25年3月に内容の一部見直しを実施しており、リスク管理体制を効率的かつ有効に運営していると認められる。特に自然災害等に関するリスクへの対応では、機構独自の取組として、全職員を対象として平成24年11月に緊急事態対応計画等についての説明会を実施し、周知を徹底している。

ICTの利用については、必要なICT環境を整備しており、情報セキュリティ管理規程、個人情報管理規程等を定めると共に、

経年劣化によるシステムダウンの発生防止、情報セキュリティ向上の観点から、更改を行った。

内部統制に係る取組及びリスク管理態勢の整備状況に関して、監事監査が積極的に行われ、理事長等役員とも必要に応じて意見交換が行われており、内部統制の充実・強化への対策及びリスク管理項目・対策の見直し等必要な措置が講じられており、組織全体としての内部統制機能を高めている。

6　情報セキュリティ対策の推進（評価：A）

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準（平成 24 年度版）」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準（平成 24 年度版）」の内容を踏まえて、平成 25 年３月に、情報の格付（機密性・完全性・可用性）及び取扱制限の設定とこれに応じた適切な取扱いの義務付けを中心とした、機構の情報セキュリティ管理規程等の見直しを行っている。

情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認のため、全職員を対象として、四半期ごとに点検シートにより情報セキュリティ対策の実施状況について点検を行っている。

機構は、IT 技術者としての担当者を置き、また職員や業務委託先によるデータの持出しを適切に制限及び管理してきており、機構自体においてはこれまでに情報セキュリティに関する大きな事故は発生しておらず、情報セキュリティに関する教育・訓練として、12 月に全職員を対象に部外講師による研修を行い、職員の教育・訓練を実施している。

以上より、情報セキュリティ管理規程等の見直し、点検シートにより法人内での遵守状況を把握し、職員の教育・訓練を着実に実施していることから、目標を十分に達成したと評価した。

7　積立金の処分に係る金額の厳格な算出等（評価：A）

機構法第 25 条第 1 項の規程に基づき、積立金のうち承認を得た繰越積立金（郵貯勘定 0 円、簡保勘定約 233 億円）以外の積立金である約 490 億円（郵貯勘定約 382 億円、簡保勘定約 108 億円）について、平成 24 年 7 月 6 日、国庫納付している。

その繰越積立金については、統計手法においても適正・厳格に算出されており、国庫納付額は適切に定められている。

8　その他（評価：（環境への配慮）A、（業務改善のためのイニシアティブ）A）

（環境への配慮）

環境に配慮した物品及びサービスの調達については、43 の特定調達品目すべてについて目標が達成された。温室効果ガス排出削減などの取組みでも、平成 24 年度までの 2 年間の平均を平成 19 年度と比べ 8%削減するとした目標に対し、約 27.8%削減されたことは評価されて良い。用紙類では約 36.1%の削減となった。

環境保全活動においては、委託先に対し、委託先から再委託先への要請も含む環境保全活動の要請を実施しているが、今後

	は、このような機構側からの委託先を介した再委託先への環境保全活動の働きかけを一層積極化することが望まれる。 （業務改善のためのイニシアティブ） 業務改善のため、利用者の意向調査により利用者のニーズを把握し業務改善に取り組んでいる。また、機構のミッションをよりよく果たすこと及び業務を適正かつ効率的に遂行することを目的に、役員懇談会等を実施することなどにより、役員等において、部下職員に対して必要な指示、指導等を行うなどのイニシアティブを発揮している。 業務改善のイニシアティブの一環として、担当職員は（社）日本内部監査協会の研修へ年に8回参加しており、そのほか機構の役職員の業務知識の向上等を図ることを目的に、金融に関する研修（講演会）を8回実施している。 理事長から全役職員に対して訓示を行い、機構のミッション、法令等遵守の重要性、効率的な業務運営、人材育成等について、改めて周知徹底を図っている。また、理事長より、平成24年度に機構に着任した職員を対象に、各部の状況、機構のミッション等について意見交換会が実施され、機構のミッション等を深く浸透させる取組が実施されている。
Ⅱ　中期計画全体の評価（項目別評価を踏まえた中期計画全体の達成状況）	
	組織運営の効率化については、「業務実施体制の検証・効率化プロジェクト」による各課の業務量及び人員の配置状況の検証・見直しを実施しており、平成25年4月には0.5人（4時間勤務）を減じており、効率的な運営体制の確保を行っている。 業務経費の削減については、平成23年度比1％以上の業務経費の削減を達成し、契約監視委員会による点検等について着実に実施されている。 人件費については、超過勤務管理の徹底等により、人件費は削減目標を上回り節減されている。また、国家公務員に準じた人権費改革を行っている。 資産の確実かつ安定的な運用については、郵便貯金資産及び簡易生命保険資産について、運用計画及び運用実施方針を遵守し、確実かつ安定的な運用に努めている。再保険先において確実かつ安定的な運用が行われるよう、運用実績について毎月、報告を受け、安全資産（郵政民営化法第162条第2項第3号に規定する資産）の評価額が機構のために積み立てる額（旧契約に係る責任準備金等の合計額）を上回っていることの確認等を行っている。 提供するサービスの質の確保について、郵便貯金監理業務においては、監督方針及び実地監査計画に基づき、監督方針における各重点確認項目の確認、指導、実地監査をスケジュールどおり行っている。委託先および再委託先での犯罪発覚件数、苦情等申告件数、現金過不足事故件数の減少や、利用者の評価等に関する調査の回答から、委託先および再委託先の業務の質は全般的に向上していると認められる。部内犯罪事案を含む不適正事例について、委託者として、四半期ごとに不適正事例の発生原因等を分析し、その結果も活用して、実地監査を行い、委託先及び再委託先に対し、必要に応じて再発防止策を講じるなどの改善を求めた。また、委託先及び再委託先において、標準処理期間内に全ての処理を達成している。 簡易生命保険管理業務については、委託先・再委託先への監督体制を構築し、委託先の内部監査結果を利用するほか、委託

	先・再委託先からの定期・随時の報告を求めている。実地監査の実施により、委託業務の質の点検、監督体制の妥当性の確認が行われている。重点確認項目に係る実施状況について報告徴求・確認・分析を行い、不適正な事案に対しては改善策の検討・実施を求め、実地監査において実施状況の確認を行っている。このような取組の結果、平成 24 年度の犯罪発覚件数、顧客情報漏洩等、現金過不足の件数は従前に比べ減少している。プログラムの誤りによる特約配当金計算の誤り（5,733 件）が判明しており、機構は、この件での委託先の顧客への対応等について報告徴求・確認を行い、実地監査においてシステムの仕様変更等への対応状況の確認を行っている。保険金等支払い管理では、平成 24 年度に大規模な請求案内漏れ、支払漏れが発覚しており、この件に対し、再発防止策の検討・実施、実地監査等を行い、改善指導を行っている。簡易生命保険管理業務の提供場所・提供時間については、委託先・再委託先の生命保険契約維持・管理業務と同等であることが確認している。標準処理期間について請求案内漏れ、支払漏れへの対応の影響もあり一部目標未達となっており、問題点の把握・分析を行い、改善方策の検討・実施を求めている。監督、指導によりサービスの質の改善が図られ結果につながっている項目も少なくないが、保険契約の要である保険金支払の管理について一層の効果的な取組が必要である。 業務の実施状況の継続的な分析については、利用者の意見を把握し、毎月又は四半期ごとに分析し、ホームページにて公表している。アンケート調査の結果を委託先及び再委託先に送付し、一層の改善が必要と考える項目についてについて、改善を求めており、業務の質の維持・向上に努めている。 照会等に対する迅速かつ的確な対応について、お客様応答マニュアル、お客様応対事例集の更新・拡充を行い、迅速な対応を実施している。委託先・再委託先に対しては、苦情分析や実地監査を通じ、改善を要請している。 情報の公表等については、機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報等について、ディスクロージャー誌を作成・公表している。ホームページを積極的活用し、ユーザビリティ、アクセスビリティについて改善・充実に努めている。 預金者等への周知については、郵便貯金管理業務については、満期を経過した郵便貯金残高を毎月把握しホームページで公表し、郵便貯金にかかる債務の履行の確保・促進を図っている。簡易生命保険管理業務については、保険金等の受取りがない契約の残存状況を毎月把握しホームページで公表し、簡易生命保険にかかる債務の履行の確保・促進を図っている。広報業務の実施にあたり、実際に窓口において満期を迎えた貯金や保険金を受け取った方等に対する調査の準備を実施している。 財務内容の改善に関する事項については、利益剰余金の発生原因については確実に分析されており、主要因たる権利消滅金・時効完成益の減少に向け、郵便貯金、簡易生命保険の早期受取りの勧奨等の対応策も実施されている。 適切な労働環境の確保については、業務運営を効率的かつ効果的に実施することを目標に、超過勤務を抑制しており、継続的に点検を図っている。また、業務の実情を踏まえ、組織編成及び人員配置の見直しを実施している。常勤職員数について40人以内とする目標を達成している。セクシャルハラスメントの防止については、機構内に相談員、外部に通報窓口を設置して、

	相談・通報しやすい環境整備を図っている。メンタルヘルス等について、メンタルヘルス対策・支援の専門医による講習会を実施している。 機構が保有する個人情報の保護については、個人情報管理規程等に基づき、適切な管理に努めている。委託先及び再委託先に対して、平成24年度は顧客情報関係書類の集中保管、職員への研修・指導、直営店等のモニタリング等の多面的な取組みや、顧客情報管理態勢や事故情報などの報告・確認等の収集の取組みが実施され、それぞれ事故件数が減少した。 災害等の不測の事態の発生への対処については、「緊急事態対応計画」の改定や「業務継続計画」を策定している。委託先に対して「危機管理規程」等の報告を求め、不測の事態への適切な対応が図られている。再委託先における訓練について報告を受け、リスク管理体制の整備として必要な対策が講じられている。 内部統制の充実・強化については、①統制環境の整備、②機構のミッション等の達成を阻害するリスクの識別、③評価及び対応、④重要な情報の識別、処理及び伝達に係る態勢の整備、⑤モニタリング態勢の整備⑥ICTの利用環境の整備等について、強化策が取られている。 情報セキュリティ対策の推進については、情報セキュリティポリシーの見直しを行い、職員の教育・訓練を実施し、損種状況を確認し、適切な情報セキュリティ対策を推進している。 積立金の処分に係る金額の厳格な算出等については、法令に基づき、厳格に算出し、総務大臣の承認を得た繰越積立金を除いた積立金の残余を国庫納付した。 環境への配慮については、環境に配慮した物品及びサービスの調達については、43の特定調達品目すべてについて目標が達成された。平成24年度までの2年間の平均を平成19年度と比べ8%削減するとした目標に対し、約27.8%削減された。 業務改善のためのイニシアティブについては、業務改善のため、利用者の意向調査により利用者のニーズを把握し、役員懇談会等を実施することなどにより、部下職員に対して必要な指示、指導等を行うなどのイニシアティブを発揮している。 以上のことから、各種の個別評価を踏まえると、第２期中期目標期間の初年度においては、中期目標を概ね達成したものと考えられる。
Ⅲ　組織、業務運営等の改善、その他	
	「一者応札・一者応募」の割合が高くなったことについて、契約の目的を達成するために必要な実績があることを資格要件として求めた案件があったことなど、特殊事情かもしれないが、特殊事情だから達成は難しいとするのではなく、あくまでも改善策を講じるべき課題としてしっかり位置付けて欲しい。 簡易生命保険管理業務について、保険契約の要である保険金支払の管理について一層の効果的な取組が必要である。 預金者への周知等について、機構全体の経費を抑えつつ新たな周知活動も行われているが、郵便貯金における権利消滅金や睡眠貯金の残高は依然として高水準であることから、更なる効果的な周知方法の検討が求められる。

	個人情報の漏えいは、簡易生命保険管理業務、郵便貯金管理業務の双方で発生していることから、再発防止に向けた委託先・再委託先へのさらなる働きかけと、機構自身による管理・点検・報告・研修などの徹底が望まれる。 環境保全活動においては、節電の推進など、エネルギー問題、電力供給問題とも絡め、今後ますます重要な項目となるため、委託先に対し、委託先から再委託先への要請も含む環境保全活動の要請を実施しているが、今後は、このような機構側からの委託先を介した再委託先への環境保全活動の働きかけを一層積極化することが望まれる。

評価の分類	ＡＡ	Ａ	Ｂ	Ｃ
平成 24 年度項目数 （第２期中期目標期間の初年度）	なし	１８項目	なし	１項目
平成 23 年度の評価 （第１期中期目標期間の最終年度）	１項目	１５項目	なし	なし

平成24年度業務実績評価のスケジュール

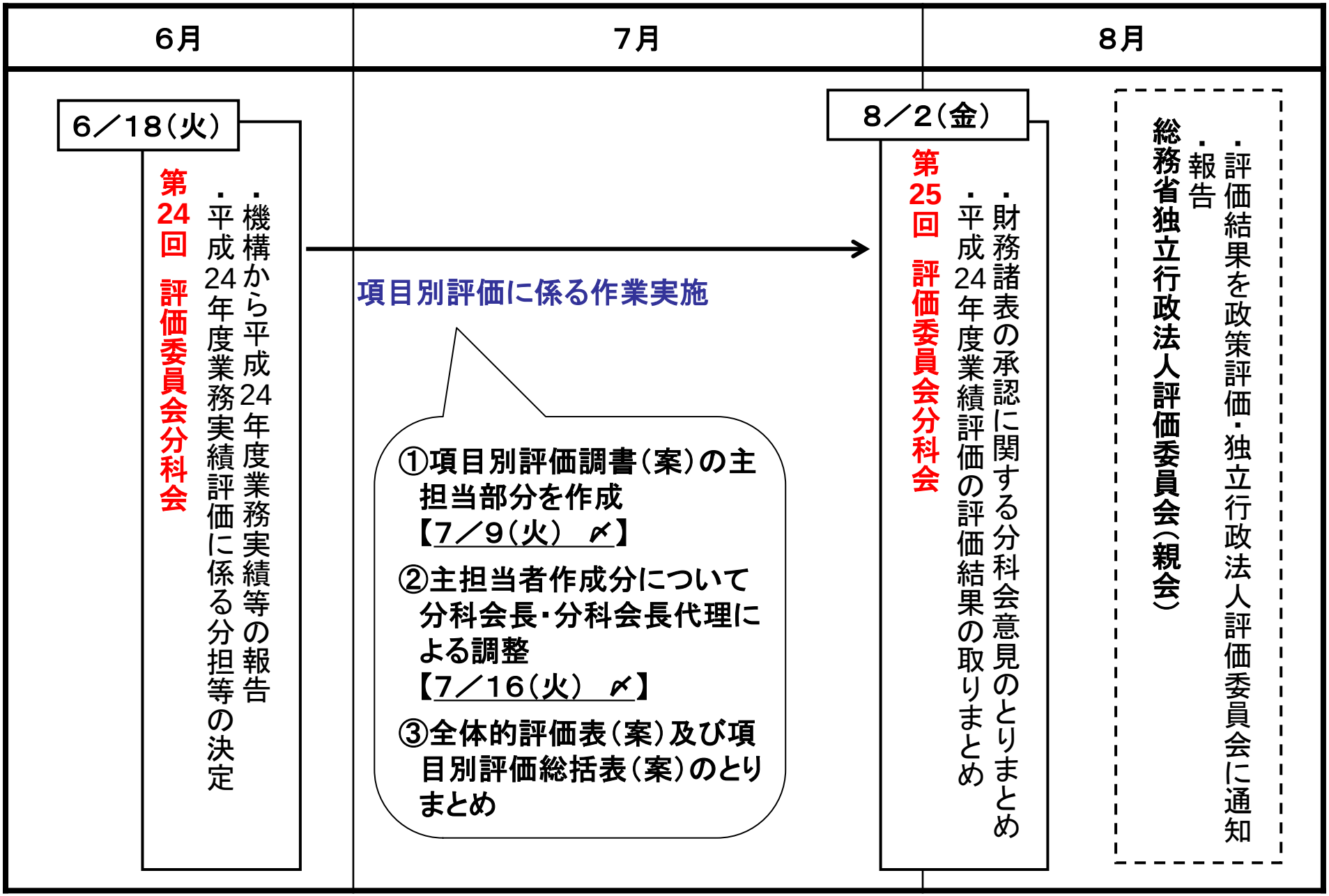

参考２

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の業務の実績に関する評価基準等及び分担表（案）

評価の基本的な視点　評価を通じて、法人に対して、業務運営の改善・向上等を促すアプローチ

評価を通じて、法人に対して、業務運営の改善・向上等を促すアプローチ

●法人の業務に係る政策目的を踏まえて、その業績を評価していること（政・評価の視点）

※　法人のミッションに沿った適切な評価指標に基づく業績の評価（政・評価の具体的取組H23追加事項）

●過去の実績等をも踏まえ、的確に業績水準の判断していること（政・評価の具体的取組H23追加事項）

●評価に際しては、常に効率性、生産性等の向上による業績の増進、業務の対象となる国民に対するサービスの質の向上を志向していること（政・評価の視点）

※　効率性、生産性、サービスの質の向上に係る取組とその成果の検証（政・評価の具体的取組）

●法人の業務の内容、業績の分析とそれに基づく評価、課題と展望を国民にわかりやすく説明することにより、法人業務に対する国民の理解を深めることを志向していること（政・評価の視点）

※　評価の基準の客観性・明確性（政・評価の具体的取組）

※　分析、結論に至る考え方・理由・根拠及び評価の結果についての説明のわかりやすさ（政・評価の具体的取組）

●被災者支援及び復旧・復興対応に関する取組と法人のミッションとの関係、法人の業績低下等と震災との関係を精査した厳格な評価（政・評価の具体的取組H23追加事項）

●「平成23年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」及び「平成23年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」における指摘事項を踏まえていること（平成24年度評価の具体的取組）

●中期目標等に記載されたすべての業務等についてその達成状況を把握するための指標が明らかになっていること（平成24年度評価の具体的取組）

●中期目標等に記載されたすべての業務等について、その実施状況を明らかにしていること（平成24年度評価の具体的取組）

●目標を達成していない業務等について、その要因等を明らかにしていること（平成24年度評価の具体的取組）

●評価項目中のすべての業務実績について、評価結果との関係性を明らかにした上での評価（平成24年度評価の具体的取組）

中期計画		年度計画	評価基準（●）・評価指標（※） 出典：●中期目標／※中期計画、他文書	評価項目 出典：各文書（凡例は表下に記載）	担当者 主担当	 チェック
第１ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	１　組織運営の効率化	１　組織運営の効率化	**●　業務及び組織体制について継続的に点検を行い、機動的に見直しを実施したか。**		石川専門委員	釜江委員
			※　業務及び組織体制の点検状況（中期計画）	１　業務及び組織体制に係る十分な点検を行っているか。（年度計画） ２　必要に応じて、業務内容に対応した柔軟かつ機動的な人員配置のための見直しを行ったか。（年度計画）		
			※　業務及び組織体制の見直し状況（中期計画） ※　業務量に応じた業務体制の見直し（中期計画）	１　業務体制の見直し（年度計画） 【具体的点】 ・点検結果に基づく必要に応じた適切な見直しを実施したか（業務の実施体制についての全般的な検証の実施を含む） （「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（H22.12.7 閣議決定。以下、「基本方針」）における、機構への個別び指摘事項「業務の実施体制について全般的な検証を行い、業務を効率化する（２２年度から実施）」についても留意。） ・国際ボランティア貯金の寄附金の配分完了に向けた公募、進捗管理を実施したか （（政・H23年度評価に関する意見（勧告の方向性）にも留意）		
	２　業務経費の削減	２　業務経費の効率的な使用	**●　可能な限り業務の効率化を進めているか。**		佐野専門委員	米山委員
			※　一般管理費及び業務経費の合計（業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費及び人件費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において、平成23年度の当該経費の95%以下とする。（中期計画）	１　各部門における業務の進捗状況と経費の使用状況を適切に把握し、必要に応じて適切な見直しを行っているか。（年度計画） （「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」（平成22年5月18日行政刷新会議決定。以下、「横断的見直し」）及び「基本方針」における、コスト縮減を念頭とした予算の執行管理、法人経営全般にわたる管理運営の適正化についての見直しを行っているかについても留意。） ２　平成23年度の当該経費に対し、1%／年を基準とした削減が達成できたか。（年度計画） ３　職員の意識改革を図るために必要な取組を行ったか。（年度計画）		
			●一般管理費及び業務経費の削減及び効率的使用と契約の点検・見直しの実施に努めているか。			
			※「随意契約等見直し計画（平成22年４月）」に掲げる次の事項を引き続き着実に実施し、契約の適正化及び透明性の確保を図る。 ①　随意契約の見直し ②　一者応札・一者応募の見直し ③　契約監視委員会による点検 なお、少額随意契約についても、複数業者から見積りを徴することを徹底する。（中期計画）	１　「随意契約等見直し計画（平成22年４月）」の取組状況について評価が行われているか。（年度計画）（政・評価の視点） ・実施・進捗状況 ・目標達成に向けた具体的取組状況 ２　一者応札・一者応募について、件数の減少に向けた更なる改善への取組したか（分・22年度評価） ３　少額随意契約について ・複数事業者から見積りを徴したか（年度計画） ・改善したか（分・23年度評価）		
			※　契約に係る規程類の整備及び運用状況（政・評価の視点）	１　規程類の適切な整備及び運用が実施されたか（政・評価の視点）		
			※　契約事務手続に係る執行体制・審査体制の整備状況（政・評価の視点） ※　審査体制の整備方針の整備状況（H20年度政・評価に関する意見）	１　契約の適正性の確保に取り組んでいるか（H20年度政・評価に関する意見） ２　審査体制の整備方針（または整備しないこととした方針）は適切か。（H20年度政・評価に関する意見） ３　審査体制が有効に機能しているか（法人の業務特性（専門性を有する試験・研究法人等）、契約事務量（契約金額・件数等）及び職員規模などを勘案されていることに留意）（H20年度政・評価に関する意見） ４　契約の適正化に関し、必要な見直しを実施したか（H20年度政・評価に関する意見） ５「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく、点検及び見直しの取組状況（政・評価の具体的取組） ６　特定業務を独占的に受託している関連法人の存在の有無（政・評価の視点） ７　再委託の必要性・契約の競争性・透明性に係る検証状況（政・評価に関する意見）		
			※　１者応札と再委託割合の関係に係る検証状況（H20年度政・評価に関する意見）	１　１者応札割合が過去と比較して増加している場合、その原因等は適切なものか。（政・H20年度評価に関する意見）		
			※　一般競争入札に係る検証状況（政・H20年度評価に関する意見）	１　一般競争入札の入札条件は、競争性・透明性の確保の観点から検証し、適切か。制限的な応札条件が設定されてはいないか。（政・H20年度評価に関する意見）		
			※　公益法人等に対する会費の支出状況（政・評価の具体的取組H23追加事項）	１　公益法人等に対する会費の支出について、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」（平成24年3月23日行政改革実行本部決定）で示された観点を踏まえた見直しを行っているか。（政・評価の具体的取組H23追加事項） ⇒独立行政法人の業務遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費の支出はおこなわないこととし、真に必要があって会費の支出を行う場合であっても、必要最低限のものとし、支出する額がそれにより得られる便益に見合っているか。		

			● 削減目標を設定し、人件費の削減に必要な取組を実施しているか。		梶川専門委員	米山委員
			※ 国家公務員に準じた人件費改革の進捗状況（中期計画） ※ 業務量の変化を踏まえた組織・人員の合理化（中期計画）	1 平成23年度の役員交代による影響を補正した人件費実績額の91.97%以下とすることを達成できたか。（年度計画） （「横断的見直し」における、コスト縮減を念頭とした予算の執行管理についての見直しを行っているかについても留意。） 2 対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）を100以下とする適正な給与水準の維持。（年度計画） 3 国と異なる諸手当及び法人独自の諸手当を支給する場合の理由。（H20年度政・評価に関する意見） 4 福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点からの必要な見直しが行われているか。（政・評価の視点） 5 法定外福利費について、「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」（平成22年5月6日行政管理局長通達）に係る要請内容の達成されているか。（政・評価の具体的取組） （例 ① 法人の互助組織への支出の有無、②食堂の運営費・業務委託費、職権交付等の食事補助の支出、③入学祝金、結婚記念祝金、④その他国や他法人で支出されていないものの支出）		
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	1 資産の確実かつ安定的な運用	1 資産の確実かつ安定的な運用	● 郵便貯金資産及び簡易生命保険資産について、確実かつ安定的な運用を行ったか。		丹生谷専門委員	釜江委員
			※ 郵便貯金資産及び簡易生命保険資産の運用状況（中期計画）	1 運用計画に従った確実かつ安定的な運用を実施したか。（年度計画）		
			● 再保険先の毎月の運用状況を把握し、必要な確認・改善要求を行ったか。			
			※ 再保険先の運用状況の把握状況（中期計画）	1 再保険先の運用の状況の毎月把握したか。（年度計画）		
			※ 再保険先の運用状況の確認・改善要求の状況（中期計画）	1 監督方針に基づく確認等を実施したか。（年度計画） 2 （不適切事例が発生した場合）必要に応じた一層の再発防止策を求める等の措置を講じたか。（年度計画）		
			● 保有資産の見直しは行われているか（政・評価の視点）。			
			※ 実物資産の見直し状況（政・評価の視点）	1 実物資産（建物、構築物、土地等）について、見直しが行われたか。（政・評価の視点） 2. その見直しは、保有の必要性、資産規模の適切性、利用実態、有効活用の可能性等の観点から行われ、適切な内容となっているか。（政・評価の視点） 3 利用実態等が的確に把握され、その必要性や規模の適切性等についての法人による検証が適切に実施されているか。（政・H21年度評価に関する意見） 4 「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（平成24年4月3日行政改革実行本部決定 ）及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」を踏まえた見直しの実施状況を明らかにした上で評価を行っているか。（平成24年度評価の具体的取組） 5 見直し実施計画で廃止等の方針が明らかにされている宿舎以外の宿舎及び職員の福利厚生を目的とした施設について、法人の自主的な補修の見直し及び有効活用の取組状況を明らかにした上で評価を行っているか。（平成24年度評価の具体的取組）		
			※ 金融資産の見直し状況（政・評価の視点）	1 金融資産について、事業目的を遂行する手段としての有用性・有効性、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らし、資産規模は適切なものとなっているか。（政・評価の視点）（政・H21年度評価に関する意見） 2 いわゆる溜まり金の精査において、運営費交付金以外の財源で手当てすべき欠損金と運営費交付金債務の相殺及び当期総利益と資産評価損等キャッシュ・フローを伴わない費用の相殺の状況に着目した洗い出しを行っているか。（政・評価の具体的取組H23追加事項）		
			※ 知的財産等の見直し状況（政・評価の視点）	1 特許権等の知的財産について、保有の必要性の検討状況は適切か。（政・評価の視点） 2 特許等の保有の必要性に係る検討の結果、知的財産の整理等を行うこととなった場合の取組状況や進捗状況は適切か。（政・H21年度評価に関する意見）		
			● 保有資産について適切な運用・管理が行われているか（政・評価の視点）。			
			※ 実物資産の運用状況（政・評価の視点）	1 実物資産の活用は十分か。不十分な場合、その原因は妥当か。（政・評価の視点） 2 実物資産の管理は効率的か。また、自己収入の向上に係る取組は十分になされているか。（政・評価の視点） 3 その取組は、①活用状況等の把握、②活用が低調な場合は、その原因の明確化及びその妥当性の検証、③維持管理経費、施設利用収入等の把握、④アウトソーシング等による管理業務の効率化及び利用拡大等による自己収入の向上に係る取組となっているか。（政・評価の具体的取組）		
			※ 金融資産の運用状況（政・評価の視点）	1 資金運用について、実績は明らかにされているか。（政・評価の視点） 2 資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意志決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等）、資産構成、運用実績を評価するための基準はあらかじめ示されていたか。（政・評価の視点） 3 事業用金融資金の管理・運用に関する基本方針及び委託先の選定・評価に関する規定を策定しているか。（政・評価の具体的取組H23追加事項） 3 資金の運用体制は十分か。（政・評価の視点）（政・評価の具体的取組H23追加事項） 【具体的点】 運用委託先の評価及び定期的な見直しの実施の有無。 資金管理機関への委託業務に関する管理・監督を適切に行っているかどうかの有無。 4 資金の性格、基本的方針や基準等の設定主体及び規定内容を踏まえ、法人は十分に責任を果たしているか。（政・評価の視点） 5 貸付金、未収金等の債権について、回収計画は策定されているか。（政・評価の視点） 6 回収計画の実施状況は次の点を踏まえて、適切なものか。（政・評価の視点） ・個別法に基づく事業において運用する資金について、運用方針等の明確化及び運用体制の確立 ・融資等業務による債権で貸借対照表計上額が100億円以上のものに係る貸付・回収の実績のほか貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組。		
			※ 知的財産の運用状況（政・評価の視点）	1 特許権等の知的財産はあるか。ある場合、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況は適切か。（政・評価の視点）		
	2 提供するサービスの質の維持・向上	2 提供するサービスの質の維持・向上	● 委託・再委託した郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務について、質の維持・向上及び適切性の確保を求めているか。		貯金 宮村専門委員	保険 重川委員	米山委員
			※ 委託・再委託した業務について、委託先・再委託先が実施している銀行業務及び生命保険業務業務と比較した業務の質の維持・向上に関する委託先・再委託先に対する措置状況（中期計画）	1 委託先・再委託先が実施する銀行業務・生命保険業務と同等以上の質の確保ができたか。（年度計画）			
			● 委託・再委託した郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務について、業務の実施状況を常に監督しているか。				
			※ 重点確認項目の項目ごとのスケジュール設定状況及び確認状況（中期計画）	1 重点項目及び項目ごとのスケジュールを盛り込んだ監督方針が作成され、スケジュールどおりに確認されたか。（年度計画）			
			※ 実施監査計画に基づく監査の実施状況（中期計画）	1 実施監査計画に定められたとおりに監査が行われたか。また効果的かつ効率的な実施がなされたか。（年度計画） 2 不適切事例が発生した場合に、必要に応じて一層の再発防止策を講じるよう指導するなど、改善に向けた指導が行われたか。（年度計画）			
			※実地監査の充実（政・H23年度評価に関する意見（中期目標期間における業務の実績に関する評価結果（勧告の方向性）））	1 委託先及び再委託先の内部監査の結果の利用を進めるなど、実地監査の充実が図られたか。（政・H23年度評価に関する意見（勧告の方向性））			
			※委託先に対する管理監督責任（政・H23年度評価に関する意見（個別））	1 部内犯罪事案の発生要因と再発防止策についての十分な分析及び業務委託者としての管理監督責任が実行されているか。（政・H23年度評価に関する意見（個別））			

			● 委託先に対する監督については次の点の特に留意しているか。			
			① 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の提供場所及び提供時間について、利用者の利便の確保に配慮しているか。（中期計画）	1 委託先・再委託先が行う銀行（代理）業務及び生命保険（契約の維持・管理）業務と同等以上の提供場所及び提供時間が確保できているか。（年度計画）		
			② 預金者、契約者等の利便を図るために特に迅速な処理が必要な手続について標準処理期間を設定し、その期間内に案件の9割以上を処理することとしているか。（中期計画）	2 委託先は標準処理期間内に案件の9割以上を処理することができたか。（年度計画）		
			※ 対応状況に係る確認状況及び必要に応じた改善等の措置状況（中期計画）	1 必要に応じて改善計画が策定され、履行を求める等の措置がなされたか。（年度計画）		
			● 東日本大震災の際の対応は適切に行われたか。（政・H22年度評価に関する意見）			
			※ 被災者支援等の取組状況	1 被災者支援及び復旧・復興対策に関する取組の場合は、当該取組が法人本来のミッションによるものか。		
3 業務の実施状況の継続的な分析	3 業務の実施状況の継続的な分析		**● 中期目標に記載なし。**		宮村専門委員	釜江委員
			※ 利用者の意見の把握状況（中期計画）	1 利用者の意見を把握しているか。（年度計画）		
			※ 業務の見直し等に資する調査等の実施状況（中期計画）	1 調査等を実施したか。（年度計画）		
			※ 調査における業務の質の維持・向上に向けた取組状況（中期計画）	1 業務の質の維持・向上のために適切な取組ができたか。（年度計画）		
4 照会等に対する迅速かつ的確な対応	4 照会等に対する迅速かつ的確な対応		**● 預金者・契約者等からの照会等に対し、迅速かつ的確に対応することができているか。**		恩藏専門委員	釜江委員
			※ 照会等に対する対応状況（中期計画）	1 応答マニュアル・応答事例集を活用し、照会等に対し迅速かつ的確に対応できたか。（年度計画）		
			● 委託先及び再委託先が受け付ける照会等に対し、迅速かつ的確な対応が確保されるよう努めているか。			
			※ 委託先・再委託先への措置状況（中期計画）	1 委託先・再委託先に対し、対応状況を把握し、必要に応じて改善計画が策定され、履行を求める等の措置がなされたか。（年度計画）		
5 情報の公表等	5 情報の公表等		**● 機構の業務及び組織その他経営内容に関する情報を公表しているか。**		丹生谷専門委員	米山委員
			※ 機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報、コンプライアンスの推進その他の機構の取組内容等の公表状況（中期計画）	1 ディスクロージャー誌を作成し、機構の事務所内に備置しているか。（年度計画）		
			※ 財務諸表の公表状況（中期計画）	1 総務大臣の承認を受けた日から2ヶ月以内に、公表しているか（年度計画）		
			● 情報の公表に当たり、ホームページを活用しているか。情報提供に当たって、充実した情報をわかりやすく、迅速に提供することに努めているか。			
			※ 上記の資料のホームページでの公表状況（中期計画）	1 ウェブサイトにおける公表の際に、必要な改善ができている等、ユーザビリティ・アクセシビリティは十分か。（年度計画）		
			※ ホームページの掲載内容の検証状況（中期計画）	1 掲載内容及び掲載方法について、年に1回以上検証を行ったか。（年度計画）		
6 預金者等への周知	6 預金者等への周知		**● 預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎月把握し、郵便貯金に係る債務の履行の確保・促進を図るため、郵便貯金の預金者に対しその状況を周知しているか。** **● 支払義務が発生した保険金等の残存状況を毎月把握し、簡易生命保険に係る債務の履行の確保・促進を図るため、簡易生命保険の契約者等にその状況を周知しているか。**		恩蔵専門委員	米山委員
			※ 預入期間を経過した郵便貯金及び支払義務が発生した保険金等の残存状況の把握状況（中期計画）	1 預入期間を経過した郵便貯金及び支払義務が発生した保険金等の残存状況を毎月把握したか。（年度計画）		
			※ 預金者、契約者等に対する周知の実施状況（中期計画）	1 把握した状況について、ホームページにより公表したか。（年度計画） 2 預入期間を経過した郵便貯金の有無の確認及び受取未済の保険金についての早期受取を呼びかける新聞広告等を行ったか。（年度計画） 3 早期に払戻し・支払請求をするよう周知し、債務の履行促進を図ったか。（分・23年度評価）		
			●窓口において権利行使した者に対する実態調査等を行い、費用対効果を検証し、より効果的かつ効率的な実施に努め、機構全体の経費の増大を招かずに、広報業務を実施しているか。			
			※ 費用対効果のための実態調査の実施状況（中期計画） ※ 広報活動の見直し（政・H23年度評価に関する意見（勧告の方向性））	1 窓口において満期貯金及び満期保険金を受け取った方等への調査等の実施に向けた準備がなされたか。（年度計画） 1 費用対効果を十分に検証し、より効果的かつ効率的に実施したか。		
第3 財務内容の改善に関する事項	—	—	**● 「第1 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営が行われているか。**		梶川専門委員	釜江委員
			※ 予算の執行状況	1 中期計画・年度計画の予算に基づき、適切に執行されたか。		
			●当期純利益（又は当期純損失）と利益剰余金（又は繰越欠損金）の発生状況について十分な分析がなされているか。（政・評価の視点）			
			※ 当期純利益（又は当期純損失）発生要因の分析状況・検証状況（政・評価の視点）	1 当期純利益（又は当期純損失）の発生要因は適切なものか。		
			※ 利益剰余金（又は繰越欠損金）の発生状況（政・評価の視点）	1 利益剰余金が計上されている場合、法人の性格（事務・事業の内容等を含む。）に照らし過大な利益となっていないか。 2 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画は妥当か。未策定の場合、その理由は妥当か。 3 繰越欠損金の解消計画がある場合、当該計画に従い解消が進んでいるか。		
第4 その他業務運営に関する重要事項	1 施設及び設備に関する計画	—				
	2 適切な労働環境の確保	1 適切な労働環境の確保	**● 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施しているか。また、適材適所の人事配置を行っているか。**		石川専門委員	釜江委員
			※ 組織編成・人員配置の見直し状況（中期計画） ※ 適正な人事評価の実施（中期計画）	1 組織編成・人員配置は実情に即した見直しができたか。（年度計画） 2 常勤職員数は適正な人数か。（年度計画） 1 人事評価は職員の努力・成果を適性に評価することができるものか。（年度計画）		
			● メンタルヘルス、人権等の労務課題への適切な対応を図っているか。			
			※ セクシャル・ハラスメントの防止、メンタルヘルス等に係る管理体制、職場環境の整備状況（中期計画）	1 産業医や相談員を適切に活用したか。（年度計画） 2 メンタルヘルスの講習会の開催に当たって、精神科医や臨床心理士などの講師を活用したか。（分・23年度評価）		
	3 機構が保有する個人情報の保護	2 機構が保有する個人情報の保護	**● 保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努めているか。**		佐野専門委員	釜江委員
			※ 機構における個人情報の保護に関する規程・漏えい等の防止、その他適切な管理（中期計画）	1 四半期に一度の規程の遵守状況のチェックは行われたか。（年度計画）		
			※ 機構における個人情報の漏えい、滅失又は毀損の発生状況（中期計画）	1 個人情報の漏えい、滅失又は毀損の発生状況は適切に抑制されたか。（年度計画）		
			● 委託先・再委託契約において個人情報の適切な管理が図られるよう監督を行っているか。			
			※ 委託先に対する確認・改善要求の状況（中期計画） ※ 委託先を通じた再委託先に対する確認・改善要求の状況（中期計画）	1 委託先に必要な確認は行ったか。（年度計画） 1 委託先を通じて、確認を行ったか。（年度計画） 2 必要に応じ、委託先を通じて、再委託先に対して、改善計画の策定等を求めたか。（年度計画） 3 委託先・再委託先への直接聴取や実地監査の実施、改善措置の指示などを推進したか。（分・23年度評価）		

4 災害等の不測の事態の発生への対処	3 災害等の不測の事態の発生への対処	**● 災害等不測の事態が発生した場合のリスク管理体制が整備されているか。** ※ 緊急時の対応マニュアルの作成状況、検証状況（中期計画） ※マニュアルの検証状況（中期計画） ※ リスク管理体制の充実（中期計画）	1 緊急時の対応マニュアルについて、年1回以上検証を行い、リスク管理態勢の充実を図ったか。（年度計画） 2 必要に応じた見直しはなされたか。（年度計画） 3 そのマニュアルについて周知したか。（年度計画）	恩蔵専門委員	米山委員
		● 委託先・再委託先においても災害等不測の事態の発生への対処が図られるよう適切な監督を行っているか。 ※ 委託先・再委託先に対する確認・改善要求の状況（中期計画）	1 必要に応じ、確認・改善要求がなされたか。（年度計画）		
5 内部統制の充実・強化	4 内部統制の充実・強化	**●「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月23日独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）等を踏まえ、定期的又は随時に内部統制の独立的評価を実施しているか。** ※ 内部統制の充実・強化の状況（中期計画）	統制環境の整備等に留意して、内部統制の充実・強化を図ったか。（年度計画）	梶川専門委員	米山委員
		● 内部統制に係る取組が行われているか。（政・評価の視点） ※ 内部統制の取組状況（政・評価の視点）	以下「独立行政法人における内部統制と評価について」を参考 1 統制環境は十分か。 ・ 法人の長がリーダーシップを発揮できる環境は整備され、一層の整備等に向けた課題等が明らかにされているか（政・評価の具体的取組）（政・H21年度評価に関する意見） ⇒内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組に留意するとともに、監事の監査結果を踏まえた評価を行っているか。また、内部統制の充実・強化に関する法人・監事・評価委員会の積極的な取組を注視する。（政・評価の具体的取組H23追加事項） 2 リスクへの対応と評価は適切になされているか。 ・ 法人のミッションや中期目標の達成を阻害する課題/要因（リスク）のうち、法人にとって優先的に対応すべき重要な課題を把握し、明らかにし、及び組織全体として取り組むべき重要なものについて把握し、対応しているか。また、それを可能とするための仕組みを適切に構築しているか。目標・計画の未達成項目（業務）についての未達成要因の把握・分析・対応等に着目しているか。（政・評価の具体的取組）（政・評価の具体的取組H22追加事項）（平成24年度業務実績評価の具体的取組について） ⇒ ミッション等の達成を阻害する要因（リスク）の洗い出し及び重要なリスクの把握・対応状況については、評価結果において見解を明らかにし、内部統制の充実・強化に資する評価を行うことが必要（政・H22年度評価に関する意見） ・自然災害等に関係するリスクへの対応について、法令や国等からの指示・要請に基づくもののほか、法人独自の取組を行っているか。（政・評価の具体的取組H23追加事項） 3 統制活動としての方針や手続は整備されているか。 ・ マネジメントの単位ごとのアクションプランを設定しているか（評価指標の設定を含む）。（政・評価の具体的取組） 4 情報の識別、把握、処理及び伝達が適切に行われるよう経路が整備されているか。 ・ 法人の長は、組織にとって重要な情報等について適時的確に把握する（業務執行ライン以外からの情報伝達の仕組みの整備等）とともに法人のミッション等を役職員に対し、具体的に周知徹底（より深く浸透させるための取組（トップと現場等における双方向の意思疎通等）を実施）しているか。（政・評価の具体的取組）（政・H21年度評価に関する意見）（政・評価の具体的取組H22追加事項） ⇒ 評価結果において見解を明らかにし、内部統制の充実・強化に資する評価を行うことが必要（政・H22年度評価に関する意見） 5 日常のモニタリング態勢は整備されているか。 ・ 法人の長は、内部統制の現状を適切に把握しているか。また、内部統制の充実・強化に関する課題がある場合には、当該課題に対応するための計画が適切に作成されているか。（政・評価の具体的取組） ・ アクションプランの実施に係るプロセス及び結果について、適切にモニタリングを行い、その結果を次のアクションプランや予算等に反映させているか。（政・評価の具体的取組） 6 ICTの利用環境は整備されているか。組織内の利用について必要な方針や手続は整備されているか。		
		※ 監事の監査との連携状況（政・評価の具体的取組）	1 監事監査において、法人の長のマネジメントについて留意したか。（政・評価の具体的取組） 2 監事監査において把握した改善点等については、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告しているか。報告を受けた改善点等について、対応を行っているか。（政・評価の具体的取組）（政・H21年度評価に関する意見） 3 報告された改善点について、事業の実効性が上がるよう、所要の見直しが行われたか。（政・H21年度評価に関する意見（横断的見直し）） 4 監事監査の課題について明確にされているか。（政・H21年度評価に関する意見）		
6 情報セキュリティ対策の推進	5 情報セキュリティ対策の推進	**●政府のセキュリティ方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進しているか。** ※ 適切な情報セキュリティ対策の推進状況（中期計画）	1 情報セキュリティポリシーの見直しを行ったか。（年度計画） 2 遵守状況の把握や、職員の教育・訓練を実施したか。（年度計画）	丹生谷専門員	釜江委員
7 積立金の処分に係る金額の厳格な算出等	6 積立金の処分に係る金額の厳格な算出等	**●積立金の処分に当たって、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出しているか。** ※ 中期目標期間の最終年度に係る通則法第44条第1項本文又は第2項の規定による整理をおこなった後、同条第1項の規定による積立金があるときは、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出し、機構法第25条第1項の規定による総務大臣の承認を受けたか。（中期計画）	1 第二期中期目標期間における積立金について厳格に算出したか。（年度計画）（勧告の方向性）	梶川専門委員	釜江委員
		※ 残余があるときは、機構法第25条第3項の規定に基づき、その残余を国庫納付したか。（中期計画）	1 国庫納付したか。（年度計画）（勧告の方向性）		
8 その他	4 その他	**● 環境保全の観点から環境に与える影響に配慮、適切な対応が図られているか。** ※ 環境に配慮した業務運営への取組状況（中期計画）	1 「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づいた業務運営ができたか。（年度計画） 2 日常的な職員の環境行動への認識向上が図られているか。（分・22年度評価） 3 委託先・再委託先に対して、更なる環境保全活動を推進するよう促したか。（分・23年度計画）	佐野専門委員	米山委員
		● 役職員のイニシアティブは機能しているか。（政・評価の視点） ※ 業務の改善のためのイニシアティブの活用状況（政・評価の視点）	1 役職員からのイニシアティブを具体的に把握・分析しているか。（政・評価の視点） 2 法人業務に対する国民のニーズを把握して、業務改善を図る取組を促すアプローチを行ったか。（政・評価の具体的取組） 3 自然災害等に関係するリスクへの対応について、法令や国等からの 指示・要請に基づくもののほか、法人独自の取組を行ったか。（政・評価の具体的取組H23追加事項） 4 役職員からのイニシアティブを業務の改善に役立てているか。（政・評価の視点） 5 法人における職員の積極的な貢献を促すための取組（例えば、法人の姿勢やミッションを職員に徹底する取組や能力開発のための取組等）を促すアプローチを行ったか。（政・評価の具体的取組）	石川専門委員	

分・22年度評価…　「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構平成22年度 業務実績評価書」(H23.7.26 郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会)
分・23年度評価…　「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構平成23年度 業務実績評価書」(H24.8.8 郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会)
政・H20年度評価に関する意見　「平成20年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」(H21.12.9・政策評価・独立行政法人評価委員会)
政・H21年度評価に関する意見　「平成22 年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」(H23.12.9・政策評価・独立行政法人評価委員会)
政・H23年度評価に関する意見　「平成23 年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」(H23.121.・政策評価・独立行政法人評価委員会)
政・評価の視点…　「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(H22.5.31 政策評価・独立行政法人評価委員会)
政・評価の具体的取組　「平成21年度業務実績評価の具体的取組について」(H22.5.31 政策評価・独立行政法人評価委員会)
政・評価の具体的取組H22追加事項　「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」(H23.4.26 政策評価・独立行政法人評価委員会)
政・評価の具体的取組H23追加事項　「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」(H24.5.21 政策評価・独立行政法人評価委員会)
平成24年度評価の具体的取組　「平成24年度業務実績評価の具体的取組について」(H25.5.20政策評価・独立行政法人評価委員会)

参考３

総務省独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構

分科会における評価の考え方

１．基本的考え方

（１）評価の考え方は、独立行政法人通則法（以下、通則法という。）第３２条に基づいて実施する独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の各事業年度に係る業務の実績に関する評価及び通則法第３４条に基づいて実施する当該中期目標の期間における業務の実績に関する評価の方針を定めるものとする。

（２）評価の考え方は、総務省独立行政法人評価委員会で了承された「独立行政法人の評価の基本的考え方」に基づくものとする。

〈評価の基本方針〉
① 中期目標、中期計画に係る業務の実績を客観的に把握し、達成度を明確に示すこと。
② 中期目標、中期計画の達成状況等を踏まえ、独立行政法人の事業活動、業務運営等について、多面的な観点から当該法人を総合的に評価し、組織、業務等について、改善すべき点等を明らかにすること。
③ 中期目標、中期計画について、一層適切なものとなるよう見直し、必要に応じ、修正を求めること。
④ 各事業年度の評価は、中期計画の終了時の評価を念頭に置きつつ行うこと。

（３）「行政機関が行う政策の評価に関する法律」との整合性を図りつつ、効率的なものとなるよう配慮する。

２．評価の方法

（１）評価区分

〈評価方法の基本〉
独立行政法人の評価は、大別して以下の２つにより行う。
① 項目別評価
中期目標、中期計画に定められた各項目の達成度を確認すること等により評価。
② 全体的評価
上記①の評価結果を踏まえ、独立行政法人の運営について主要な観点からの分析を行うとともにそれらに基づき総合的に評価。

（２）項目別の評価

ア　個々の項目ごとに実施状況を中期目標、中期計画に照らして、
　　ＡＡ　中期目標を大幅に上回って達成
　　（目標を１００％を超えて達成したと判断できる。）
　　Ａ　　中期目標を十分達成
　　（目標をほぼ１００％達成したと判断できる。）
　　Ｂ　　中期目標を概ね達成
　　（目標の８０％程度以上を達成したと判断できる。）
　　Ｃ　　中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある）
　　（目標の７０％程度未満しか達成できなかったと判断できる。）
　　Ｄ　　中期目標を下回っており大幅な改善が必要
　　（目標の６０％程度未満しか達成できなかったと判断できる。）
の５段階で評価。
　各事業年度に係る業務の実績に関する評価についても、事業年度ごとの計画に定められた、中期目標を達成するための措置について、上記の基準を準用して評価。

イ　評価に当たっては、できる限り定量的な指標、客観的な評価基準を設定。
　一つの指標で適切に評価が行えない項目については、複数の指標の組み合わせ、定性的な評価項目の達成状況との組み合わせ等により評価。
　客観的な評価基準を設定することが困難な項目については、委員の協議により評価。

ウ　評価に併せ、必要に応じ、改善すべき事項、目標設定の妥当性等を記述。

（ア）評価項目
　中期計画の１、２…の区分を基本とするが、業務内容等に応じた適切な評価項目の区分を決定する。

（イ）達成度の考え方
　当該事業年度及び中期目標の期間における達成度を評価する。中期目標の期間における達成度については、各事業年度の達成度を勘案して評価する。原則、中期計画で数値目標が記述されていれば、数値による進捗状況の把握ができるようにする。

（ウ）評価基準及び評価指標
　項目ごとに評価基準及び評価指標を定めることとする。

（エ）評価の観点

評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に示されている政策評価の観点も踏まえ、「必要性」、「効率性」及び「有効性」の観点から行う。

（３）全体的評価

ア　独立行政法人の任務達成に向けた、事業の実施、財務、人事に係るマネージメント等ついて、それぞれの観点から評価。

イ　項目別の評価の結果等を総合し、独立行政法人全体について評価。

※　中期計画の終了時の実績評価については、必要に応じ次期中期目標に向けて独立行政法人の組織及び業務の在り方についても必要性等の観点から評価。

（ア）項目別の評価等を勘案し、以下の観点について評価を実施する。

- ○　事業の実施
  業務の効率化、サービスの提供等の業務の適切な遂行等に関する評価。
- ○　財務
  財務諸表により適切に財務管理がなされているかを評価。
- ○　人事に係るマネージメント
  能力が最大限発揮されるような人事管理がなされているかを評価。

（イ）独立行政法人全体についての評価

- ○　当該年度又は中期目標の期間における中期計画の達成度（項目別の評価、主要な観点についての評価等を総合的に勘案）
- ○　業務運営の改善その他の勧告

３．評価の進め方

①　評価委員会において、評価指標、評価基準等を設定。具体的には、各分科会において個別に検討し、評価委員会に報告。

設定に当たっては、必要に応じ独立行政法人の意見を聴取。

設定された評価指標、評価基準等に基づいて各独立行政法人が作成する項目別の評価のための評価調書の様式を作成。

②　各分科会の検討過程において「基本的考え方」について修正すべき点がある場合、その他、各独立行政法人に共通して定めるべきと考えられる事項がある場合は、他の分科会と意見調整。

③　通則法に基づき、独立行政法人は、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後３月以内に主務大臣に提出し、承認を受けなければならない。主務大臣は、承認しようとするときは、評価委員会の意見を聴かなければならない。
　各独立行政法人は、項目別の評価調書も財務諸表等にあわせて提出。

④　評価委員会において、実績報告書等に基づき評価を実施。
　評価に当たっては、各独立行政法人から、業務の実績、自己評価等を聴取。
　評価委員会の評価結果を次年度の予算要求作業（７月頃）に反映できるように上記の手続を前倒しして実施することも検討。

参考４

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構第２期中期目標

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）は、日本郵政公社（以下「公社」という。）から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的としている。

この目的を果たすため、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定に基づき、機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を以下のとおり定める。

第１　中期目標の期間

中期目標の期間は、平成 24 年４月１日から平成 29 年３月 31 日までの５年間とする。

第２　業務運営の効率化に関する事項

１　組織運営の効率化に関する事項

機構の運営に当たっては、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの検討等により業務運営コストを縮減することとし、業務や組織の在り方について継続的に点検を行い、機動的に見直しを実施すること。

また、中期目標期間中に、国際ボランティア貯金寄附金の配分を完了し、業務体制の見直しを図ること。

２　業務経費等の削減に関する事項

公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行する中で、可能な限り業務の効率化を進め、特に、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、必要に応じて適切な見直しを行うこと。具体的には、機構の一般管理費及び業務経費の合計（業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費及び人件費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において、平成 23 年度の当該経費の 95%以下とすること。

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。

また、適切かつ効率的に業務を実施するため、業務量に応じて組織・人員の合理化を図り、計画的に人件費の削減を進めるものとし、その際、部の統合についても検討すること。

なお、人件費の削減に当たっては、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、具体

的な削減目標を設定し、必要な取組を実施していくこと。

３　契約の点検・見直しに関する事項

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づき機構が策定した「随意契約等見直し計画」を着実に実施することにより、契約の適正化を引き続き推進し、業務運営の効率化を図ること。

具体的には、随意契約の適正化の取組、一者応札・応募の改善に向けた公告方法・期間、入札参加条件の見直し等の取組を継続することにより、コストの削減や透明化の確保を図ること。

なお、少額随意契約についても、引き続き、複数の業者から見積りを徴することを徹底し、経費の効率的使用を図っていくこと。

第３　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

１　資産の確実かつ安定的な運用

公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、郵便貯金資産及び簡易生命保険資産について確実かつ安定的な運用を行うよう努めること。また、再保険先において確実かつ安定的な運用が行われるようその状況を把握すること。

２　提供するサービスの質の維持・向上

委託した郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、これらの業務の委託先及び再委託先に対して定期及び随時の確認等を行うとともに、必要に応じて改善を求める等の措置を講ずること。

特に、委託先及び再委託先における保険金等支払対応、顧客情報管理、苦情申告対応等、国民に対して提供するサービスの質の維持・向上に向けて引き続き改善していくことが求められる点については、委託先及び再委託先に対して、態勢整備を含め対応状況のモニタリングを行うとともに、不適切事例が発生した場合には、その発生原因等を分析し、その結果を基に必要に応じて一層の再発防止策の実施を指導する等、改善に向けた取組を強化すること。また、従来と比較してどのように改善されたかについて、検証すること。

なお、委託先の監督に当たっては、特に以下の点に留意すること。

（１）　郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の提供場所及び提供時間について、利用者の利便の確保に配慮したものとなるよう努めること。

（２）　預金者、契約者等の利便を図るために特に迅速な処理が必要な手続について標準処理期間を設定し、その期間内に案件の９割以上を処理すること。

また、監査業務の実施に当たっては、委託先及び再委託先の実施する内部監査の結果

の利用を進めるなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにすること。

３　預金者等への周知

郵便貯金管理業務について、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を適時に把握し、郵便貯金の預金者にその状況を周知することにより、郵便貯金に係る債務の履行の確保・促進を図ること。

簡易生命保険管理業務について、支払義務が発生した保険金等の残存状況を適時に把握し、簡易生命保険の契約者等にその状況を周知することにより、簡易生命保険に係る債務の履行の確保・促進を図ること。

なお、広報業務の実施に当たっては、実際に窓口において権利行使をした者に対する実態調査等を行い、費用対効果を十分検証しつつ、より効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにすること。

４　照会等に対する対応

預金者、契約者等からの照会等に対し迅速かつ的確に対応するとともに、委託先及び再委託先においても同様の対応が確保されるよう努めること。

５　情報の公表等

公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれらに係る債務の確実な履行について、その透明性を高め、利用者の理解を深めるため、取扱営業所の数や業務の内容等、上述の目的を達成するために必要な業務及び組織その他経営内容に関する情報を引き続き公表すること。

公表に当たっては、ホームページを活用した情報提供を行うこと。情報提供に当たっては、充実した情報を利用者に分かりやすく、迅速に提供することに努めること。

第４　財務内容の改善に関する事項

「第２　業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

第５　その他業務運営に関する重要事項

１　内部統制の充実・強化

法令等を遵守しつつ業務を行い、機構に期待される役割を十全かつ適切に果たしていくため、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成 22 年３月 23 日独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）及び政策評価・独立行政法人評価委員

会が公表した総務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見（平成 22 年 12 月 22 日付け政委第 34 号及び平成 23 年 12 月９日付け政委第 28 号）を踏まえ、今後も日常的なモニタリング、監事監査、内部監査等を通じて定期的又は随時に内部統制の独立的評価を実施し、内部統制の更なる充実･強化を図っていくこと。

２　適切な労働環境の確保

職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するとともに、適材適所の人事配置を行うこと。また、メンタルヘルス、人権等の労務課題への適切な対応を図ること。

３　機構の保有する個人情報の保護

保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努めること。

郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう監督を行うこと。また、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の再委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう委託先を通じて監督を行うこと。

４　災害等の不測の事態の発生への対処

東日本大震災の際の対応等を踏まえ、災害等の不測の事態が発生した場合においても、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務を適切に実行できるように、リスク管理体制の充実を図ること。

また、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう監督を行うこと。また、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の再委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう委託先を通じて監督を行うこと。

５　情報セキュリティ対策の推進

セキュリティ対策に係る政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。

６　積立金の処分

中期目標期間の最終年度の決算整理を行った後、なお、積立金があるときは、次期中期目標期間繰越積立金として総務大臣の承認が行われる金額を控除した残余の金額を国庫に納付すること。

なお、積立金の処分に当たっては、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出すること。

７　その他

業務の運営に当たって、環境保全の観点から環境に与える影響に配慮し、適切な対応を図るよう努めること。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構第２期中期計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第29条第１項の規定に基づき平成24年３月２日付けをもって総務大臣から指示があった平成24年４月１日から平成29年３月31日までの期間（以下「中期目標期間」という。）における独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を達成するため、同法第30条第１項の規定に基づき、中期目標を達成するための計画を次のとおり定める。

第１　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

１　組織運営の効率化

各部門の業務分担、業務遂行のプロセス等を分析し、管理部門の簡素化、アウトソーシングの検討等、効率的な運営体制を確保することにより業務運営コストの縮減を図ることとし、機構に課せられた業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、業務及び組織体制について継続的に点検を行うとともに、必要に応じて人員配置の見直しを行う。

なお、中期目標期間内の国際ボランティア貯金の寄附金の配分完了に向けて、公募、監査等の進行管理や必要に応じた配分方法の見直しを行うとともに、配分が完了した際には、業務の縮小に応じた人員削減等の業務体制の見直しを図る。

２　業務経費等の削減

機構が日本郵政公社（以下「公社」という。）から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行できるよう配意しつつ、職員の意識改革、業務運営の効率化を進め、特に、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、必要に応じて適切な見直しを行うこととし、一般管理費及び業務経費の合計（業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費及び人件費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において、平成23年度の当該経費の95%以下とする。

また、一般管理費及び業務経費の削減及び効率的使用に当たっては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく「随意契約等見直し計画(平成22年４月)」に掲げる次の事項を引き続き着実に実施し、契約の適正化及び透明性の確保を図る。

①　随意契約の見直し
②　一者応札・一者応募の見直し
③　契約監視委員会による点検

なお、少額随意契約についても、複数業者から見積りを徴することを徹底する。

人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、削減目標を設定し、国家公務員に準じた人件費改革に取り組むこととする。

役職員の給与に関しては、国家公務員の給与の見直しの動向を踏まえ、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方を検証し、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果及び取組状況を公表する。

なお、目標の設定に当たっては、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平

成24年法律第２号）に基づく、国家公務員の給与削減の取組を踏まえた目標を設定するものとする。

また、適切かつ効率的に業務を実施するため、定期的に業務量の変化を検証し、その結果を踏まえ、組織・人員の合理化等を図ることとし、その際、部の統合についても検討する。

第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

１　資産の確実かつ安定的な運用

（１）機構が公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、郵便貯金資産及び簡易生命保険資産について、郵便貯金資産の運用計画（別紙１）及び簡易生命保険資産の運用計画（別紙２）に従い、確実かつ安定的な運用を行うよう努めるものとする。

（２）再保険先である株式会社かんぽ生命保険において確実かつ安定的な運用が行われるよう、同社における運用状況を毎月把握し、必要に応じ、下記２（１）①及び②による確認等を行うこととする。

２　提供するサービスの質の維持・向上

（１）委託先の監督

郵便貯金管理業務の委託先である株式会社ゆうちょ銀行及び簡易生命保険管理業務の委託先である株式会社かんぽ生命保険（以下「委託先」と総称する。）に対し、委託した業務について、利用者の利便を確保するため、業務の質の維持・向上に努めるとともに、委託先が行う銀行業務及び生命保険業務と同等以上の質を確保することを求めることとする。

また、委託した郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適正性の確保のため、委託先に対する監督方針を定め、次のとおり確認等を行うとともに、必要に応じ改善を求める等の措置を講ずることとする。特に、保険金等支払対応、顧客情報管理、苦情申告対応等については、留意するものとする。

① 事業年度ごとに重点確認項目及び項目ごとのスケジュールを設定し、確認を行うとともに、不適切事例が発生した場合には、その発生原因等を分析し、必要に応じて一層の再発防止策を講じるよう指導する等、改善に向けた取組強化及び改善状況の検証を行う。

なお、重点確認項目の設定に当たっては、国民に対して提供するサービスの質の維持・向上に向けて引き続き取り組む必要性を十分考慮することとする。

② 事業年度ごとに実地監査計画を定め、委託先の本支店、出張所等における委託業務の実施状況を監査する。

なお、監査業務の実施に当たっては、監査項目や監査対象局所を選定する際に、委託先の実施する内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにする。

（２）再委託先の監督

郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の再委託先に対し再委託された業務について、再委託先が業務を再々委託する場合も含め、業務の質の維持・向上に努めるとともに、再委託先が行う銀行業の代理業務及び生命保険契約の維持・管理業務と同等以上

の質を確保するよう、委託先を通じて求めることとする。

また、再委託した郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の適正性の確保のため、委託先を通じた上記（１）①及び②に準じる確認等を行うとともに、必要に応じ改善を求める等の措置を講ずるよう再委託先に求めることとする。特に、保険金等支払対応、顧客情報管理、苦情申告対応等については、留意するものとする。

（３）監督に当たり留意する事項

①　郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の提供場所及び提供時間

利用者の利便の確保に配慮したものとなるよう、委託先及び再委託先に対し、委託先が行う銀行業務及び生命保険業務並びに再委託先が行う銀行業の代理業務及び生命保険契約の維持・管理業務と同等以上の提供場所及び提供時間を確保するように求めることとする。

②　標準処理期間の設定

預金者、契約者等の利便を図るため、次の取扱いについて、標準処理期間を設定し、その期間内に案件の９割以上を処理するよう、委託先に求めることとする。

その対応状況について、必要に応じ上記（１）①及び②による確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずることとする。

（郵便貯金管理業務）（詳細は別紙３のとおり）

ア　貯金証書・保管証の再交付の取扱い

イ　定額郵便貯金及び定期郵便貯金に係る払戻証書の発行の取扱い

ウ　残高証明書の発行の取扱い

（簡易生命保険管理業務）（詳細は別紙４のとおり）

ア　満期保険金の支払

イ　入院保険金の支払

ウ　生存保険金の支払

エ　失効・解約還付金の支払

オ　基本契約の死亡保険金の支払

３　業務の実施状況の継続的な分析

利用者の意見を把握するとともに、業務の見直し等に資する調査等を行うことにより、業務の実施状況を継続的に分析し、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上に努めることとする。

４　照会等に対する迅速かつ的確な対応

郵便貯金の預金者、簡易生命保険の契約者等からの直接の照会等に対し迅速かつ的確に対応することとする。

委託先及び再委託先に対しては、郵便貯金の預金者、簡易生命保険の契約者等からの照会等に迅速かつ的確に対応することを求めることとし、その対応状況について、必要に応じ、上記２（１）①及び②による確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずることとする。

５　情報の公表等

（１）機構が承継した郵便貯金及び簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれらに係る債務の確実な履行について、その透明性を高め、利用者の理解を深めるため、機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報等並びにコンプライアンスの推進その他の機構の取組内容等に関する情報を引き続き毎事業年度公表することとする。

なお、これらの情報の公表は、直近の事業年度に係る財務諸表について通則法第38条

第１項の規定による総務大臣の承認を受けた日から２月以内に行うこととする。

（２）（１）の情報その他の情報の提供に当たっては、ホームページを積極的に活用することとする。ホームページは、利用者に分かりやすくするよう努めるとともに、その充実を図るため、年１回以上ホームページの掲載内容について検証を行うこととする。

６　預金者等への周知

郵便貯金管理業務について、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎月把握し、郵便貯金の預金者に対しその状況を年１回以上周知することにより、郵便貯金に係る債務の履行の確保・促進を図る。

簡易生命保険管理業務について、支払義務が発生した保険金等の残存状況を毎月把握し、簡易生命保険の契約者等にその状況を年１回以上周知することにより、簡易生命保険に係る債務の履行の確保・促進を図る。

なお、広報業務の実施に当たっては、実際に窓口において満期を迎えた貯金や満期保険金を受け取った方等に対する実態調査等を行い、費用対効果を十分検証しつつ、より効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにする。

第３　財務内容の改善に関する事項

１　予算

別表１のとおり

２　収支計画

別表２のとおり

３　資金計画

別表３のとおり

４　短期借入金の限度額

短期借入金をする計画はない。

５　重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。

第４　その他業務運営に関する重要事項

１　施設及び設備に関する計画

施設及び設備に関する計画はない。

２　適切な労働環境の確保

（１）人事に関する計画

①　方針

ⅰ　業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。

ⅱ　職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価制度を実施する。

② 人員に係る指標

期末の常勤職員数については、40人以内とする。

（参考１）

期初の常勤職員数　40人

（参考２）

中期目標期間中の人件費総額見込み　1,827百万円

【郵便貯金勘定　907百万円、簡易生命保険勘定　920百万円】

ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除いた費用である。

（２）労務課題

セクシャルハラスメントの防止、メンタルヘルス等について管理体制を確立するなど、職場環境を整備する。

３　機構が保有する個人情報の保護

（１）機構における個人情報の保護

保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努めることとする。

（２）委託先における個人情報の保護

委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう、それぞれの業務の委託契約において個人情報の保護に関する事項を定め、必要に応じ上記第２の２（１）①及び②の確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずることとする。

（３）再委託先における個人情報の保護

再委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう、それぞれの業務の再委託契約において個人情報の保護に関する事項を定めることを義務付けるとともに、必要に応じ、委託先を通じての上記第２の２（１）①及び②に準じる確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずるよう再委託先に求めることとする。

４　災害等の不測の事態の発生への対処

（１） 機構における対処

東日本大震災の際の対応等を踏まえ、災害等の不測の事態が発生した場合においても、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務を適切に実行できるように、緊急時の対応マニュアルを作成するとともに、年１回以上その内容について検証する等、リスク管理体制の充実を図る。

（２）委託先における対処

委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう、リスク管理体制について、必要に応じ上記第２の２（１）①及び②の確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずることとする。

（３）再委託先における対処

再委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう、リスク管理体制について、必要に応じ、委託先を通じての上記第２の２（１）①及び②に準じる確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずるよう再委託先に求めることとする。

５　内部統制の充実・強化

法令等を遵守しつつ業務を行い、機構のミッションを有効かつ効率的に果たすため、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成 22 年３月 23 日独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）等を踏まえ、特に次の点に留意の上、内部統制の充実・

強化を図る。
① 統制環境の整備
② 機構のミッション等の達成を阻害するリスクの識別、評価及び対応
③ 統制活動としての方針等の整備
④ 重要な情報の識別、処理及び伝達に係る態勢の整備
⑤ モニタリング態勢の整備
⑥ ＩＣＴの利用環境の整備等

６ 情報セキュリティ対策の推進

セキュリティ対策に係る政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシーの見直し、職員の教育・訓練の実施、遵守状況の把握等、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

７ 積立金の処分に係る金額の厳格な算出等

中期目標期間の最終年度に係る通則法第44条第１項本文又は第２項の規定による整理を行った後、同条第１項の規定による積立金があるときは、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出し、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）第25条第１項の規定による総務大臣の承認を受けるものとする。当該金額を控除してなお残余があるときは、同条第３項の規定に基づき、その残余の額を国庫納付する。

８ その他

環境保全の観点から、環境に与える影響に配慮した業務運営を行う。

別紙１

郵便貯金資産の運用計画

１　基本方針

（１）安全・確実性を重視した運用

郵便貯金の元本・利子を確実に支払う必要があることから、安全・確実性を重視する。

（２）運用方法

①　株式会社ゆうちょ銀行に対する預金

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）が日本郵政公社（以下「公社」という。）から承継した各郵便貯金に係る預入年月日、預入金額、据置期間又は預入期間、利率、利子の計算方法及び利子の支払方法（以下「預入条件」という。）と同一の預入条件により、株式会社ゆうちょ銀行に対する預金を行う。

②　預金者貸付け

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号。以下「整備法」という。）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第２条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和22年法律第144号）第64条の規定により預金者に対する貸付けを行う。

③　地方公共団体に対する貸付け

整備法附則第６条第２項の規定により、公社から承継した地方公共団体に対する貸付けに係る債権を保有する。

④　その他

国債、地方債及び政府保証債（以下「国債等」という。）を取得する。この場合、満期まで保有する運用を基本とする。

また、郵便貯金勘定における流動性を確保するため、預金による運用を行う。

（３）有価証券の保有目的区分の設定

金融商品の会計基準に基づく保有目的区分については、「満期保有目的の債券」に区分することを基本とする。

（４）市場への影響に配慮

各資産の市場規模に配意する等、市場に及ぼす影響が少なくなるよう配慮する。

２　中期目標期間における資産構成

中期目標期間中における資産構成を次のとおり定める。

- 機構が公社から承継した郵便貯金に相当する資産と同額の株式会社ゆうちょ銀行に対する預金
- 機構が株式会社ゆうちょ銀行から借り入れる資金と同額の預金者貸付け及び地方公共団体に対する貸付け
- その他、現金及び預金並びに郵便貯金勘定における流動性を確保しつつ取得する国債等

別紙２

簡易生命保険資産の運用計画

１　基本方針

（１）安全・確実性を重視した運用

簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、債務を確実に履行するため、安全・確実性を重視する。

（２）運用方法

①　契約者貸付け

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号。以下「機構法」という。）第29条第１号の規定により、保険契約者に対する貸付けを行う。

②　株式会社かんぽ生命保険への預託

機構法第29条第２号の規定により、株式会社かんぽ生命保険への預託に係る債権を保有する。

③　地方公共団体に対する貸付け

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号。以下「整備法」という。）附則第18条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第２条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和24年法律第68号）第88条の規定によりされた地方公共団体に対する貸付け及び整備法附則第18条第２項の規定により、日本郵政公社（以下「公社」という。）から承継した地方公共団体に対する貸付けに係る債権を保有する。

④　公庫公団等に対する貸付け

整備法附則第47条の規定により、公社から承継した郵便貯金法等の一部を改正する法律（平成12年法律第98号）第５条の規定による改正前の簡易生命保険の積立金の運用に関する法律（昭和27年法律第210号）第３条第１項第５号及び第10号に掲げる貸付けに係る債権を保有する。

⑤　その他

簡易生命保険勘定における流動性を確保するため、預金を中心とした運用を基本とし、国債、地方債及び政府保証債（以下「国債等」という。）に運用する場合は、満期まで保有することを基本とする。

（３）有価証券の保有目的区分の設定

金融商品の会計基準に基づく保有目的区分については、「満期保有目的の債券」に区分することを基本とする。

（４）市場への影響に配慮

各資産の市場規模に配意する等、市場に及ぼす影響が少なくなるよう配慮する。

２　中期目標期間における資産構成

中期目標期間中における資産構成を次のとおり定める。

・　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が株式会社かんぽ生命保険から借り入れる資金と同額の契約者貸付け、地方公共団体に対する貸付け及び公庫公団等に対する貸付け

・　その他、現金及び預金並びに簡易生命保険勘定における流動性を確保しつつ取得する国債等

別紙３

郵便貯金管理業務に係る標準処理期間

<table>
<tr><th colspan="3">項　目</th><th>標準処理期間</th></tr>
<tr><td colspan="3">貯金証書・保管証の再交付
（住所氏名変更を伴う場合を含む。）</td><td>３日</td></tr>
<tr><td colspan="3">定額郵便貯金及び定期郵便貯金に係る払戻証書の発行
（住所氏名変更を伴う場合を含む。）</td><td>４日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">残高証明書の発行</td><td rowspan="2">当該貯金の管理担当貯金事務センターの処理</td><td>自貯金事務センター受入分</td><td>４日</td></tr>
<tr><td>他貯金事務センター受入分</td><td>２日</td></tr>
<tr><td>当該貯金の管理担当貯金事務センター以外の貯金事務センターの処理</td><td>管理担当貯金事務センターへの関係資料の発送</td><td>４日</td></tr>
</table>

注：１　上記は、貯金事務センターにおける標準処理期間（非営業日を除く。）である。
２　非営業日の翌営業日に受け入れたものに係る標準処理期間は、上記の日数に１日を加えた日数とする。
３　貯金事務センターとは、郵便貯金の原簿の管理等を行う株式会社ゆうちょ銀行の組織をいう。
４　管理担当貯金事務センターとは、残高証明書の発行に係る郵便貯金の原簿の管理等を行う貯金事務センターをいう。

別紙４

簡易生命保険管理業務に係る標準処理期間

項 目	標準処理期間
満期保険金の支払	５日
入院保険金の支払	５日
生存保険金の支払	５日
失効・解約還付金の支払	５日
基本契約の死亡保険金の支払	５日

注：１　入院保険金の支払には、手術保険金の支払が含まれる。

２　処理期間は、株式会社かんぽ生命保険又は再委託先で保険金等の支払請求に必要な書類が完備した日の翌日から保険金等が支払われる日までの期間（営業日とする。）とし、約款で定める保険金等を支払うために確認が必要な場合を除く。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構中期計画の予算等（平成24年度～平成28年度）

【総　表】

別表1　予算

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
収入	
業務収入	53,956,490
保険料等収入	52,424,873
運用収入	1,505,242
手数料収入	64
その他の業務収入	26,311
借入金償還原資	15,461,571
計	69,418,061
支出	
業務経費	53,953,832
保険金等支払金	52,443,927
支払利子	1,505,203
その他の業務支出	4,701
一般管理費	312
人件費	2,338
施設整備費	－
借入金償還	15,461,571
計	69,418,053

【人件費の見積り】

期間中総額1，827百万円を支出する。

ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除いた費用である。

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2　収支計画

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
収益の部	52,073,098
経常収益	52,073,098
保険料等収入	50,552,023
資産運用収益	1,494,700
役務取引等収益	64
その他業務収益	－
その他経常収益	26,311
費用の部	52,073,096
経常費用	52,073,096
保険金等支払金	50,571,073
資金調達費用	1,494,661
役務取引等費用	64
その他業務費用	－
事業費	4,444
一般管理費	1,298
その他経常費用	1,556
経常利益	2
特別利益	－
特別損失	－
当期純利益	2
当期総利益	2

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3　資金計画

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
資金支出	103,024,319
業務活動による支出	80,161,570
投資活動による支出	7,400,428
財務活動による支出	15,461,571
次期への繰越金	750
資金収入	103,024,319
業務活動による収入	56,094,403
保険料等収入	52,424,863
貸付金の回収等	2,067,838
運用収入	1,575,327
手数料収入	64
その他の業務収入	26,311
投資活動による収入	38,852,769
財務活動による収入	8,046,677
前期よりの繰越金	30,469

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構中期計画の予算等（平成24年度～平成28年度）

【郵便貯金勘定】

別表1　予算

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
収入	
業務収入	291,523
運用収入	288,474
手数料収入	64
その他の業務収入	2,985
借入金償還原資	2,067,689
計	2,359,212
支出	
業務経費	290,236
支払利子	288,437
その他の業務支出	1,799
一般管理費	144
人件費	1,137
施設整備費	－
借入金償還	2,067,689
計	2,359,206

【人件費の見積り】

期間中総額907百万円を支出する。

ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除いた費用である。

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2　収支計画

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
収益の部	280,981
経常収益	280,981
資産運用収益	277,932
役務取引等収益	64
その他業務収益	－
その他経常収益	2,985
費用の部	280,981
経常費用	280,981
郵便貯金利子	167,237
借入金利息	110,658
役務取引等費用	64
その他業務費用	－
事業費	2,251
一般管理費	619
その他経常費用	153
経常利益	0
特別利益	－
特別損失	－
当期純利益	0
当期総利益	0

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3　資金計画

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
資金支出	28,525,469
業務活動による支出	26,426,528
投資活動による支出	31,149
財務活動による支出	2,067,689
次期への繰越金	103
資金収入	28,525,469
業務活動による収入	2,359,361
貸付金の回収等	2,067,838
運用収入	288,474
手数料収入	64
その他の業務収入	2,985
投資活動による収入	25,457,387
財務活動による収入	678,896
前期よりの繰越金	29,825

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構中期計画の予算等（平成24年度～平成28年度）

【簡易生命保険勘定】

別表1　予算

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
収入	
業務収入	53,664,967
保険料等収入	52,424,873
運用収入	1,216,768
その他の業務収入	23,326
借入金償還原資	13,393,882
計	67,058,849
支出	
業務経費	53,663,595
保険金等支払金	52,443,927
支払利子	1,216,766
その他の業務支出	2,901
一般管理費	168
人件費	1,202
施設整備費	－
借入金償還	13,393,882
計	67,058,847

【人件費の見積り】

期間中総額920百万円を支出する。

ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除いた費用である。

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2　収支計画

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
収益の部	51,792,117
経常収益	51,792,117
保険料等収入	50,552,023
資産運用収益	1,216,768
その他業務収益	－
その他経常収益	23,326
費用の部	51,792,115
経常費用	51,792,115
保険金等支払金	50,571,073
資金調達費用	1,216,766
事業費	2,193
一般管理費	679
その他経常費用	1,404
経常利益	2
特別利益	－
特別損失	－
当期純利益	2
当期総利益	2

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3　資金計画

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
資金支出	74,498,850
業務活動による支出	53,735,042
投資活動による支出	7,369,279
財務活動による支出	13,393,882
次期への繰越金	647
資金収入	74,498,850
業務活動による収入	53,735,042
保険料等収入	52,424,863
運用収入	1,286,853
その他の業務収入	23,326
投資活動による収入	13,395,382
財務活動による収入	7,367,781
前期よりの繰越金	645

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の平成 24 事業年度の業務運営に関する計画（平成 24 年度年度計画）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条第１項の規定に基づき、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）の平成 24 年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

第１　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

１　組織運営の効率化

業務内容に対応した柔軟かつ機動的な人員配置を行うことにより、組織の活性化を図り、効率的な運営体制を確保することとする。

効率的な運営体制の確保に当たっては、業務の実施体制について、管理部門の簡素化、アウトソーシングの可否等を含め、全般的な検証を行い、業務の効率化を図ることとする。

なお、中期目標期間内の国際ボランティア貯金の寄附金の配分完了に向けて、公募、監査等の進行管理を行う。

２　業務経費等の削減

機構が日本郵政公社（以下「公社」という。）から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行できるよう配意しつつ、職員の意識改革を図るとともに、各業務への適切な資源配分を行うため、各部門における業務の進捗状況と経費の使用状況を的確に把握し、特に、一般管理費については、必要最小限の使用に努めるべく、必要に応じ、見直しを適時適切に行うこととし、一般管理費及び業務経費の合計（業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費及び人件費を除く。）が、中期目標期間の最終年度である平成 28 年度において平成 23 年度の当該経費の 95%以下とすることを目標として、経費削減を推進する。

また、一般管理費及び業務経費の削減及び効率的使用に当たっては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく「随意契約等見直し計画(平成22年４月)」に掲げる次の事項を引き続き着実に実施し、契約の適正化及び透明性の確保を図る。

①　随意契約の見直し
②　一者応札・一者応募の見直し
③　契約監視委員会による点検

なお、少額随意契約についても、複数業者から見積りを徴することを徹底する。

人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、削減目標を設定し、国家公務員に準じた人件費改革に取り組むこととする。

具体的には、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第２号）を踏まえて役員報酬規程及び職員給与規程の見直し等を行うこととし、人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。以下同じ。）を、平成23年度の役員交代による影響を補正した人件費実績額の91.97%以下とすることを目標として削減に取り組むこととする。

また、給与水準については、対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）が100以下となることを目標として、引き続き適正な給与水準の維持に努めていくこととする。

第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

１　資産の確実かつ安定的な運用

（１）機構が公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、郵便貯金資産及び簡易生命保険資産について、郵便貯金資産の運用計画（別紙１）及び簡易生命保険資産の運用計画（別紙２）に従い、方針を定め、確実かつ安定的な運用を行うよう努めるものとする。

（２）再保険先である株式会社かんぽ生命保険において確実かつ安定的な運用が行われるよう、同社における運用状況を毎月把握し、必要に応じ、下記２（１）③による確認等を行うこととする。

２ 提供するサービスの質の維持・向上

（１）委託先の監督

①　業務の質の維持・向上

郵便貯金管理業務の委託先である株式会社ゆうちょ銀行及び簡易生命保険管理業務の委託先である株式会社かんぽ生命保険（以下「委託先」と総称する。）に対し、委託した業務について、利用者の利便を確保するため、業務の質の維持・向上に努めるとともに、委託先が行う銀行業務及び生命保険業務と同等以上の質を確保することを求めることとする。

②　監督方針の策定

委託した郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適正性の確保のため、委託先に対する監督方針を定めることとする。

③　確認等

監督方針に基づき、確認等を行うとともに、不適切事例が発生した場合には、その発生原因等を分析し、必要に応じて一層の再発防止策を講じるよう指導する等、改善に向けた取組強化及び改善状況の検証を行う。

なお、平成24年度における重点確認項目等は、国民に対して提供するサービスの質の維持・向上に向けて引き続き取り組む必要性を考慮の上、次のとおりとすることとし、項目ごとのスケジュールについては監督方針等に盛り込むこととする。

ア　重点確認項目

（郵便貯金管理業務）

ⅰ　委託先及び再委託先（郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の再委託先である日本郵便株式会社をいう。以下同じ。）における内部管理態勢の充実・強化に係る改善計画に基づく取組

ⅱ　顧客情報の管理

ⅲ　苦情申告等の対応

ⅳ　委託先の外部委託の管理

ⅴ　その他業務品質の確保に係る事項

ⅵ　会計に関する業務の適正性

（簡易生命保険管理業務）

ⅰ　委託先及び再委託先における内部管理態勢の充実・強化に係る改善計画に基づ

く取組
ii　顧客情報の管理
iii　苦情申告等の対応
iv　保険金等支払の管理
v　委託先の外部委託の管理
vi　その他業務品質の確保に係る事項
vii　会計に関する業務の適正性

イ　実地監査計画

平成24年度における実地監査計画を定め、実地監査を行う。

なお、実地監査計画には、次の内容を盛り込むこととし、実施に当たっては、監査項目や監査対象局所を選定する際に、委託先の実施する内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努める。

（郵便貯金管理業務）

・　委託先の本社、本支店又は出張所等及び再委託先の本社、支社又は郵便局等（局規模等を勘案）を対象として、委託業務の実施状況を監査する。

・　実地監査は、必要に応じ、上記アの項目並びに下記（３）①及び②に掲げる項目について行う。

（簡易生命保険管理業務）

・　委託先の本社、サービスセンター又は支店及び再委託先の本社、支社又は郵便局等（局規模等を勘案）を対象として、委託業務の実施状況を監査する。

・　実地監査は、必要に応じ、上記アの項目並びに下記（３）①及び②に掲げる項目について行う。

（２）再委託先の監督

再委託先に対し再委託された業務について、再委託先が業務を再々委託する場合も含め、業務の質の維持・向上に努めるとともに、再委託先が行う銀行業の代理業務及び生命保険契約の維持・管理業務と同等以上の質を確保するよう、委託先を通じて求めることとする。

また、再委託した郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の適正性の確保のため、委託先を通じて、上記（１）③による確認等を行うとともに、上記（１）③イの実地監査計画に基づき実地監査を実施し、必要に応じ、改善計画の策定及びその履行を求める等の措置を講ずるよう委託先を通じて再委託先に求めることとする。

（３）監督に当たり留意する事項

①　郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の提供場所及び提供時間

利用者の利便の確保に配慮したものとなるよう、委託先及び再委託先に対し、委託先が行う銀行業務及び生命保険業務並びに再委託先が行う銀行業の代理業務及び生命保険契約の維持・管理業務と同等以上の提供場所及び提供時間を確保するように求めることとする。

②　標準処理期間の設定

預金者、契約者等の利便を図るため、次の取扱いについて、標準処理期間を設定し、その期間内に案件の９割以上を処理するよう、委託先に求めることとする。

その対応状況について、必要に応じ、上記（１）③による確認等を行うとともに、改善計画の策定及びその履行を求める等の措置を講ずることとする。

（郵便貯金管理業務）（詳細は別紙３のとおり）

ア　貯金証書・保管証の再交付の取扱い
イ　定額郵便貯金及び定期郵便貯金に係る払戻証書の発行の取扱い
ウ　残高証明書の発行の取扱い

（簡易生命保険管理業務）（詳細は別紙４のとおり）
ア　満期保険金の支払
イ　入院保険金の支払
ウ　生存保険金の支払
エ　失効・解約還付金の支払
オ　基本契約の死亡保険金の支払

３　業務の実施状況の継続的な分析

郵便貯金の預金者に対する郵便貯金の利用及び簡易生命保険の契約者等に対する簡易生命保険の利用に関する御意見等を把握し、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の監督業務等に反映させるための調査等を行い、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上に努めることとする。

４　照会等に対する迅速かつ的確な対応

郵便貯金の預金者、簡易生命保険の契約者等からの直接の照会等に対しては、応答マニュアルや応対事例集を参考として、迅速かつ的確に対応することとする。

委託先及び再委託先に対しては、郵便貯金の預金者、簡易生命保険の契約者等からの照会等に迅速かつ的確に対応することを求めることとし、その対応状況について、必要に応じ、上記２（１）③による確認等を行うとともに、改善計画の策定及びその履行を求める等の措置を講ずることとする。

５　情報の公表等

（１）機構が承継した郵便貯金及び簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれらに係る債務の確実な履行について、その透明性を高め、利用者の理解を深めるため、機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報等並びにコンプライアンスの推進その他の機構の取組内容等について、ディスクロージャー誌を作成し機構に備え付ける等、その内容を引き続き公表することとする。

なお、これらの情報の公表は、直近の事業年度に係る財務諸表について通則法第 38 条第１項の規定による総務大臣の承認を受けた日から２月以内に行うこととする。

（２）機構の情報の提供に当たっては、ホームページを積極的に活用することとする。また、ユーザビリティ、アクセシビリティについて必要に応じ改善等し、利用者に分かりやすくするよう努めるとともに、その充実を図ることとする。

６　預金者等への周知

郵便貯金管理業務について、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎月把握し、郵便貯金の預金者に対しその状況をホームページにより公表するとともに、預入期間を経過した郵便貯金の有無の確認及びその早期払戻しを呼びかける新聞広告等を行うことにより、郵便貯金に係る債務の履行の確保・促進を図る。

簡易生命保険管理業務について、支払義務が発生した保険金等の残存状況を毎月把握し、簡易生命保険の契約者等に対しその状況をホームページにより公表するとともに、受取未済の保険金等の有無の確認及びその早期受取りを呼びかける新聞広告等を行うことにより、簡易生命保険に係る債務の履行の確保・促進を図る。

なお、広報業務の実施に当たっては、実際に窓口において満期を迎えた貯金や満期保険金を受け取った方等に対する調査等の実施に向けて準備を行う。

第３　財務内容の改善に関する事項

１　予算
別表１のとおり

２　収支計画
別表２のとおり

３　資金計画
別表３のとおり

第４　その他業務運営に関する重要事項

１　適切な労働環境の確保
（１）人事に関する計画
①　方針
ⅰ　業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。
ⅱ　職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価を実施する。
②　人員に係る指標
年度末の常勤職員数については、40 人以内とする。
（２）労務課題
ハラスメントの防止、メンタルヘルス等について、引き続き、相談員や産業医の活用等を行い管理する。

２　機構が保有する個人情報の保護
（１）機構における個人情報の保護
個人情報管理規程に基づき、四半期に１回当該規程の遵守状況をチェックすることにより、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努めることとする。
（２）委託先における個人情報の保護
委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう、それぞれの業務の委託契約において定めている個人情報の保護に関する事項について、必要に応じ、上記第２の２（１）③の確認等を行うとともに、改善計画の策定及びその履行を求める等の措置を講ずることとする。
（３）再委託先における個人情報の保護
再委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう、それぞれの業務の再委託契約において定めている個人情報の保護に関する事項について、必要に応じ、委託先を通じて、上記第２の２（１）③に準じる確認等を行うとともに、改善計画の策定及びその履行を求める等の措置を講ずるよう再委託先に求めることとする。

３ 災害等の不測の事態の発生への対処
（１）機構における対処
東日本大震災の際の対応等を踏まえ、災害等の不測の事態が発生した場合においても、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務を適切に実行できるように、緊急時の対応

マニュアルについて周知するとともに、その内容について年度内に１回検証し、必要に応じ、見直しを行うことにより、リスク管理体制の充実を図る。

（２）委託先における対処

委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう、リスク管理体制について、必要に応じ、上記第２の２（１）③の確認等を行うとともに、改善計画の策定及びその履行を求める等の措置を講ずることとする。

（３）再委託先における対処

再委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう、リスク管理体制について、必要に応じ、委託先を通じて、上記第２の２（１）③に準じる確認等を行うとともに、改善計画の策定及びその履行を求める等の措置を講ずるよう再委託先に求めることとする。

４　内部統制の充実・強化

法令等を遵守しつつ業務を行い、機構のミッションを有効かつ効率的に果たすため、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成 22 年３月 23 日独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）等を踏まえ、特に次の点に留意の上、内部統制の充実・強化を図る。

① 統制環境の整備
② 機構のミッション等の達成を阻害するリスクの識別、評価及び対応
③ 統制活動としての方針等の整備
④ 重要な情報の識別、処理及び伝達に係る態勢の整備
⑤ モニタリング態勢の整備
⑥ ＩＣＴの利用環境の整備等

５　情報セキュリティ対策の推進

セキュリティ対策に係る政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシーの見直し、職員の教育・訓練の実施、遵守状況の把握等、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

６　積立金の処分に係る金額の厳格な算出等

前期中期目標期間の最終年度に係る通則法第 44 条第１項本文又は第２項の規定による整理を行った後、同条第１項の規定による積立金があるときは、中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出し、機構法第 25 条第１項の規定による総務大臣の承認を受けるものとする。当該金額を控除してなお残余があるときは、同条第３項の規定に基づき、その残余の額を国庫納付する。

７　その他

環境への負荷の低減に資する原材料・部品を利用している物品等の調達の推進を盛り込んだ「環境物品等の調達の推進を図るための方針」及び消費電力の削減等を盛り込んだ「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づき、継続的に環境に配慮した業務運営を行う。

別紙１

郵便貯金資産の運用計画

１　基本方針

（１）安全・確実性を重視した運用

郵便貯金の元本・利子を確実に支払う必要があることから、安全・確実性を重視する。

（２）運用方法

①　株式会社ゆうちょ銀行に対する預金

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）が日本郵政公社（以下「公社」という。）から承継した各郵便貯金に係る預入年月日、預入金額、据置期間又は預入期間、利率、利子の計算方法及び利子の支払方法（以下「預入条件」という。）と同一の預入条件により、株式会社ゆうちょ銀行に対する預金を行う。

②　預金者貸付け

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号。以下「整備法」という。）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第２条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和 22 年法律第 144 号）第 64 条の規定により預金者に対する貸付けを行う。

③　地方公共団体に対する貸付け

整備法附則第６条第２項の規定により、公社から承継した地方公共団体に対する貸付けに係る債権を保有する。

④　その他

国債、地方債及び政府保証債（以下「国債等」という。）を取得する。この場合、満期まで保有する運用を基本とする。

また、郵便貯金勘定における流動性を確保するため、預金による運用を行う。

（３）有価証券の保有目的区分の設定

金融商品の会計基準に基づく保有目的区分については、「満期保有目的の債券」に区分することを基本とする。

（４）市場への影響に配慮

各資産の市場規模に配意する等、市場に及ぼす影響が少なくなるよう配慮する。

２　平成24年度における資産構成

平成24年度における資産構成を次のとおり定める。

- 機構が公社から承継した郵便貯金に相当する資産と同額の株式会社ゆうちょ銀行に対する預金
- 機構が株式会社ゆうちょ銀行から借り入れる資金と同額の預金者貸付け及び地方公共団体に対する貸付け
- その他、現金及び預金並びに郵便貯金勘定における流動性を確保しつつ取得する国債等

別紙２

簡易生命保険資産の運用計画

１　基本方針

（１）安全・確実性を重視した運用

簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、債務を確実に履行するため、安全・確実性を重視する。

（２）運用方法

①　契約者貸付け

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号。以下「機構法」という。）第29条第１号の規定により、保険契約者に対する貸付けを行う。

②　株式会社かんぽ生命保険への預託

機構法第29条第２号の規定により、株式会社かんぽ生命保険への預託に係る債権を保有する。

③　地方公共団体に対する貸付け

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号。以下「整備法」という。）附則第18条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第２条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和24年法律第68号）第88条の規定によりされた地方公共団体に対する貸付け及び整備法附則第18条第２項の規定により、日本郵政公社（以下「公社」という。）から承継した地方公共団体に対する貸付けに係る債権を保有する。

④　公庫公団等に対する貸付け

整備法附則第47条の規定により、公社から承継した郵便貯金法等の一部を改正する法律（平成12年法律第98号）第５条の規定による改正前の簡易生命保険の積立金の運用に関する法律（昭和27年法律第210号）第３条第１項第５号及び第10号に掲げる貸付けに係る債権を保有する。

⑤　その他

国債、地方債及び政府保証債（以下「国債等」という。）を取得する。この場合、満期まで保有する運用を基本とする。

また、簡易生命保険勘定における流動性を確保するため、預金による運用を行う。

（３）有価証券の保有目的区分の設定

金融商品の会計基準に基づく保有目的区分については、「満期保有目的の債券」に区分することを基本とする。

（４）市場への影響に配慮

各資産の市場規模に配意する等、市場に及ぼす影響が少なくなるよう配慮する。

２　平成24年度における資産構成

平成24年度における資産構成を次のとおり定める。

・　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が株式会社かんぽ生命保険から借り入れる資金と同額の契約者貸付け、地方公共団体に対する貸付け及び公庫公団等に対する貸付け

・　その他、現金及び預金並びに簡易生命保険勘定における流動性を確保しつつ取得する国債等

別紙３

郵便貯金管理業務に係る標準処理期間

<table>
<tr><th colspan="3">項 目</th><th>標準処理期間</th></tr>
<tr><td colspan="3">貯金証書・保管証の再交付
（住所氏名変更を伴う場合を含む。）</td><td>３日</td></tr>
<tr><td colspan="3">定額郵便貯金及び定期郵便貯金に係る払戻証書の発行
（住所氏名変更を伴う場合を含む。）</td><td>４日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">残高証明書の発行</td><td rowspan="2">当該貯金の管理担当貯金事務センターの処理</td><td>自貯金事務センター受入分</td><td>４日</td></tr>
<tr><td>他貯金事務センター受入分</td><td>２日</td></tr>
<tr><td>当該貯金の管理担当貯金事務センター以外の貯金事務センターの処理</td><td>管理担当貯金事務センターへの関係資料の発送</td><td>４日</td></tr>
</table>

注：１　上記は、貯金事務センターにおける標準処理期間（非営業日を除く。）である。
２　非営業日の翌営業日に受け入れたものに係る標準処理期間は、上記の日数に１日を加えた日数とする。
３　貯金事務センターとは、郵便貯金の原簿の管理等を行う株式会社ゆうちょ銀行の組織をいう。
４　管理担当貯金事務センターとは、残高証明書の発行に係る郵便貯金の原簿の管理等を行う貯金事務センターをいう。

別紙４

簡易生命保険管理業務に係る標準処理期間

項 目	標準処理期間
満期保険金の支払	５日
入院保険金の支払	５日
生存保険金の支払	５日
失効・解約還付金の支払	５日
基本契約の死亡保険金の支払	５日

注：１　入院保険金の支払には、手術保険金の支払が含まれる。
　　２　処理期間は、株式会社かんぽ生命保険又は再委託先で保険金等の支払請求に必要な書類が完備した日の翌日から保険金等が支払われる日までの期間（営業日とする。）とし、約款で定める保険金等を支払うために確認が必要な場合を除く。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構平成24年度年度計画の予算等

【総　表】

別表1　予算

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
収入	
業務収入	13,499,964
保険料等収入	13,099,688
運用収入	388,663
手数料収入	20
その他の業務収入	11,593
借入金償還原資	3,564,200
計	17,064,164
支出	
業務経費	13,499,455
保険金等支払金	13,109,805
支払利子	388,655
その他の業務支出	996
一般管理費	83
人件費	450
施設整備費	－
借入金償還	3,564,200
計	17,064,188

【人件費の見積り】

期間中総額348百万円を支出する。

ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除いた費用である。

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2　収支計画

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
収益の部	13,167,484
経常収益	13,167,484
保険料等収入	12,767,322
資産運用収益	388,548
役務取引等収益	20
その他業務収益	－
その他経常収益	11,593
費用の部	13,167,483
経常費用	13,167,483
保険金等支払金	12,777,467
資金調達費用	388,540
役務取引等費用	20
その他業務費用	－
事業費	888
一般管理費	255
その他経常費用	313
経常利益	
特別利益	－
特別損失	－
当期純利益	0
当期総利益	0

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3　資金計画

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
資金支出	27,460,705
業務活動による支出	22,095,197
投資活動による支出	1,800,496
財務活動による支出	3,564,200
次期への繰越金	812
資金収入	27,460,705
業務活動による収入	14,032,541
保険料等収入	13,099,686
貸付金の回収等	536,083
運用収入	385,158
手数料収入	20
その他の業務収入	11,593
投資活動による収入	11,376,079
財務活動による収入	2,021,615
前期よりの繰越金	30,469

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構平成24年度年度計画の予算等

【郵便貯金勘定】

別表1　予算

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
収入	
業務収入	85,320
運用収入	84,704
手数料収入	20
その他の業務収入	595
借入金償還原資	535,935
計	621,255
支出	
業務経費	85,088
支払利子	84,697
その他の業務支出	392
一般管理費	38
人件費	218
施設整備費	－
借入金償還	535,935
計	621,279

【人件費の見積り】

期間中総額173百万円を支出する。

ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除いた費用である。

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2　収支計画

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
収益の部	85,205
経常収益	85,205
資産運用収益	84,589
役務取引等収益	20
その他業務収益	－
その他経常収益	595
費用の部	85,205
経常費用	85,205
郵便貯金利子	55,705
借入金利息	28,877
役務取引等費用	20
その他業務費用	－
事業費	450
一般管理費	120
その他経常費用	32
経常利益	0
特別利益	－
特別損失	－
当期純利益	0
当期総利益	0

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3　資金計画

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
資金支出	9,226,509
業務活動による支出	8,684,059
投資活動による支出	6,349
財務活動による支出	535,935
次期への繰越金	167
資金収入	9,226,509
業務活動による収入	621,403
貸付金の回収等	536,083
運用収入	84,704
手数料収入	20
その他の業務収入	595
投資活動による収入	8,347,514
財務活動による収入	227,767
前期よりの繰越金	29,825

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構平成24年度年度計画の予算等

【簡易生命保険勘定】

別表1　予算

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
収入	
業務収入	13,414,645
保険料等収入	13,099,688
運用収入	303,959
その他の業務収入	10,998
借入金償還原資	3,028,265
計	16,442,909
支出	
業務経費	13,414,367
保険金等支払金	13,109,805
支払利子	303,958
その他の業務支出	604
一般管理費	45
人件費	231
施設整備費	－
借入金償還	3,028,265
計	16,442,909

【人件費の見積り】

期間中総額175百万円を支出する。

ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除いた費用である。

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2　収支計画

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
収益の部	13,082,279
経常収益	13,082,279
保険料等収入	12,767,322
資産運用収益	303,959
その他業務収益	－
その他経常収益	10,998
費用の部	13,082,279
経常費用	13,082,279
保険金等支払金	12,777,467
資金調達費用	303,958
事業費	438
一般管理費	134
その他経常費用	281
経常利益	
特別利益	－
特別損失	－
当期純利益	0
当期総利益	0

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3　資金計画

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
資金支出	18,234,196
業務活動による支出	13,411,138
投資活動による支出	1,794,148
財務活動による支出	3,028,265
次期への繰越金	645
資金収入	18,234,196
業務活動による収入	13,411,138
保険料等収入	13,099,686
運用収入	300,454
その他の業務収入	10,998
投資活動による収入	3,028,565
財務活動による収入	1,793,848
前期よりの繰越金	645

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

参考７

○独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）（抄）

（中期目標）

第二十九条　主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

２　中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）

二　業務運営の効率化に関する事項

三　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

四　財務内容の改善に関する事項

五　その他業務運営に関する重要事項

３　主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（中期計画）

第三十条　独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

二　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

三　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四　短期借入金の限度額

四の二　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

五　前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し､又は担保に供しようとするときは、その計画

六　剰余金の使途

七　その他主務省令で定める業務運営に関する事項

３　主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

４　主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

５　独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（年度計画）

第三十一条　独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

２　独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第三十二条　独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

２　前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

３　評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

４　評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。

５　審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

（中期目標に係る事業報告書）

第三十三条　独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第三十四条　独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

２　前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

３　第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

（財務諸表等）

第三十八条　独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

２　独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。）を付けなければならない。

３　主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

４　独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第四十四条　独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

２　独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

３　独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第六号の剰余金の使途に充てることができる。

４　主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

５　第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

○独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成 17 年法律第 101 号）（抄）

（利益及び損失の処理の特例等）

第二十五条　機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち総務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理することができる。

２　総務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

３　機構は、第一項に規定する通則法第四十四条第一項の規定による積立金の額に相当する金額から第一項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

４　機構については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

５　前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

○独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法施行令（平成 19 年政令第 234 号）（抄）

（積立金の処分に係る承認の手続）

第一条　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（以下「法」という。）第二十五条第一項の規定により積立金の額に相当する金額の全部又は一部を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しようとするときは、同項の規定による承認を受けようとする金額を記載した承認申請書を総務大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

２　前項の承認申請書には、期間最後の事業年度（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第五条第一項に規定する期間最後の事業年度をいう。以下同じ。）の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の総務省令で定める書類を添付しなければならない。

（国庫納付金の納付の手続）

第二条　機構は、法第二十五条第三項に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを総務大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

２　総務大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

（国庫納付金の納付期限）

第三条　国庫納付金は、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

○独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成 19 年総務省令第 98 号）（抄）

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価の手続）

第五条　機構は、通則法第三十二条第一項の規定により各事業年度における業務の実績について独立行政法人評価委員会の評価を受けようとするときは、当該事業年度の年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を、当該事業年度の終了後三月以内に、総務省の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。

（中期目標の期間の終了後の業務実績報告）

第六条　機構に係る通則法第三十三条の事業報告書には、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにしなければならない。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価の手続）

第七条　機構は、通則法第三十四条第一項 の規定により各中期目標の期間における業務の実績について独立行政法人評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に

定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を、当該中期目標の期間の終了後三月以内に、総務省の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。

（財務諸表）

第十五条　機構に係る通則法第三十八条第一項の主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

（積立金の処分に係る承認申請書の添付書類）

第三十条　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法施行令（平成十九年政令第二百三十四号）第一条第二項の総務省令で定める書類は、当該中期目標の期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該中期目標の期間最後の事業年度の損益計算書とする。

○行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）（抄）

（政策評価の在り方）

第三条　行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果（当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ。）を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない。

２　前項の規定に基づく評価（以下「政策評価」という。）は、その客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、次に掲げるところにより、行われなければならない。

一　政策効果は、政策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握すること。

二　政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図ること。

第五条　政府は、政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、政策評価に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　政策評価の実施に関する基本的な方針

二　政策評価の観点に関する基本的な事項

三　政策効果の把握に関する基本的な事項

四　事前評価（政策を決定する前に行う政策評価をいう。以下同じ。）の実施に関する基本的な事項

五　事後評価（政策を決定した後に行う政策評価をいう。以下同じ。）の実施に関する基本的な事項

六　学識経験を有する者の知見の活用に関する基本的な事項

七　政策評価の結果の政策への反映に関する基本的な事項

八　インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項

九　その他政策評価の実施に関する重要事項

３　基本方針においては、前項に掲げる事項のほか、第二十条から第二十二条までの規定に基づき実施し、又は実施しようとしている措置その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項を定めるものとする。

４　総務大臣は、審議会等（国家行政組織法　（昭和二十三年法律第百二十号）第八条 に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

５　総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

６　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

政策評価に関する基本方針（抄）

平成１７年１２月１６日
閣　　議　　決　　定
平成１９年３月３０日
一　　部　　変　　更
平成２２年５月２５日
一　　部　　変　　更

Ⅰ　政策評価に関する基本計画の指針

１　政策評価の実施に関する基本的な方針

（２）政策評価の方式

政策評価に期待される役割を十分に果たすとともに、政策評価の効率的な実施を確保するため、政策評価を行うに当たっては、政策の特性等に応じて合目的的に、「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」（別紙）やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする。

また、政策評価の体系的かつ合理的で的確な実施を確保するため、政策体系をあらかじめ明らかにすることを基本とし、その実施に当たっては、政策評価の対象とする政策が、どのような目的の下にどのような手段を用いるものかという対応関係を明らかにした上で行うものとする。

なお、各行政機関の所掌する政策が、複数行政機関に関係する政策（上位目的）と関連する場合は、複数行政機関に関係する政策との関係をあらかじめ明らかにするよう努めるものとする。

２　政策評価の観点に関する基本的な事項

政策評価の実施に当たっては、評価の対象とする政策の特性に応じて適切な観点を選択、具体化し、総合的に評価するものとする。

政策評価の観点としては、法第３条第１項に明示された必要性、効率性及び有効性の観点がある。このうち、必要性の観点からの評価は、政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるかなどを明らかにすることにより行うものとする。また、効率性の観点からの評価は、政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係を明らかにすることにより行うものとする。有効性の観点からの評価は、得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係を明らかにすることにより行うものとする。有効性の観点からの評価は、得ようとする政策効果

と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係を明らかにすることにより行うものとする。

上記のほか、政策の特性に応じて選択して用いる観点としては、公平性の観点や優先性の観点などが考えられる。この公平性の観点からの評価は、行政目的に照らして政策効果や費用の負担が公平に分配されているか、あるいは分配されるものとなっているかを明らかにすることにより行うものである。また、優先性の観点からの評価は、これらの観点からの評価を踏まえて当該政策を他の政策よりも優先すべきかを明らかにすることにより行うものである。

政策評価の観点の基本的な適用の考え方については、基本計画において示すものとする。

3　政策効果の把握に関する基本的な事項

ア　政策効果の把握に当たっては、対象とする政策の特性に応じた、適用可能であり、かつ、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な手法を用いるものとする。

その際、できる限り政策効果を定量的に把握することができる手法を用いるものとし、これが困難である場合、又はこれが政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結びつかない場合においては、政策効果を定性的に把握する手法を用いるものとする。この場合においても、できる限り、客観的な情報・データや事実を用いることにより、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るものとする。また、すべてにおいて、初めから高度かつ厳格な手法の適用を画一的に行うより、簡易な手法であっても、その有用性が認められているものがあれば当該手法を適用し、政策評価の実施の過程を通じ知見を蓄積して手法の高度化を進めていくことにより政策評価の質の向上を図っていく等の取組を進めていくものとする。

イ　政策効果の把握の基本的な考え方については、基本計画において示すものとする。

ウ　政策効果の把握に当たっては、政策の特性も踏まえ、より包括的な政府活動の目的に照らした効果・影響についてもできる限り把握するよう努めるものとする。

エ　また、政策効果の把握に関しては、当該政策に基づく活動の実施過程を通じて政策効果の把握に必要な情報・データや事実が効果的・効率的に入手できるよう、その収集・報告の方法等についてあらかじめ配慮するよう努めるものとする。その際、関係者に協力を求める必要がある場合にあっては、その理解が得られる範囲内で適切な効果の把握に努めるものとする。

オ　なお、政策に基づく具体的活動の実施主体が行政機関以外であり、政策効果の把握のために必要となる場合にあっては、当該実施主体に対し把握しようとする政策効果やその把握のための方法等について示すなどにより、できる限りその理解と協力を得るよう努め、適切に政策効果の把握を行うものとする。

４　（略）

５　事後評価の実施に関する基本的な事項

ア　事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとする。

イ　事後評価の実施に当たっては、行政目的と手段の関係を念頭に置きつつ、政策評価の結果を政策に適切に反映するために合理的と認められる単位により行うものとする。なお、各行政機関の任務やそれと一体不可分な根幹的な基本方針などの目的については、これに照らして評価を行うものとしてとらえられるのが通常である。

ウ　事後評価は、社会経済情勢の変化等による政策の見直し・改善の必要、政策効果の発現状況等を勘案して適切なタイミングで行うものとする。

エ～カ　（略）

６～９　（略）

Ⅱ、Ⅲ　（略）

（別紙）

[事業評価方式]

個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式

（注）「事業評価」は、個別公共事業に係る事前及び事後の評価を指すものとして用いられることがある。

[実績評価方式]

政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式

[総合評価方式]

政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式

参考８

総務省独立行政法人評価委員会議事規則

総務省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百十八号。以下「委員会令」という。）第十条の規定に基づき、総務省独立行政法人評価委員会議事規則を次のように定める。

平成十三年二月二十七日

総務省独立行政法人評価委員会委員長

（目的）

第一条　総務省独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営については、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第二条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

２　委員長は、会議を招集しようとするときは、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下同じ。）に対しあらかじめ議題、日時及び場所を通知しなければならない。

３　委員長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員に対し文書による審議を行うことを通知し、会議をすることができる。

なお、この会議を行った場合は、委員長が招集する次の会議に報告しなければならない。

（議長）

第三条　委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

（委員会への資料の提出）

第四条　委員会に対する付議にあたっては、総務大臣及び独立行政法人は、必要な資料を提出するものとする。

（意見の聴取）

第五条　委員長は、その調査審議に当たり、必要と認めるときは、会議の議題に関し、広く意見を聴くことができる。

２　委員会は、前項の意見の聴取に係る議題の調査審議に当たり、聴取した意見を参考としなければならない。

（職員の出席）

第六条　委員長は、必要があると認めるときは、関係の職員を会議に出席させて、議題に関し説明させ、又は質疑に答えさせることができる。

（公開に関する取扱い）

第七条　会議は、原則として、公開とする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

２　会議における議事録及び配布資料（以下「議事録等」という。）は、原則として、公開とする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、議事録等の一部又は全部を非公開とすることができる。

３　委員会の事務局は議事概要を速やかに作成し、委員長の承認を得て公開する。

（分科会）

第八条　委員会令第五条第一項に定める分科会の議事の手続その他分科会の運営については、第二条から前条までの規定を準用する。

２　分科会の議事については、次の委員会に報告しなければならない。

３　この規則に定めるもののほか、議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って決める。

（分科会の議決）

第九条　独立行政法人に関する業務方法書の認可、中期目標の変更、中期計画の変更に係る認可、各事業年度に係る業務の実績に関する評価、財務諸表の承認、利益及び損失の処理の承認、借入金等の認可、不要財産に係る国庫納付等の認可、不要財産に係る民間等出資の払戻しの請求をすることができる旨の催告の認可、財産の処分等の認可、積立金の処分の承認並びに役員に対する報酬等の支給基準の決定に関する事項については、分科会の議決をもって、委員会の議決とすることができる。

（部会）

第十条　分科会の定めるところにより、部会を置くことができる。

２　部会の議事の手続その他部会の運営については、第二条から第七条までの規定を準用する。

３　部会の議事については、次の付議に係る分科会に報告しなければならない。

４　この規則に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

（部会の所掌事務）

第十一条　前条の部会の所掌等は、その設置のときに分科会において定める。

附　則

この規則は、平成二十三年三月十日から施行する。

参考９

総務省独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会
委員等名簿

委　員

釜江　廣志（かまえ　ひろし）	東京経済大学経済学部教授
重川　純子（しげかわ　じゅんこ）	埼玉大学教育学部教授
米山　高生（よねやま　たかう）	一橋大学大学院商学研究科教授

専門委員

石川　恵子（いしかわ　けいこ）	日本大学経済学部准教授
恩藏　三穂（おんぞう　みほ）	高千穂大学商学部教授
梶川　融（かじかわ　とおる）	太陽ＡＳＧ有限責任監査法人総括代表社員（ＣＥＯ）
佐野　真理子（さの　まりこ）	主婦連合会事務局長
丹生谷　美穂（にうのや　みほ）	弁護士
宮村　健一郎（みやむら　けんいちろう）	東洋大学経営学部教授

（敬称略）